



大阪医科薬科大学  
Osaka Medical and Pharmaceutical University

# 学生生活の手引き

2026

Faculty of  
Pharmacy

## はじめに

いま手に取っていただいている「学生生活の手引き」には、学生のみなさんが大学生生活を送るうえで欠かせない生活全般、課外活動に関する情報や、学内諸規定を、コンパクトにまとめてあります。

在学中わからないこと、困ったことがあったときは、まずこの冊子を開いてみましょう。詳しい情報は、各連絡先から入手することができます。

有意義な大学生生活を送るためにも、この「学生生活の手引き」を上手に活用してください。

学生生活や授業に関する最新の情報は、大阪医科薬科大学ホームページ、各学部の UNIVERSAL PASSPORT、シラバスを通じて発信していますので、併せてご覧ください。

### 大阪薬科大学



1904

大阪道修薬学校設立

1925

道修女子薬学専門学校設立

1949

帝国薬学専門学校と改称

1950

大阪薬科大学設置認可

1968

薬学科、製薬学科の2学科制とする

1975

大学院薬学研究科薬学専攻修士課程設置

1984

大学院薬学研究科薬学専攻博士課程設置

2006

薬学科(6年制課程)、薬科学科(4年制課程)設置

2010

大学院薬学研究科薬科学専攻修士課程設置

2012

大学院薬学研究科薬学専攻博士課程(4年制)設置

大学院薬学研究科薬科学専攻博士後期課程設置

### 大阪医科大学



1927

大阪高等医学専門学校設立

1929

大阪高等医学専門学校附属看護婦学校設立

1946

大阪医科大学設置認可(旧制大学)

1952

大阪医科大学設置認可(新制大学)

1959

大学院医学研究科博士課程設置

1978

附属看護婦学校を附属看護専門学校に変更

2009

看護学部設置

2014

大学院看護学研究科設置

2020

大学院医学研究科修士課程設置

2021.4

「大阪医科薬科大学」  
誕生

# 全学共通

<b>1</b>	建学の精神・学是	3
<b>2</b>	大学の理念・目的	3
<b>3</b>	大阪医科薬科大学 学歌	4
<b>4</b>	キャンパス	5
<b>5</b>	学生生活についての基本事項	8
<b>6</b>	健康管理について	16
<b>7</b>	災害発生時の基本的対応	23

### 建学の精神

# 国際的視野に立った良質の教育、研究および医療の 実践を通して至誠仁術を体現する医療人を育成する

## 学 是

### 至誠仁術

財団法人大阪高等医学専門学校は卒業生が医人として「救世仁術」の域に達することを念じています。設立者吉津度のいう「救世」は、仏の悟りを求める菩薩のように豊かな人間性を示すもので、人格として最高の表現とされる「integrity(誠実性)」に共通します。この「integrity」は、孟子の「是の故に誠は、天の道なり。誠を思うは、人の道なり。至誠にして動かざる者、未だ之れ有らず。誠あらざれば、未だ能く動かす者有らず。」における「至誠」と考えられることから、「救世」を孟子の時代から近世、そして現在も使われる崇高で、誠実・篤実な人間性を意味する「至誠」に置き換えました。

すなわち、「至誠」とは人が人間性を追い求めると誠実・篤実あるいは清廉性の境地に到達することで、その誠実・篤実の人が為す医療を「仁術」ということから、「至誠仁術」を本学の学是とします。

### 大学の理念

#### (学則第1条)

大阪医科薬科大学（以下、「本学」という。）は、建学の精神及び学是（至誠仁術）に基づき、国際的視野に立った教育、研究或いは良質な医療の実践をとおして、人間性豊かで創造性に富み人類の福祉と文化の発展に貢献する医療人を育成する。

### 大学の目的

#### (学則第2条)

本学は、大学の理念に基づき、豊かな人間性と国際的視野を備えた次の人材を育成することを目的とする。

- (1) 人類共通の課題である健康の維持増進並びに疾病の予防と克服及び苦痛の軽減に努める人材
- (2) 変化する社会に対応し最新の知識と最良の技術を生涯学び続ける人材
- (3) 地域医療から世界に通じる研究開発にわたる領域で探究心を持って活躍する人材



# 大阪医科薬科大学 学歌

作 詞 永田 和宏  
作曲・編曲 千住 明

一、風さゆる 淀の川岸 歩みつつ

若者よ

生命の不思議に 魅せられて  
世界の知へと 挑むべし

医学薬学 相携へて

病む人にこそ 耳傾けよ

若き日々を ここに集はむ  
ああ北摂の われらが母校

二、はるかなる 生駒山脈 霞みつつ

若者よ

生命の謎に 触れながら  
世界へ問ひを 発すべし

医学薬学 相携へて

病む人どこそ ともにあるべし

若き日々を ともに語らむ  
ああ北摂の われらが母校

三、みどりなす 加茂勢の山を 眺めつつ

若者よ

生命の重みを 受け止めて  
医療を拓く 人となれ

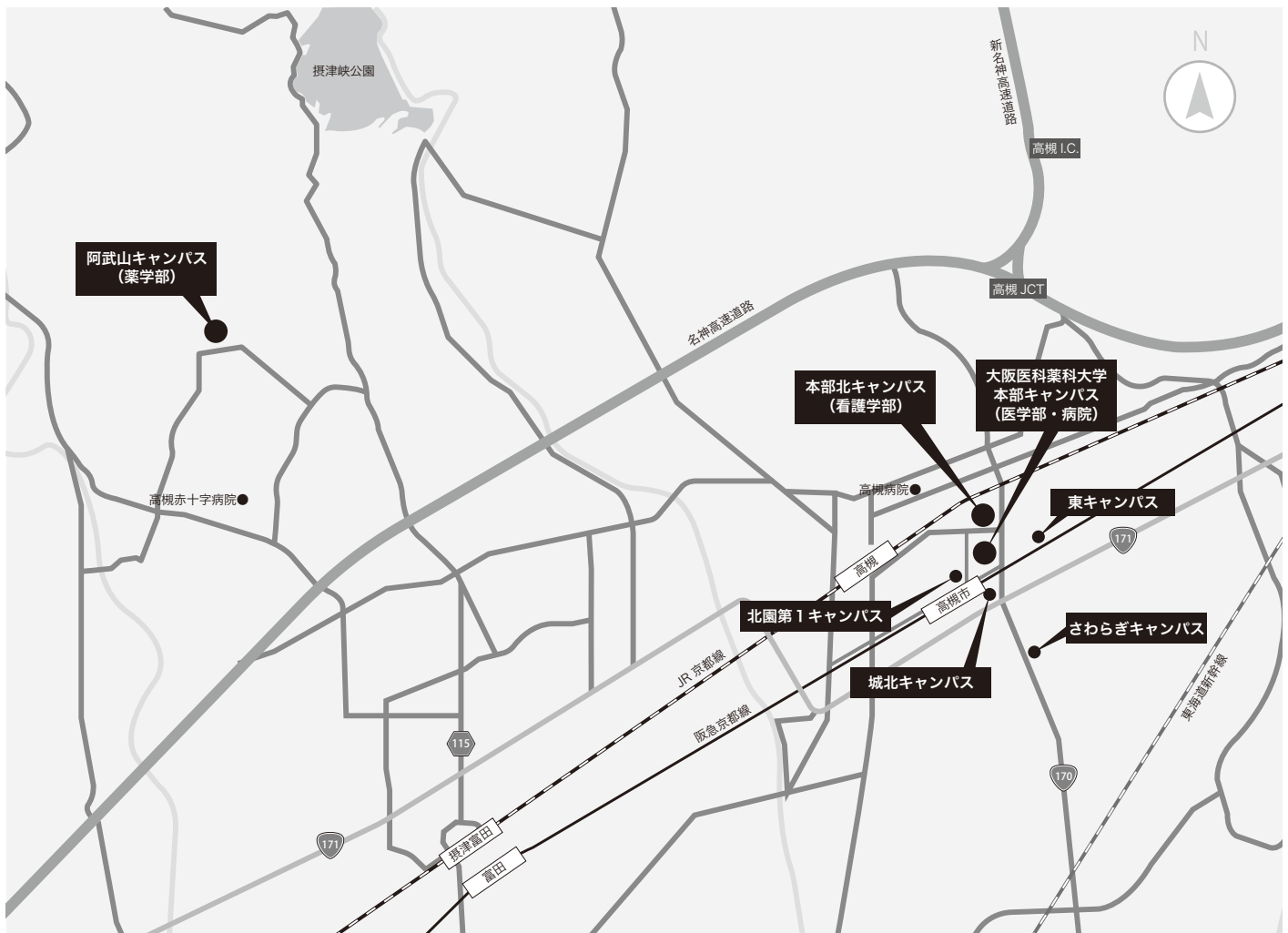
医学薬学 相携へて

病む人をこそ やさしく包め

若き日々を ともに進まむ  
ああ北摂の われらが母校

ああ北摂の われらが母校

## 4 キャンパス

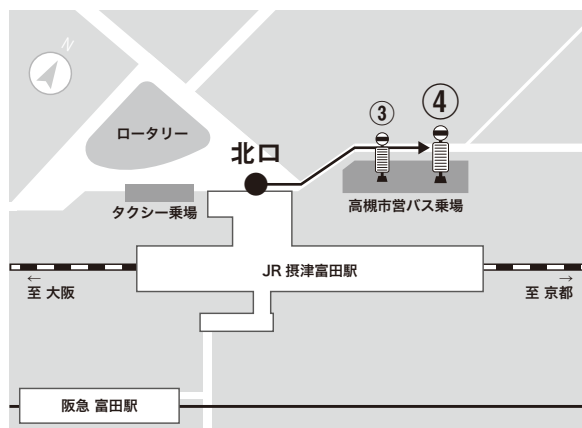


### ■ 本部キャンパス

JR 東海道本線 (JR 京都線) 「高槻」 駅下車 南口より徒歩 8 分  
阪急京都線 「高槻市」 駅下車 出口 1 よりすぐ

### ■ 阿武山キャンパス

JR 東海道本線 (JR 京都線) 「摂津富田」 駅又は阪急京都線 「富田」 駅下車後  
高槻市営バス 「JR 富田駅」 (4 番乗場) で 「大阪医科薬科大学 (薬学部)」 行き又は 「公団阿武山」 行きに乗車し、  
「大阪医科薬科大学 (薬学部)」 下車



## 本部 / 本部北キャンパス拡大図

### 本部キャンパス

- C01 - 総合研究棟
- C02 - 本館・図書館棟
- C03 - 講義実習棟
- C04 - 新講義実習棟
- C07 - 第1研究館
- C09 - 第3研究館
- C10 - 管理棟
- C15 - 歴史資料館  
(旧別館 / 登録有形文化財)

- H01 - 病院1号館
- H02 - 病院管理棟
- H03 - 病院2号館
- H04 - 病院外来棟
- H05 - 病院3号館
- H06 - 病院本館
- H08 - 病院6号館
- H09 - 病院東館
- H10 - 病院西管理棟
- H11 - 訪問看護ステーション
- H12 - 関西BNCT共同医療センター
- H21 - 中央手術棟

### 本部北キャンパス

- C21 - 看護学部棟
- C22 - 看護学部研究棟
- C23 - 講堂
- C24 - 保育所
- C25 - 学生会館

### 北園第1キャンパス

- C32 - LDセンター



## 城北 / さわらぎキャンパス拡大図

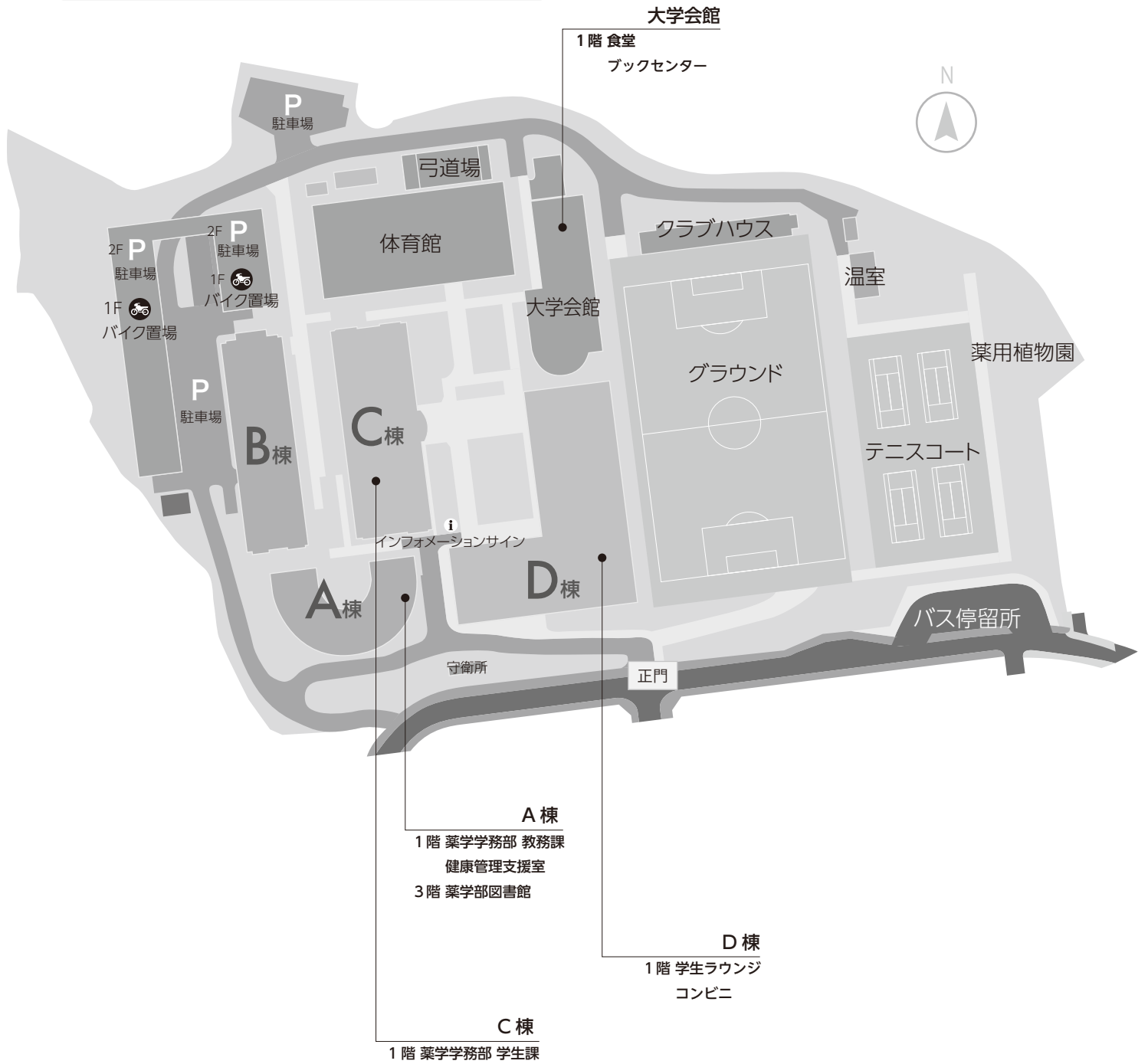
### 城北キャンパス

- C41 - 弓道場

### さわらぎキャンパス

- C51 - 体育館
- C52 - 運動場
- C53 - クラブハウス (志命館)
- C54 - 空手道場
- C55 - テニスコート

# 阿武山キャンパス拡大図



## 5 学生生活についての基本事項

### 1. 大学からの連絡事項について

大学からの連絡（通知、呼出など）は、掲示又はUNIVERSAL PASSPORT（ユニバーサルパスポート）で行われます。掲示板及びUNIVERSAL PASSPORTを毎日確認する習慣をつけてください。掲示板及び掲示に関する詳細は、各学部のページで確認してください。

#### （1）UNIVERSAL PASSPORT（ユニバーサルパスポート）について

本学には、インターネットを利用して連絡する学生ポータルシステムがあります（UNIVERSAL PASSPORT）。パソコンやスマートフォンからログインすれば、学生個人ごとに、大学からのお知らせ、時間割、学業成績などを確認できます。学生には個別にパスワードが与えられ、個人情報 は 厳重に保護されるようになっています。また、UNIVERSAL PASSPORTにメールアドレスを登録しておく と、休講情報、科目担当者からのお知らせ、大学からのお知らせなど、新しい連絡事項が入るたびにメールでも配信されますので、必ず登録しておいてください。

#### UNIVERSAL PASSPORT

##### PC版URL

医学部・薬学部・看護学部 <https://unipa.ompu.ac.jp>

#### スマートフォン対応版 QRコード



医学部  
薬学部  
看護学部

#### （2）大学ドメインのメールアドレスについて

本学では、学生に大学ドメイン（\*\*\*\*@s.ompu.ac.jp）のメールアドレスを付与しています。上記UNIVERSAL PASSPORT同様、大学からのお知らせ等を配信することがありますので、毎日確認する習慣をつけてください。

## 2. 学生証・学籍番号について

「学生証」は、本学の学生であることを証明する大切なものです。他人に貸与したり譲渡したりすることはできません。医学部・薬学部では6年間、看護学部では4年間使用しますので大切に扱ってください。構内では常に携帯し、次の場合これを呈示しなければなりません。

- (1) 本学教職員から請求があった場合
- (2) 各種証明書及び学割証の交付を受ける場合
- (3) 試験を受ける場合
- (4) ICカードリーダーにより授業の出席確認を受ける場合
- (5) 通学定期券または学割乗車券を購入の際及びそれを利用して乗車乗船し、係員から請求があった場合
- (6) 本学図書館入退館の場合

期間延長が必要な際には、UNIVERSAL PASSPORTで案内しますので、指定された期日までに手続きを済ませてください。また、卒業や退学で学生の身分を離れる場合は、返還しなければなりません。

紛失したり破損したりしたときは、学生証再交付願に所定の手数料（1,500円）を添え、以下の窓口で申し込んでください。

医学部・・・本部キャンパス 学務部 医学事務課  
 薬学部・・・阿武山キャンパス 薬学学務部 学生課  
 看護学部・・・本部北キャンパス 学務部 看護学事務課

学籍番号は、入学時に付与され在学中変わることはありません。試験や各種届出、申込みの際に必要となります。学籍番号は次のような構成になっています。

	学部・大学院 識別コード	学部・研究科 識別コード	学科・専攻 識別コード	入学年度	個人番号
例	5	1	1	26	001

### コード体系

学部・学科		学部・大学院コード	学部コード	学科コード	入学年度	個人番号
医学部	医学科	5	1	1	26	001～
薬学部	薬学科	5	2	1	26	101～
看護学部	看護学科	5	3	1	26	001～

### 博士前期課程（修士）

研究科・専攻		学部・大学院コード	研究科コード	専攻コード	入学年度	個人番号
医学研究科	医科学専攻	6	1	2	26	001～
薬学研究科	薬科学専攻	6	2	2	26	901～
看護学研究科	看護学専攻	6	3	1	26	001～

### 博士課程・博士後期課程（博士）

研究科・専攻		学部・大学院コード	研究科コード	専攻コード	入学年度	個人番号
医学研究科	医学専攻	7	1	1	26	001～
薬学研究科	薬学専攻	7	2	1	26	051～
	薬科学専攻	7	2	2	26	001～
看護学研究科	看護学専攻	7	3	1	26	001～

### 3. 人権侵害のないキャンパスを目指して

人間の尊厳に基づく人間固有の権利である人権を相互に尊重し合うことにより、人権を不当に侵害されることのない環境で修学または就労できるよう、「学校法人大阪医科薬科大学 ハラスメント等の防止等に関する規程」を定めています。

人権侵害を受けたと感じ、悩むような場合は、秘密は厳格に保護されますので、安心して学内のハラスメント相談員に相談してください。

#### ハラスメント

ハラスメント（Harassment）とはいろいろな場面での『嫌がらせ、いじめ』を言います。その種類は様々ですが、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益や脅威を与えることを指します。（「学校法人大阪医科薬科大学 ハラスメント等の防止等に関する規程」(p.99～)参照）以下に一般的なハラスメントの定義を紹介します。

#### セクシュアル・ハラスメント

行為者本人が意図するしないにかかわらず、相手が不快に思い、相手が自身の尊厳を傷つけられたと感じるような性的発言・行動を指します。

#### ジェンダー・ハラスメント

性に関する固定観念や差別意識に基づく嫌がらせなどを指します。女性又は男性という理由のみで性格や能力の評価や決め付けを行うことです。ジェンダー・ハラスメントは広義のセクシュアル・ハラスメントとされます。

#### マタニティ・ハラスメント

妊娠や出産・育児をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせや解雇・雇い止めなどの不当な扱いを受けることを指します。

#### パワー・ハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為を指します。

#### アカデミック・ハラスメント

教育・研究の場における権力を利用した嫌がらせを指します。嫌がらせを意図した場合はもちろん、上位にある者が意図せずに行った発言・行動も含まれます。

#### モラル・ハラスメント

言葉や態度、身振りや文書などによって、働く人間の人格や尊厳を傷つけたり、肉体的、精神的に傷を負わせて、職場を辞めざるを得ない状況に追い込んだり、職場の雰囲気を悪くさせることを指します。

#### アルコール・ハラスメント

飲酒の強要、イッキ飲みの強要、意図的な酔いつぶし、酔ったうえでの迷惑な発言・行動を指します。

#### その他のハラスメント

Sexual Orientation（性的指向）とGender Identity（性自認）に関連する差別やいじめ、暴力などの精神的・肉体的な嫌がらせ（いわゆるSOGIハラ）、あるいはこれらの望まぬ暴露（アウティング）などもハラスメントに位置づけられます。

喫煙者が非喫煙者に与える害やタバコにまつわる迷惑な行動、キャンパスでの学生や教職員等に対するいきすぎた言動、患者や患者家族に対する医師や看護師をはじめとする医療従事者の心ない言動などもハラスメントに含まれます。

どのように感じ、考えるかは個人によって異なることを認識し、日々他者への思いやりと配慮をもって行動することこそが、ハラスメントの防止において、最も重要です。

## 学生向け相談窓口

本部キャンパス・本部北キャンパス		代表	窓口
医学学生生活支援センター	教員、担任・メンターによる面談	センター長 廣瀬 善信 教授	医学事務課
看護学学生生活支援センター	教員、チューターによる面談	センター長 池西 悦子 教授	看護学事務課
保健管理室	面談（カウンセリング）	室長 大須賀 慶悟 教授	hokekan@ompu.ac.jp

阿武山キャンパス			
薬学部学生相談室	TEL：072-690-1077	p-counsel@ompu.ac.jp	〒569-1094 大阪府高槻市奈佐原4-20-1 大阪医科薬科大学 薬学部 学生相談室 宛
薬学学務部 学生課	TEL：072-690-1014	p-hrs-study@ompu.ac.jp	〒569-1094 大阪府高槻市奈佐原4-20-1 大阪医科薬科大学 薬学学務部 学生課 ハラスメント相談窓口 宛
健康管理支援室	TEL：072-690-1289	p-health@ompu.ac.jp	※不在時は 薬学学務部 学生課まで
相談員（大学ホームページに記載）又は、各学生担当アドバイザー	電話、メール等で連絡		

キャンパス共通：外部相談窓口			
協和綜合法律事務所	弁護士による相談	豊浦伸隆弁護士	06-6311-8800 hotline@ompu.ac.jp

## 4. 成人年齢が 18 歳に変更となったことに伴う注意事項

2022年4月1日から、民法の定める成年年齢が18歳に引き下げられました。18歳からできるようになることがある一方で、20歳にならないとできないこともあります。

成年年齢に達すると、親の同意を得なくても自分の意思で様々な契約ができるようになる一方、未成年のときとは違い、結んだ契約は原則取り消すことはできません。成年になったばかりの学生のみなさんは、社会経験が浅いため悪質な業者や勧誘にとって格好の標的です。学生生活を契約トラブルで台無しにしないよう、契約時には細心の注意をはらうようにしましょう。

18+

「18歳からできる」ようになること

- ・携帯電話の契約
- ・ひとり暮らしの部屋を借りる
- ・クレジットカードをつくる
- ・ローンを組む

20+

「20歳にならないとできない」こと

- ・飲酒
- ・喫煙
- ・競馬、競輪、オートレース、競艇
- ・国民年金の加入

### トラブルに遭わないために

(1) 契約をする前に契約内容をよく確認しましょう

口約束、スマホの画面上のたったワンクリックでの約束でも契約は成立し、署名・捺印が無くても、法的責任は発生します。契約を結ぶ前には契約書を理解するまでしっかり読みましょう。

(2) おいしい話は鵜呑みにせず、契約する気がないときはきっぱり断る

おいしい話や儲け話は、まず人に言いません。鵜呑みにしないように気を付けましょう。あいまいな返事、態度はトラブルの引き金となります。きっぱり断りましょう。

(3) あなたも加害者になる可能性があります

違法なマルチ商法などにあなたが友だちを勧誘すれば、友人関係が壊れるだけでなく行政処分や刑事罰の対象となることがあります。気を付けましょう。

(4) わからないときはひとりで悩まず「すぐ相談」

ひとりで悩んでいても解決しません。解らないことは信頼できる人（ご両親など）に相談しましょう。お住まいに近い消費生活相談センターには電話番号「188（イヤヤ）」でつながり、専門の相談員が対応してくれます。

詳細はこちらから確認することができます

法務省HP

[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00218.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00218.html)



闇バイト関係

いわゆる「闇バイト」の危険性について | 警察庁Webサイト  
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/yamibaito/hanzaishaboshu.html>



消費者庁HP

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_education/consumer\\_education/lower\\_the\\_age\\_of\\_adulthood/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/lower_the_age_of_adulthood/)



オンラインカジノ

オンラインカジノを利用した賭博は犯罪です | 警察庁Webサイト  
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/onlinecasino/onlinecasino.html>



依存症

依存症って？

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001297557.pdf>



消費者ホットライン 「188（局番なし）」 日本全国、お近くの相談窓口へ案内してくれます。

## 5. 怪しい勧誘に注意

巧妙に仕組まれたワナにはまり、気がつけば、のめり込んで学業を放棄してしまったり、健康食品、化粧品、エステ、語学教材、宝石類などの高額なローンを組まされたりすることがあります。

世間にうまい話はないと心得て、次のような怪しげな勧誘にはくれぐれも警戒し、軽々しくついて行かないこと、安易に契約書に署名しないこと、などに注意してください。また、個人情報他人には教えず、身に覚えのない請求は無視するようにしてください。

[例]

- ・正式な名称を名乗らず、サークル活動やボランティア等の活動へ誘う。
- ・「悩みの相談に乗ります」「新たな出会いが生まれます」などと近づいてくる。
- ・「あなたのために祈らせてください」と近づき、セミナーなどへ参加を強要する。
- ・健康食品を購入し、友人に売ればマージンが入り、その友人が新たに会員を増やすとボーナスが入ると一部の成功例を強調し、必ず儲かると誘惑する。
- ・街頭でアンケート調査をしていますと声をかけられ、協力してもらえれば試供品を差し上げますと事務所に誘い、高額な商品の契約を迫る。
- ・お届け物ですと部屋を訪ね、ドアを開けると水道局や消防署などの職員を装い、無料点検と言って部屋に上がり、商品の購入を執拗に迫る。
- ・出会い系サイトで知り合った異性から、会社のイベントに招待され、高額な商品を購入するよう契約させられる。
- ・カード管理会社などと偽ったメールが届き、カード番号・住所など個人データを入力させて返信させる。
- ・身に覚えのないアダルトサイトの請求のメールが、携帯に届く。

### クーリング・オフ制度

特定商取引では、一定期間内であれば無条件で契約の解除ができることを認めている制度です。クーリング・オフの期間は契約書面を受けとった日も含めて

8日間…電話による勧誘販売、訪問販売（アポイントメントセールス、キャッチセールスを含む）など

20日間…マルチ商法、内職商法

となっています。この期間内に書面（書留）または電磁的記録（電子メール、USBメモリ等の記録媒体、ウェブサイトのクーリング・オフ専用フォーム、SNS、FAXなど）で相手に通知します。なお通信販売にはこの制度は適用されません。詳細は各学部の担当課、または以下の相談機関へ問い合わせてください。

消費者庁	消費者ホットライン	高槻市立消費生活センター	近畿経済産業局消費者相談室
 消費者庁 HP	局番なし 188（いやや）	(072) 682-0999	(06) 6966-6028
		 高槻市立消費生活センター HP	 近畿経済産業局消費者相談室 HP

## 6. ソーシャルメディア等の利用について

ソーシャルメディア等の利用は簡単な操作で、自分や周囲の人に大きな影響を与える結果になってしまうこともあります。ソーシャルメディアやその他のネット環境は、便利なコミュニケーション手段として利用することもできますが、使い方を間違えると大きな問題につながる恐れもあります。ソーシャルメディアやネット上は、プライベートな場所ではありません。身近な友人だけに話しているつもりでも、その内容は他の誰かに見られる可能性があります。また、ネット上には、悪意を持って情報を扱ったり、他人のあら探しをしたりするような人もいます。以下の点をよく理解した上で慎重な利用を心がけてください。

(「学校法人大阪医科薬科大学 ソーシャルメディア利用規程」(p.110～)参照)

### (1) 秘密の保持には十分注意してください

自分自身についてだけでなく、他人や大学、その他の機関の情報についても、秘匿情報や個人情報の取扱いには十分注意してください。本名であれば、すぐに個人や機関の特定ができます。また、いくつかの情報を組み合わせれば、特定できる場合もあります。不用意な情報流出により自分自身が加害者になる可能性もあります。

### (2) ソーシャルメディアを通しての発言には十分注意してください

友人同士で話す場合と、ソーシャルメディアを通して発言する場合は、影響の範囲や威力が大きく異なります。発言を見た人、聞いた人すべてが好意的に解釈してくれるとは限りません。また、それらの発言によって、多くの人に迷惑がかかったり、気分を害されたりする可能性もあります。

### (3) 画像を掲載する場合には特に注意をしてください

軽い気持ちで掲載した画像に、自分や他人、大学や関係機関に関する思わぬ情報が含まれていることがあります。本名や住所、顔写真を掲載することで、思わぬトラブルを招く可能性も考えられます。

### (4) 情報の公開には十分注意してください

一度公開された情報は、取り消すことができません。特に公開範囲が広がれば広いほど、トラブルを招く危険度は高くなり、第三者に悪用される可能性も高まります。公開範囲を限定している場合でも閲覧した人が画像や情報をどのように扱うのかはわかりません。転送されたり、広く公開されたりする可能性も考えられます。

万が一、個人情報やネガティブな情報が出回ってしまった場合、あなた自身が不利益を被るだけでなく、家族や友人、関係する組織などにも多大な迷惑が生じることとなります。場合によっては、自身の安全が脅かされることにもつながります。

また、問題が生じた場合には、自身のイメージの悪化だけでなく、内容等によっては情報漏洩として、処罰される可能性もあります。その場合、大学としても学則第34条及び懲戒規程に基づいて、処分することとなります。

## **7. 大阪医科薬科大学としての行動について**

患者や周囲の人からは、大学や大学病院の外であっても大阪医科薬科大学の学生として見られています。大学病院や実習先だけでなく、大学内外いたるところで、大阪医科薬科大学の学生として、常に品格のある行動を心掛けてください。

また、身だしなみも振る舞いの一つです。見られた人が快く思えるような身だしなみや発言、行動を心掛けるようにしてください。

なお、あなた一人の不用意な振舞いや発言が、その他の学生、ひいては大学全体のイメージを悪化させることにもつながります。常に大阪医科薬科大学の学生として、自覚と責任をもって振る舞うようにしてください。

## **8. 学生等の懲戒について**

大学の秩序を乱す行為などは学則第34条に基づき、懲戒処分の対象となることがあります。懲戒処分については「大阪医科薬科大学 学生等懲戒規程」において厳しく定められています。同規程では、授業や試験等における不正行為やその他、公序良俗に反する行為についても厳しく処分することが明記されています。そのようなことがないように、学生の本分を十分理解し、良識ある行動をとってください。

（「大阪医科薬科大学 学生等懲戒規程」（p.91～）参照）

## **9. 各キャンパスの利用について**

クラブ活動等で阿武山キャンパスやさわらぎキャンパスなどを利用する場合は、それぞれの各キャンパスで定められている規定に従って活動し、管理者の指示に従うようにしてください。

## **10. メディアからの取材について**

各メディア（テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等）から、学生へ直接、取材もしくは取材依頼がある場合には、取材元から総務部企画・広報課へ取材申込みいただくよう案内してください。また、部外者による無許可の取材には一切応じないようにしてください。

学校法人 大阪医科薬科大学 取材・撮影について



## 6 健康管理について

### 1. 保健管理室・健康管理支援室について

本学学生の保健管理業務を行う部署として、保健管理室（本部キャンパス・本部北キャンパス）及び健康管理支援室（阿武山キャンパス）が設けられています。

#### （1）保健管理室について

健康上の問題が、修学の妨げになることを未然に防ぐために、健康の保持促進、疾病の早期発見や予防を目的とした健康診断や健康相談等の業務を行っています。体調不良（精神的不調を含む）やケガの場合は、保健管理室を活用してください。

連絡先）本部キャンパス 総合研究棟1階 TEL：072-684-6550 メール：hokekan@ompu.ac.jp

#### （2）健康管理支援室について

健康の維持や増進に役立つ健康機器を設置しています。また、急病やケガに対処できるよう休養ベッド・応急処置用品や衛生用品を備えています。また健康についての相談にも応じていますので活用してください。

連絡先）阿武山キャンパス A棟1階 TEL：072-690-1289 メール：p-health@ompu.ac.jp

### 2. 定期健康診断について

毎年3～5月にかけて定期健康診断を実施しています。実習、就職、進学、奨学金の出願等に健康診断受診証明が必要になりますので、健康な学生生活を送るためにも毎年、受診してください。

実施日程、受診項目などの詳細は所管部署（本部キャンパス・本部北キャンパス：保健管理室、阿武山キャンパス：健康管理支援室）からお知らせします。なお、健診の結果は個人に返却し、必要な場合は健康相談を実施します。

#### （1）本部キャンパス・本部北キャンパス：医学部、看護学部

身長、体重、血圧、視力、聴力  
尿検査（蛋白、糖、潜血）  
血液検査（血液一般、肝機能、脂質代謝、糖代謝、痛風）  
胸部X線検査  
心電図（医学部1年生、6年生、看護学部1年生、4年生）  
内科診察

#### （2）阿武山キャンパス：薬学部

身長、体重、視力、聴力  
尿検査（蛋白、糖）  
胸部X線検査  
心電図（1年生）  
内科診察

\*6月～7月に毎年、全学生を対象に心電図検査を実施しています。

特に激しい運動を行う体育クラブは、運動中の事故防止のためにも、必ず受診してください。

\*研究室責任者により指定された学生（4～6年生）は、毎年4月・10月に特殊健康診断（有機溶剤・電離放射線健康診断）を実施しています。

### 3. 学生教育研究災害傷害保険について

本学では、全学生が入学と同時に「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」（通学中等傷害危険担保特約付）に加入しています。次のような場合でケガをした際、保険金が支払われますので、該当者は速やかに以下の窓口で手続きをしてください。

なお、支払保険金は、入院日数・実治療日数によって決められていますが、条件によっては対象とならない場合があります。

（各学部の窓口）

医 学 部・・・本部キャンパス 学務部 医学事務課 看護学部・・・本部北キャンパス 学務部 看護学事務課  
薬 学 部・・・阿武山キャンパス 薬学学務部 学生課

対象となる活動	活動内容の概略
①正課中	講義や実習など
②大学行事中	入学式、学位記授与式、学園祭、球技大会など
③大学施設内にいる間	①②④以外で大学施設内にいる間（ただし、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間、または大学が禁じた行為を行っている間を除く）
④課外活動中	学内外を問わず活動を行っている間
⑤通学中	①②④への参加目的をもって、大学が禁じた方法を除く合理的な経路及び方法により、住居と施設を往復する間
⑥大学施設等相互間の移動中	①②④への参加目的をもって、大学が禁じた方法を除く合理的な経路及び方法により、その活動が行われる場所の相互間を移動している間

対象となる活動	死亡保険金 (事故の日から180日以内に死亡したとき)	後遺障害保険金 (事故の日から180日以内に後遺障害が生じたとき)	医療保険金 (必要な治療日数)	入院加算金
① ②	2000万円	120～3000万円	1日以上	1日につき4000円 (180日まで)
④	1000万円	60～1500万円	14日以上	
③ ⑤ ⑥			4日以上	

また、医学部・看護学部では「学研災付帯賠償責任保険Cコース」（医学賠）、薬学部では「学研災付帯賠償責任保険Aコース」（学研賠）にも加入しています。

国内外において正課中、大学行事中、課外活動中（大学が認めたインターンシップまたはボランティア団体の活動に限る）またはその往復において、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊した場合には、法律上の損害賠償責任による損害について、保険金（対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円限度※免責金額0円）が支払われます。事故が起きた場合は速やかに各学部の窓口で報告してください。

なお、詳細については、別途配布する「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」またはQRコードより「学生教育研究災害傷害保険」で確認を参照してください。



「学生教育研究災害傷害保険」

## 4. 禁煙について

タバコの健康への悪影響は、医学的に証明されています。また、公共の場所では、禁煙あるいは分煙が進んでいます。

**タバコの害から人を守ることは、世界の流れです。**

20歳未満の喫煙は、「二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律」（明治33年公布 平成30年題名改正）により禁じられています。また、「健康増進法」（平成14年公布 平成30年一部改正）により、人が集まる場所では受動喫煙を防止することが義務化されています。さらに、国際的にも、「タバコ規制枠組み条約」（平成15年締結）により、各国政府はタバコの煙から国民を保護するための措置を取ることとされています。

**医療人として、率先して禁煙に努めなければなりません。**

医療機関では、全面禁煙が増えています。製薬企業でも、喫煙者を採用しないところが多くなっています。喫煙する場合も、周りの迷惑に配慮しなければなりません。医療人を養成する本学においては、すべての構成員が、自己を律し、率先して禁煙に努めなければなりません。

本学の敷地内（大学病院、本部・北西・北・西・城北・さわらぎ・阿武山キャンパスを含む）は全面禁煙です。喫煙行為を発見した場合、懲罰処罰の対象となります。また、敷地外でも大学近隣や路上等での喫煙は近隣住民の迷惑となりますので禁煙です。IQOS等の電子タバコも同様です。

## 5. 薬物乱用について

法律によって使用が制限されている薬物（麻薬、覚醒剤、大麻、危険ドラッグなど）を医療目的以外に使用することを、薬物乱用と言います。薬物乱用は法律で禁止され、厳しく取り締まられています。一度でも非合法に使用すれば、薬物乱用になります。

これらの薬物は強い依存性があり、乱用を繰り返すと止められなくなり、徐々に精神と身体が蝕まれ、幻覚や妄想が現れ、最後は人格崩壊に至ります。薬物乱用の恐ろしさは、単に乱用者自身にとどまらず、家庭の崩壊や事件の原因にもなり、社会問題にまで発展します。

薬物乱用のきっかけは、「人に勧められて」「軽い気持ちで」「興味から」など、ちょっとした誘惑からだと言われます。しかし、薬物に一度でも手を出すと、止めることが困難です。行き着く先に待っているのは、破滅だけなのです。絶対に薬物乱用をしてはいけません。誘惑に負けない強い意志を持ちましょう。薬物は合法かつ適正に使用するものです。医学・薬学・看護学を学ぶ皆さんは、間違っても薬物乱用に手を染めることのないよう、絶えず襟を正しましょう。

## 6. アルコールについて

（1）アルコールの代謝と飲酒による身体等への影響について

飲酒した際、飲んだお酒に含まれるアルコールの大半は、小腸から吸収され、血液を通じて全身を巡り、肝臓で分解されます。アルコールの分解には、体内の分解酵素と呼ばれる物質等が関与しています（※）が、体質的に分解酵素のはたらきが弱いなどの場合には、少量の飲酒で体調が悪くなることもあります。

※肝臓で、アルコールはアセトアルデヒドに分解され、さらに酢酸へと分解されます。酢酸は筋肉や心臓に移動してさらに分解され、最終的に炭酸ガスと水になります。

（2）飲酒による身体等への影響

アルコールは血液を通じて全身を巡り、全身の臓器に影響を与えるため、飲みすぎた場合には、いろいろな臓器に病気が起こる可能性があります。飲酒による影響には個人差があり、例えば年齢、性別、体質等の違いによって、それぞれ受ける影響が異なります。主な身体への影響として、以下のような特有の状態変化や固有のリスクなどが生じる可能性があります。なお、体調など個人のそのときの状態にも左右されます。

①年齢の違いによる影響

20歳代の若年者は、脳の発達途中であり、健康問題のリスクが高まる可能性があります。

②性別の違いによる影響

女性は、一般的に男性と比べて体内の水分量が少なく、分解できるアルコール量も少ないため、アルコールの影響を受けやすいことが知られています。

③体質の違いによる影響

体内の分解酵素の働きの強弱などが、個人によって大きく異なり、顔が赤くなったり、動悸や吐き気を引き起こす可能性があります。

(3) 過度な飲酒による影響

過度な飲酒や、飲酒後の行動によって、以下のようなリスクが高まる可能性があります。

①長期・大量に飲酒することによる「発症」

アルコール依存症、生活習慣病、肝疾患、がんなど

②飲酒後にトラブルが発生「行動面」

高所での作業による事故・怪我や他人とのトラブル、下記を伴う器具類の扱いによる事故など

(4) 避けるべき飲酒等について

避けるべき飲酒や飲酒に関連した行動には、例えば以下のようなものが挙げられます。飲酒をする場合には、自分が現在どのような状況にあるのかを確認し、飲酒に適するかを個別に判断していく必要があります。

①一時多量飲酒（特に短時間の多量飲酒）

様々な身体疾患の発症や、急性アルコール中毒を引き起こす可能性があります。一時多量飲酒（1回の飲酒機会ですべて純アルコール摂取量 60g以上）は、外傷の危険性も高めるものであり、避けるべきです。

②他人への飲酒の強要等

飲酒は様々なリスクを伴う可能性があるものであり、他人に無理な飲酒を勧めることは避けるべきです。併せて、飲酒を契機とした暴力や暴言・ハラスメントなどにつながらないように配慮しなければなりません。

③不安を解消するための飲酒

不安の解消のための飲酒を続けることによって依存症になる可能性を高めたり、飲酒により眠りが浅くなり睡眠リズムを乱す等の支障をきたすことがあります。

④病気など療養中の飲酒や服薬後の飲酒（病気などの種類や薬の性質により変わります）

病気等の療養中は、過度な飲酒で免疫力がより低下し、感染症にかかりやすくなる等の可能性があります。また、服薬後に飲酒した場合は、薬の効果が弱まったり、副作用が生じることがあります。飲酒の可否、量や回数を減らすべきか等の判断は、主治医に尋ねる必要があります。

⑤飲酒中又は飲酒後における運動・入浴などの体に負担のかかる行動

飲酒により血圧の変動が強まることなどによって、心筋梗塞などを引き起こす可能性や、転倒などにより身体の損傷を引き起こす可能性があります。

\* 飲酒チェックツール  
「SNAPPY PANDA」



\* 全国のアルコール健康障害に  
関する相談窓口



\* 健康に配慮した飲酒に関する  
ガイドライン



<https://snappy.udb.jp/drink-check>

<https://www.ncasa-japan.jp/you-do/treatment/treatment-map/>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_38541.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38541.html)

<出典>

厚生労働省「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」及び「みんなに知ってほしい飲酒のこと（広報資料）」より一部抜粋し編集

・健康に配慮した飲酒に関するガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001223643.pdf>

## 7. うがいと手洗いの習慣を！

### (1) 風邪（呼吸器の急性炎症性疾患の総称）

風邪は外からのウイルス、細菌等の侵入によってかかる病気です。また『万病の元』と言われ、長引けば多くの病気を引き起こします。

#### 予防法

うがいと手洗い            ウイルス、細菌が口から喉に、手から口への侵入を防ぎ感染させない。  
十分な睡眠と運動        ストレスを溜めず、生活リズムを整え免疫力・体力を保つこと。  
バランスの良い食事      栄養バランスを考え、食事の偏りをなくし免疫力をつける。

### (2) 食中毒（食中毒予防3原則を守る→「菌」をつけない、ふやさない、やっつける）

予防法                      手洗いが基本 → 流水と石鹸による手洗いが効果的です（口からの細菌侵入を阻止）。  
手洗いは「後」と「前」

#### 「後」

- ・帰宅後、トイレの後、動物や物に触れた後、顔や毛髪に触れた後など
- ・未調理の野菜、魚介類、食肉類、殻付き卵を扱った後
- ・調理器具に触るとき、洗った後
- ・ごみの処理をした後

#### 「前」

- ・調理場に入る前
- ・調理にとりかかる前
- ・調理済食品をあつかう前
- ・食品を盛り付ける前

#### <衛生的な手洗い>

1. 流水で手を洗う
2. 手をぬらし、洗剤やせっけんが泡立つまでこする（約15秒）
3. 手のひら、指の腹面、手の甲、指の背を洗う
4. 指の間（側面）、股（付け根）、親指と親指の付け根のふくらんだ部分を洗う
5. 指先、手首（内側・側面・外側）を洗う
6. 洗剤や石鹸を十分な流水でよく洗い流す
7. 手をふき乾燥させる

## 8. 自分でできる応急処置

(1) 外傷⇒出血している場合は、まず清潔なタオル等で圧迫止血をする。

傷口の汚れ、異物を流水で洗い流す。傷の状態や痛みの強さに応じて病院へ

- 消毒液は本来傷口を治すための細胞や常在菌にも影響をおよぼすことがあり、治りが遅くなる場合もあるため用いない方がよい
- 傷口の滲出液には傷を早く治す働きがありますので、患部を安静にするとともに、乾燥させない

(2) 鼻出血⇒顔はうつむきにして、小鼻の柔かい部分を圧迫止血する。

(5～10分ぐらいで出血は止まります)。

(3) 火傷⇒流水で患部を20分以上冷やす。

水疱は無理に破らない。火傷の深さ・広さに応じて病院

火傷の深さ	1度(表皮だけ熱傷)⇒皮膚が赤くなりヒリヒリと痛む。
	2度(真皮までの熱傷)⇒水ぶくれができ、強い痛みを感じる。
	3度(皮下組織にまで達する熱傷)⇒皮膚が壊死して白くなり、痛みを感じない。

(4) 捻挫・突き指・骨折⇒基本はライス(RICE)

(不慮のケガで医療機関を受診するまでの応急処置であり、治療ではありません)

- Rest(安静)⇒患部を安静にする、動かさない。
- Ice(冷却)⇒患部を氷・水などで冷やす。
- Compression(圧迫)⇒患部を包帯や伸縮テープ等で圧迫する。
- Elevation(挙上)⇒患部を心臓より高い位置に挙上する。

### 注意事項

- 患部を動かさず体重がかからず、痛みの少ない姿勢をとる。
- 冷やしすぎると凍傷になります。冷却する部分を保護してから冷却する。
- 冷却の初めはピリピリとした痛みからやがて無感覚になります(約15～20分)、そのときは一度冷却を止めて再び痛みがでてきたら冷却します。
- 圧迫が強すぎると血流障害や神経症状(しびれ)を起こします。圧迫部位から先の手・足の指や爪の色・感覚の変化をチェックする。変化があればいったん緩め、再び圧迫をする。

## 9. 救急車の呼び方

思わぬケガや事故に遭遇したら慌てず冷静に行動しましょう!

- ① 「119」番に電話をかける。  
「火事」か「救急」かを聞かれる。→「救急」と答える。
- ② 場所を伝える(目印や目標になるものを伝える)。
- ③ 状態を伝える(意識の有無・心肺停止の有無・出血の有無をできるだけ詳しく、複数いる場合は人数も)。
- ④ 電話をしている人の氏名と電話番号を伝える。
- ⑤ 指示にしたがって応急手当をし、救急車の到着を待つ。

## 10. 感染症の取り扱い

次に定める感染症は予防すべき感染症に定められており、出席停止などの措置がとられる場合があります。症状がある場合や診断を受けた場合には、出席の可否を確認したうえで、登校するようにしてください。

※欠席の連絡、届け出については、各学部の担当課にご連絡ください。

表1.感染症一覧（参考：学校保健安全法施行規則第十八条、第十九条 令和5年5月8日施行）

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第1種*	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSCORONAウイルスであるものに限る）及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、上記の規定にかかわらず、第1種の感染症とみなす		
第2種*	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで（発熱の翌日を発症後1日目とする）
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状の消退した後、2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	病状により、学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第2種感染症にかかった者については、上記の出席停止期間となるが、病状により学校医、その他医師において感染の恐れがないと認めたときはこの限りではない		
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他感染症（ノロウイルスによる感染性胃腸炎など）	病状により、学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで

※第1種若しくは第2種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症に罹患した疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで出席停止となることがあります。

## 7 災害発生時の基本的対応

生命の安全確保が最優先です。日頃から非常階段の位置や避難経路を確認し、万々に備えるようにしてください。また、年に1回防災訓練を行います。いざという時にとっさに対応するには、日頃の備えが何より大切です。災害時に自分の命を守るよう、防災訓練には必ず参加してください。

### 1. 地震が発生したら

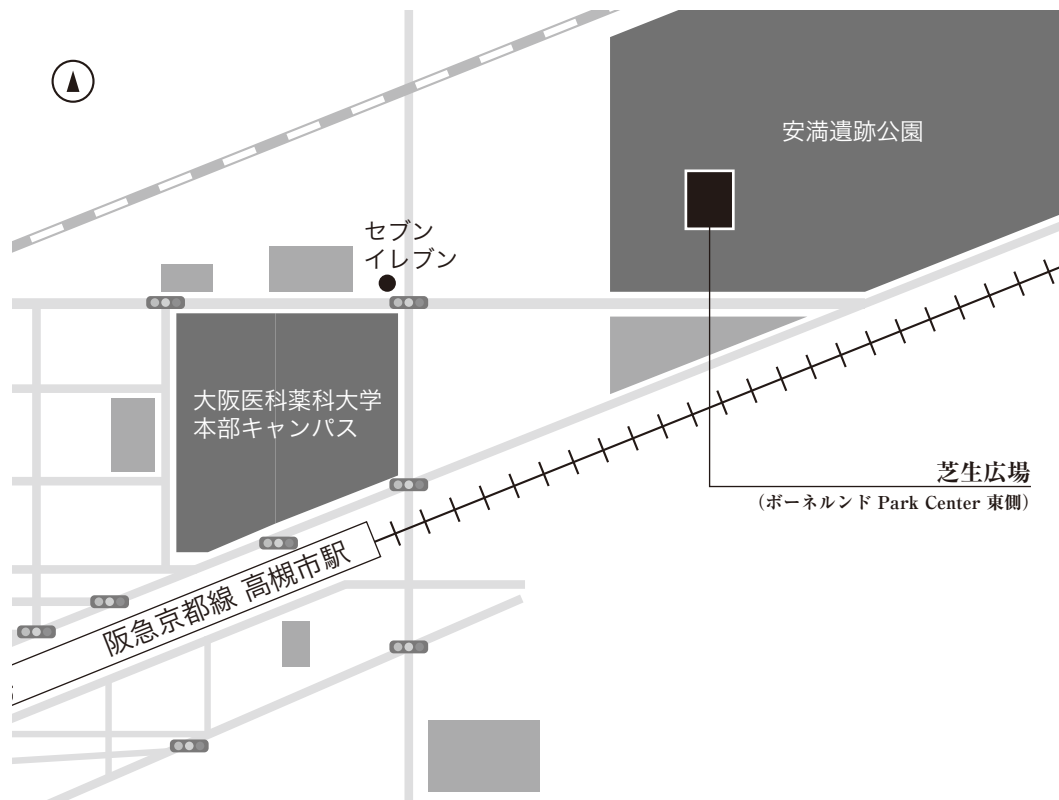
まずは身の安全確保を最優先し、特に頭部を保護することを心掛けてください。揺れが収まり、周囲の安全を確認してから、定められた避難場所に避難してください。

### 2. 火災が発生したら

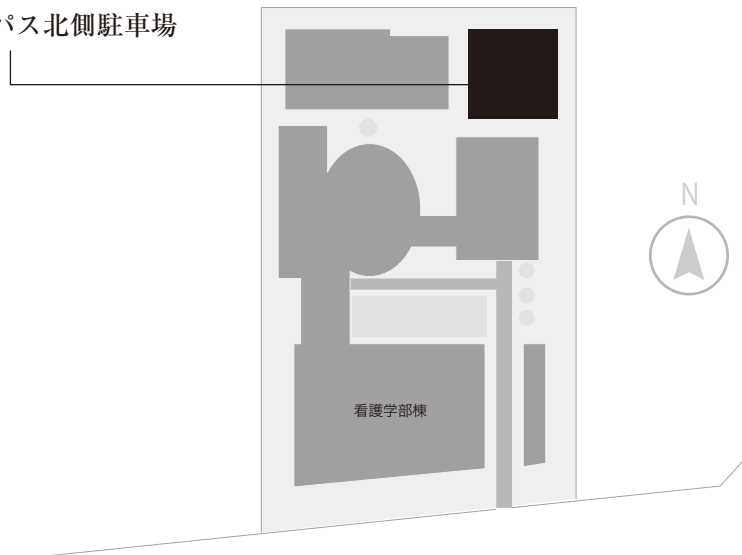
出火場所付近で火災発生を知った者は、大声で周囲の者に知らせると共に火災報知器などで、火災の発生を知らせてください。また、できるだけ姿勢を低くして、速やかに最寄りの出口から定められた避難場所に避難してください。

なお、各キャンパスの避難場所は以下のとおりです。

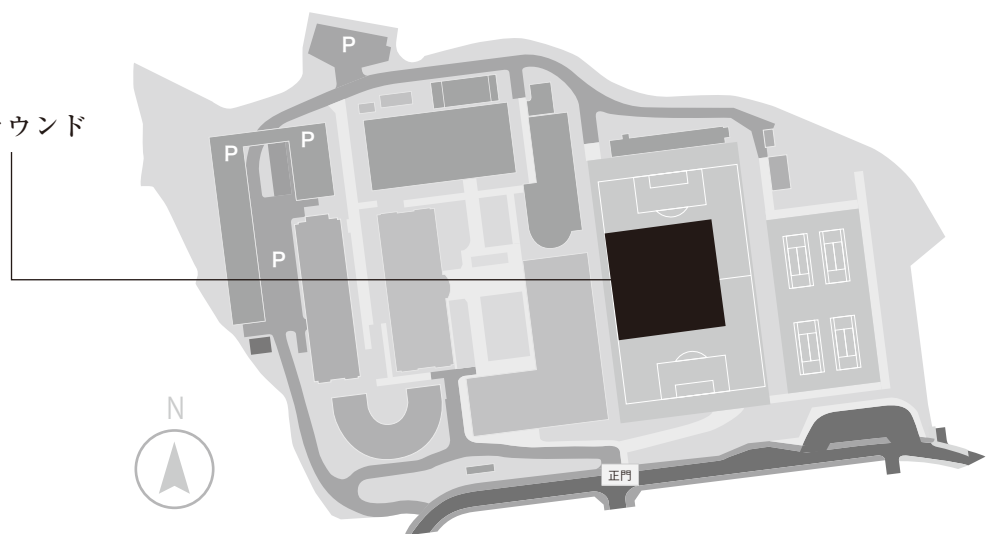
本部キャンパス：安満遺跡公園 芝生広場



本部北キャンパス：本部北キャンパス北側駐車場



阿武山キャンパス：グラウンド



### 3. 安否確認について

災害発生時に安否確認を行います。

キャンパスごとに安否確認を行いますので、必ず返答するようにしてください。

なお、大規模な災害が発生した場合などは、大学の判断により、休講とすることがあります。

本部キャンパス・本部北キャンパス（医学部・看護学部）

《UNIVERSAL PASSPORTによる安否確認》

本部キャンパス・本部北キャンパスでは、災害発生時にUNIVERSAL PASSPORTによる安否確認を実施いたします。

安否確認メールが配信された場合は、自身の安否状況について大学に報告してください。

阿武山キャンパス（薬学部）

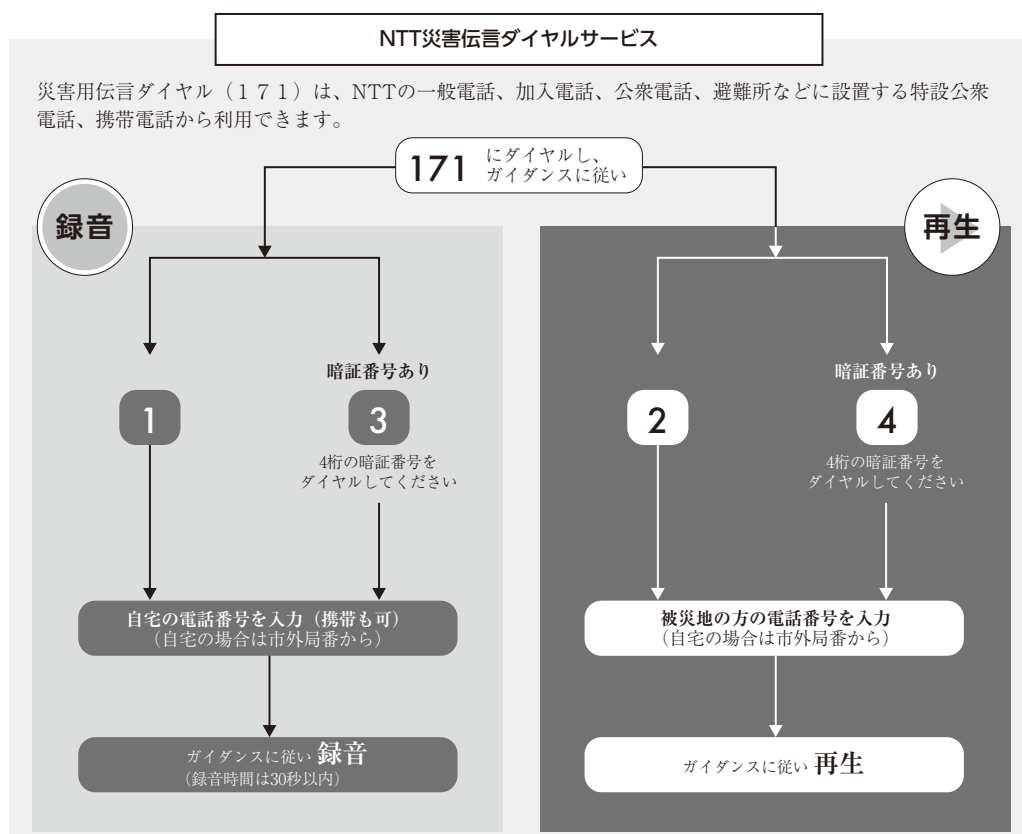
《安否確認システム（ANPIC）》

阿武山キャンパスでは、災害発生時に学生及び教職員の安否状況を確認するためのシステム（ANPIC）を導入しています。このシステムでは「大阪府」「京都府」「兵庫県」「奈良県」「滋賀県」「和歌山県」で「震度6弱」以上の地震が起きた場合に自動で安否確認メールが配信されます。また、その他安否確認が必要な場合に、大学よりメールを配信します。学生及び教職員は、速やかに身の安全を確保するとともに、自身の安否状況について大学に報告してください。

## 4. 参考

大地震などの災害は防ぐことはできませんが、日頃から備えることで被害を軽減することができます。どんな備えが必要か考えておいてください。

事前に確認しておくこと	日頃から持ち歩いておく便利なもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所（大学付近、自宅周辺など）</li> <li>・家族との連絡方法や待ち合わせ場所 災害伝言ダイヤル「171」 携帯各社災害伝言板への登録</li> <li>・大学・友人などへの連絡方法、連絡先リストの準備</li> <li>・帰宅ルートや帰宅にかかる所要時間の確認 (災害時徒歩約2.5km/h)</li> <li>・緊急避難場所（学内、通学途中）</li> <li>・緊急時アイテム（右記リスト参照）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 現金（小銭）</li> <li><input type="checkbox"/> マイナンバーカード（マイナ保険証）</li> <li><input type="checkbox"/> 身分証明書類（学生証、免許証など）</li> <li><input type="checkbox"/> 携帯、充電器</li> <li><input type="checkbox"/> 大判ハンカチ、タオル、絆創膏</li> <li><input type="checkbox"/> ポケットティッシュ、ウェットティッシュ</li> <li><input type="checkbox"/> あめ、チョコレート</li> <li><input type="checkbox"/> 非常用保温アルミシート</li> <li><input type="checkbox"/> ビニール袋（レジ袋）</li> <li><input type="checkbox"/> 雨具（カッパなど）</li> <li><input type="checkbox"/> 油性マジック</li> </ul>



NTT西日本では「災害用伝言ダイヤル（171）（電話サービス）」に加え、伝言情報（テキスト）の登録・閲覧を可能とする「災害用伝言板（web171）」を提供しています。

提供を開始したときにはテレビ・ラジオ・NTT西日本のホームページ等を通じて周知されます。

<https://www.web171.jp/>  
にアクセスし、画面にしたがってご利用ください。





薬学部

学生生活



## 薬学部目次

### 薬学部の紹介

阿武山キャンパスの位置図	31
阿武山キャンパスへの交通アクセスについて	31
阿武山キャンパス施設配置図	32

### 学生生活を送るにあたって

学期および休業日について	41
薬学部 学事予定表 (概要)	41
気象警報発令の場合の授業および試験について	41
交通機関不通の場合の授業および試験について	42
薬学学務部について	42
通学定期券について	43
学割証 (学校学生生徒旅客運賃割引証) について	43
大学からの連絡 (掲示) について	44
外部からの呼出と照会について	44
各種の願、届などについて	45
通学電車・バスでのマナーについて	47
単車通学について	47
自動車による通学 (入構) 禁止について	48
学生ロッカーの利用について	48
遺失物・拾得物について	48

### 学生生活をより充実させるために

アドバイザー制度について	51
キャリアサポートについて	52
薬学部学生相談室について	53
奨学金について	54
国際交流について	58
海外渡航について	58
アルバイトについて	58
下宿の紹介について	59
薬学部学友会について	59
課外活動について	60
学生関連施設について	62

## 健康管理について

健康管理支援室について	65
講義・演習・実習における障害のある学生を支援する合理的配慮について	65
実務実習前のワクチン接種について	66
講義、実習、スポーツ・運動実習、課外活動中などの事故について	66
医療費の補助について	66
AED・車いす・担架等の設置場所	67
阿武山キャンパス周辺の医療機関／公共機関など	68

## 環境保全・防災について

環境保全・廃棄物の取り扱いについて	71
実験・実習の安全管理について	73
化学物質のリスクアセスメントについて	74
水質汚濁防止法について	75
災害発生時等の対応について	75

## 全学共通 規則等

大阪医科薬科大学学則	79
大阪医科薬科大学 学生等懲戒規程	91
学校法人大阪医科薬科大学 ハラスメント等の防止等に関する規程	99
学校法人大阪医科薬科大学 プライバシー・ポリシー（個人情報保護基本方針）	103
学校法人大阪医科薬科大学 個人情報保護規則	105
学校法人大阪医科薬科大学 ソーシャルメディア利用規程	110
生成 AI の取り扱いに関する基本方針について	112
学生生活における生成 AI の取り扱いについて	113
教育における生成 AI の取り扱いについて	114

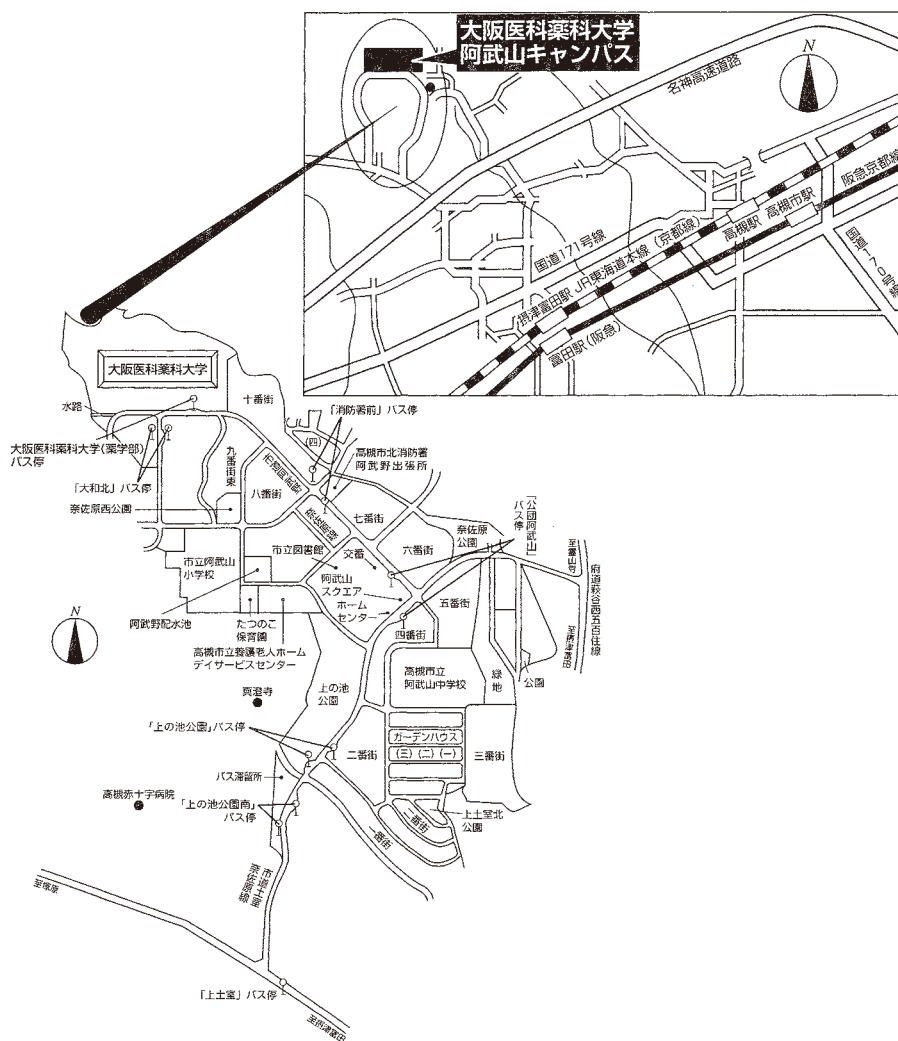
## 薬学部規程等

大阪医科薬科大学 薬学部規程	117
薬学部が実施する授業、試験等における不正行為に関する取扱規程	132
大阪医科薬科大学 薬学部 学生生活に関わる規程一覧	134

# 薬学部の紹介

- ▶阿武山キャンパスの位置図
- ▶阿武山キャンパスへの交通アクセスについて
- ▶阿武山キャンパス施設配置図

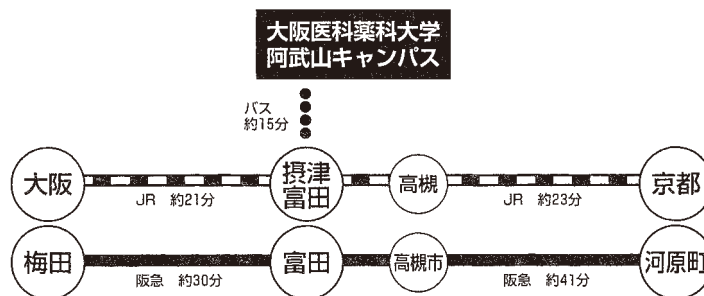
## 阿武山キャンパスの位置図



## 阿武山キャンパスへの交通アクセスについて

阿武山キャンパスへのアクセスは、JR 京都線「摂津富田」駅または阪急京都線「富田」駅で下車し、JR「摂津富田」駅前の高槻市営バス「JR 富田駅」停留所の④番乗り場から「大阪医科薬科大学（薬学部）」行きまたは「公団阿武山」行きに乗車し、「大阪医科薬科大学（薬学部）」で下車してください。

\* 阪急「富田」駅から JR「摂津富田」駅までは、約 300m です。



## 阿武山キャンパス施設配置図



- A 棟 薬学学務部教務課、入試・広報課分室、健康管理支援室、薬学部学生相談室、薬学部図書館など
- B 棟 研究室、中央機器研究施設、RI 研究施設、動物関連研究施設など
- C 棟 薬学学務部学生課、講義室、実習室、セミナー室、学生ロッカー室など
- D 棟 学生ラウンジ、講堂、臨床薬学実習関係施設、講義室など
- 体 育 館 トレーニングルーム、柔道場、剣道場など
- 大 学 会 館 ブックセンター、食堂、執行部室、ホール、和室など
- 学生クラブハウス クラブ・サークルの部室、セミナー室
- ①弓 道 場
- ②音 楽 練 習 室 軽音楽部、フォークソング部の練習室
- ③守 衛 所

# 学生生活を送るにあたって

- ▶ 学期および休業日について
- ▶ 薬学部 学事予定表(概要)
- ▶ 気象警報発令の場合の授業および試験について
- ▶ 交通機関不通の場合の授業および試験について
- ▶ 薬学学務部について
- ▶ 通学定期券について
- ▶ 学割証(学校学生生徒旅客運賃割引証)について
- ▶ 大学からの連絡(掲示)について
- ▶ 外部からの呼出と照合について
- ▶ 各種の願、届などについて
- ▶ 通学電車・バスでのマナーについて
- ▶ 単車通学について
- ▶ 自動車による通学(入構)禁止について
- ▶ 学生ロッカーの利用について
- ▶ 遺失物・拾得物について

## 学期および休業日について

本学はセメスター制をとっています。前期と後期に分かれ、それぞれ下記の期間に定められています。

前期 4月1日 ～ 9月30日

後期 10月1日 ～ 3月31日

学則で定期休業日は次のとおり定められています。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 本学創立記念日
- (4) 春季休業
- (5) 夏季休業
- (6) 冬季休業

このほか臨時の休業日を定めることがあります。

また、教育上必要と認めた場合は、定期休業日であっても授業及び試験を行う場合があります。

## 薬学部 学事予定表（概要）

※いずれも変更となる場合がある。

4月	入学宣誓式、履修ガイダンス、前期授業開始（新入生） 健康診断、学力テスト・ガイダンス・新入生合同研修
5月	新入生歓迎会（五月祭）
6月	創立記念日（1日）、学友会球技大会
7月	前期定期試験
8月	前期再試験※9月上旬まで （4年次生）CBT 体験テスト
9月	後期授業開始
10月	防災訓練 （6年次生）特別再試験

11月	学園祭（大薬祭）
12月	実験動物慰霊祭 （4年次生）CBT・OSCE 本試験
1月	（1～4年次生）後期定期試験 （4年次生）後期再試験※2月上旬まで （6年次生）卒業者発表
2月	（1～3年次生）後期再試験 （4年次生）特別再試験、白衣授与式 （5年次生）実務実習伝達・報告会 薬剤師国家試験
3月	卒業式、薬剤師国家試験合格者発表 （1～5年次生）進級者発表、健康診断

## 気象警報発令の場合の授業および試験について

大阪府または京都府南部に「暴風警報」、「暴風雪警報」または「特別警報」（種類は問わない）が発令されている場合の阿武山キャンパスにおける授業および試験については、次のとおりとする。

- (1) 午前7時までに警報が解除された場合
  - ・平常どおり授業を行う
  - ・予定どおり試験を行う
- (2) 午前10時までに警報が解除された場合
  - ・午前中の授業は休講とし、午後からの授業は行う
  - ・午前中に予定されている試験は中止し、午後からの試験は予定どおり行う
  - なお、中止となった試験は、翌日以降に振り替えて実施する
- (3) 午前10時を過ぎても警報が解除されない場合
  - ・すべての授業は休講とする
  - ・予定されているすべての試験は中止し、翌日以降に振り替えて実施する

## 交通機関不通の場合の授業および試験について

交通機関が不通となっている場合の阿武山キャンパスにおける授業および試験については、次のとおりとする。

- 1 関西大手私鉄（JR 西日本、阪急、阪神、京阪、近鉄、南海）のいずれか1線、または高槻市営バスがストライキにより止まった場合
  - (1) 午前7時までにストライキが解決された場合
  - (2) 午前10時までにストライキが解決された場合
  - (3) 午前10時を過ぎてもストライキが解決しない場合(1)、(2)、(3)の措置は、それぞれ気象警報発令の場合の措置に準じる。
- 2 JR 京都線および阪急京都線、または高槻市営バスが運行不能となっている場合
  - (1) 午前7時までに運行が可能となった場合
  - (2) 午前10時までに運行が可能となった場合
  - (3) 午前10時を過ぎても運行不能となっている場合(1)、(2)、(3)の措置は、それぞれ気象警報発令の場合の措置に準じる。

## 薬学学務部について

薬学学務部では、学生の皆さんが充実した大学生活を送れるように、修学支援、生活支援、キャリア（進路）支援を行います。

薬学学務部教務課は、授業科目を履修する際、いろいろな疑問に答えるとともに、欠席や在籍、成績に関する各種願、届出などを受け付けます。

薬学学務部学生課は、厚生補導として住居、通学、奨学金、健康管理、保険などの業務や指導、課外活動、メンタルヘルス、生活全般の指導などの業務の他、キャリア（進路）支援も行います。

学生生活を送るうえで困ったことや相談したいことが生じたときには、学生課やアドバイザーにご相談ください。

### ◎薬学学務部教務課・薬学学務部学生課

教務課は（A棟1階）、学生課は（C棟1階）にあります。

受付時間：月曜日～金曜日（祝日は除く）

8：50～17：00

電話番号：教務課（072）690-1013

学生課（072）690-1014

E-メール：教務課 p-educate@ompu.ac.jp

学生課 p-study@ompu.ac.jp

## 通学定期券について

通学定期券は入学時に配付した「通学証明書」に記載している現住所の最寄り駅から本学の最寄り駅までの区間で、通学の目的に利用する場合に限って購入できます。

定期券購入の際は、定期券発売所に備えてある申込用紙に必要事項を記入し、「学生証」に「通学証明書」を添えて申し込んでください。

鉄道を利用する場合、薬学部の最寄り駅は、JR「摂津富田」駅または阪急「富田」駅と定められています。

「通学証明書」は「学生証」と同様に、他人に貸与したり譲渡したりすることはできません。

※「通学証明書」は入学時に、入学年から卒業年までの期間において発行します。学生課窓口にて交換してください。また、紛失したり破損した場合は、所定の用紙に再発行手数料（500円）を添え、学生課窓口で申し込んでください。

### ◎実習用通学定期乗車券について

病院・薬局実務実習等で、通学定期券が必要な場合は、学生課が指定した申請期間内に学生課で手続きを済ませてください。通常の通学定期券とは異なり、学生課から鉄道会社やバス会社に個々に許可を申請します。承諾書が届いたら申請者に定期券購入に必要な証明書を送付しますので、各自で定期券を購入してください。

申請に係る詳細については、学生課より UNIVERSAL PASSPORT（ユニバーサルパスポート）を通じて案内します。

## 学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）について

課外活動、帰省、旅行などで旅客鉄道会社を利用するとき、学割証を利用することができます。学割証発行願に学生証を添えて学生課へ申し込んでください。

利用区間：JRでは、利用区間の片道が営業キロで101km以上ある場合に、普通乗車運賃が2割引になります。

利用枚数：年間の発行枚数に制限はありませんが、使用目的は限定されています。発行日1日につき2枚以内です。

有効期間：発行日から3か月です。

他人名義のものを使用したり、有効期限切れのものを使用するなど不正に使用した場合、料金の3倍を追徴されるほか、大学も学割証の発行停止処分を受けることがあります。他の学生に迷惑をかけることにもなりますので、絶対に不正使用してはいけません。

### ◎団体旅行割引証

学生8名以上がJRを利用し、課外活動などでクラブ顧問（教職員）などと一緒に行動する場合に、学生団体割引制度（普通運賃5割引）を利用できます。

申込用紙は駅の窓口、旅行代理店に備えてあるので、必要事項を記入し、学生課へ申し出てください。

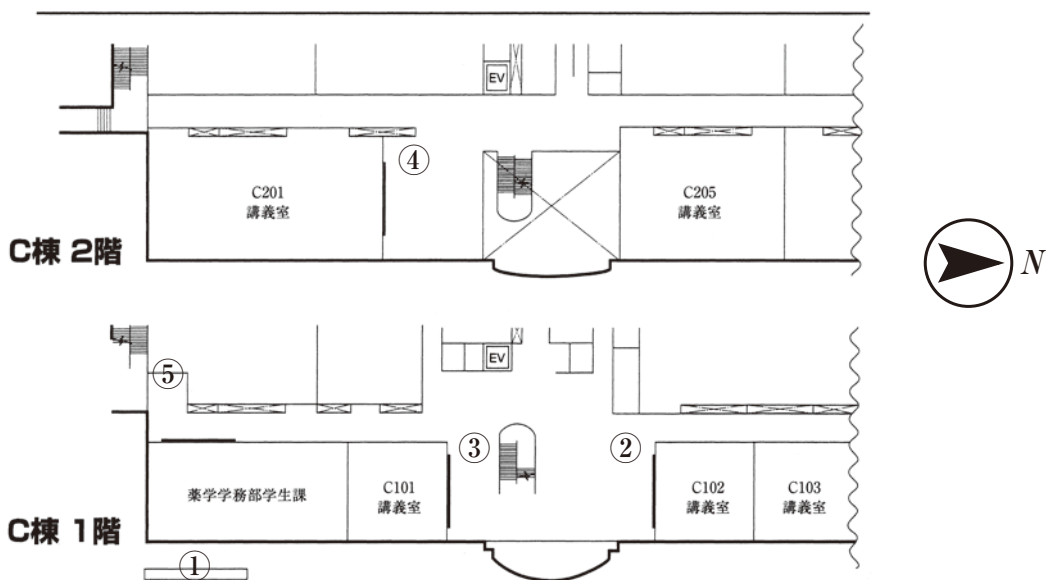
## 大学からの連絡（掲示）について

大学からの連絡（通知、呼出など）は、UNIVERSAL PASSPORT（ユニバーサルパスポート）で行われます。常にUNIVERSAL PASSPORT（ユニバーサルパスポート）を確認する習慣をつけてください。掲示を見なかったり見落したりして、不利益を被ることもありますので、十分気をつけてください。

学友会からの連絡、課外活動に関する通知や連絡は、それぞれ専用掲示板で行われます。なお、クラブ活動や学友会に関連する掲示をする際には、あらかじめ学生課への届出が必要です。また、印刷物を配布しようとするときも、学生課へ申し出て許可を得てください。

掲示の種類と掲示板の位置

掲示の種類	掲示板の位置	所在
大学公示	C棟外東側	①
学生課関係	C棟1階エントランス北側	②
教務課関係	C棟1階エントランス南側（1・2年次生）	③
臨床教育関係	C棟2階ロビー南側（3～6年次生）	④
キャリアサポート関係	C棟1階学生課前	⑤
入試関係	A棟1階入試・広報課分室	
図書館関係	A棟3階 A棟3階ブラウジングコーナー	
学友会関係	C棟1階エレベーター横の掲示板 食堂の掲示板 学生ラウンジの掲示板 体育館の掲示板 学生クラブハウスの掲示板	



## 外部からの呼出と照会について

外部からの学生の呼出は、居場所の把握が困難なため、原則として緊急を要する場合（死亡、危篤、急病、交通事故など）に限定しています。

なお、個人情報保護の観点から学生の個人情報（身上、成績など）の照会には一切応じていません。

## 各種の願、届などについて

証明書などの交付は、原則として願出、届出の翌日です。文書作成に時間を要する場合がありますので、余裕をもって申請するようにしてください。

- (1) 窓口受付時間は月曜日～金曜日 8:50～17:00です。
- (2) 願、届には提出期限が決められているものがあります。日頃から注意しておいてください。
- (3) 大学への願、届には、印鑑および本人確認のための学生証が必要な場合があります。

### 身上関係の願および届

願と届の種類	取扱窓口	備 考
調査票・誓約書変更届	学生課	改姓名、保証人の変更など
住所変更届	学生課	住所、電話番号の変更など
学生証等再交付願	学生課	破損または紛失した場合（手数料を要します） 手数料 学生証（ICカードタイプ） 1,500円 通学証明書 500円 ネックストラップ 500円
休学願・退学願・復学願	教務課	

### 履修関係の願および届

願と届の種類	取扱窓口	備 考
試験欠席届	教務課	病気などの理由により定期試験を欠席した場合、試験欠席届、診断書等を提出し、審議の上認められれば、追試験が実施されます。
授業欠席届	教務課	授業を欠席する、あるいは欠席した場合、欠席後一週間以内に理由を証明する書類とともに欠席届を提出

### 各種証明書の発行

証明書の種類	取扱窓口	備 考
学割証	学生課	学割証発行願により即日交付（1日につき2枚まで）
通学証明書		破損・紛失（要手数料）、通学区間の変更時、届出用紙により翌日発行
在学証明書	教務課	証明書発行サービス（オンライン申請）による発行となります。 和文：300円／通 英文：1,000円／通 システム利用料：200円／回 その他、枚数に応じた印刷代（コンビニ発行）がかかります。 詳細は、下記ウェブサイトを確認してください。
成績証明書		
卒業証明書		
修了証明書		
卒業見込証明書		
修了見込証明書		
在籍期間証明書		
健康診断受診証明書	健康管理支援室	就職活動に利用する場合は、学生課で申請してください。



【証明書発行サービス】

### 課外活動関係の願および届

願と届の種類	取扱窓口	備 考
学内掲示届	学生課	
印刷物配布届	学生課	
学内施設使用願	学生課	
集会届	学生課	
物品使用願	学生課	
対外行事、旅行、合宿などへの参加届	学生課	対外行事・グループ旅行、合宿等に参加する場合は、行事開始前に Web 申請を行うこと。宿泊を伴う行事に参加した場合は、終了後 1 週間以内に報告書を提出する。
事故報告書	学生課	講義、実習、スポーツ・運動実習、課外活動等で事故にあった場合（1 週間以内に提出する）
医療費補助申請書	学生課	課外活動、あらかじめ届け出た対外行事などに参加して事故にあい、診療を受けた場合
寄付、広告募集届	学生課	課外活動などで寄付、広告を募集する場合に、あらかじめ募集届を、終了後に募集結果届を提出する。

### その他の届

願と届の種類	取扱窓口	備 考
遺失物拾得届	学生課	
海外渡航届	学生課	

## 通学電車・バスでのマナーについて

公共交通機関を利用するときには、守るべきマナーがあります。友達と乗り合わせたときなどは、気持ちが緩みがちです。特に狭いバスの車中では、次のような点に注意しなければなりません。

- 大声で話さない（黙乗）
- スマートフォンの利用を控える
- お年寄りや妊婦、身体の不自由な人に席を譲る

薬学生への期待が大きいからこそ、本学の学生の皆さんに向けられる世間の目には、極めて厳しいものがあります。

### 人を思いやる心 人に奉仕する心 自己を律する心

これらは、医療の道を志した者が備えるべき基本的な要件です。社会の一員として『人に迷惑をかけていないか』、『誰か助けを求めているか』に絶えず気を配り、良識ある行動をとるように心掛けてください。

## 単車通学について

単車は便利な乗り物ですが、事故の危険性や騒音による迷惑などの理由から、薬学部では単車通学を原則禁止しています。しかし、学生のみなさんの通学事情を考慮し、単車通学の申請があった場合に必要な条件を満たせば認めることとしています。

- 許可条件は、①保証人の同意書の提出、②免許証および自賠責保険証の提示、③騒音等の迷惑につながる改造がないこと、④排気量 125cc 以下であることの 4 点です。  
以上の条件をすべて満たせば、許可が得られます。また、許可車両後方の目立つ位置に大学が交付するステッカーを貼付しなければなりません。
- 許可は 1 年ごとの更新とし、登録費として年額 1,000 円が必要です。  
手続きの詳細は、学生課の掲示板等で案内します。必ず指定期間内に申請手続きをしてください。
- 違反者には、許可の取り消しも含め厳しく対処します。  
無許可乗り入れ、学外駐車、騒音や危険運転などの迷惑行為には、処罰規程にしたがって、厳しく対処（反省文から退学まで）します。
- 交通事故の責任も迷惑行為の責任も、あくまで利用者自身にあります。  
社会規範がそうであるように、交通事故の責任も迷惑行為の責任も、あくまで利用者自身が負うことを肝に銘じてください。大学は責任を負いません。
- 大学が開催する交通安全講習を受講してください。  
単車通学の許可を受けた者は、毎年開催する交通安全講習を受けなければなりません。気の緩みを戒め、交通安全の意識を高めましょう。  
なお、通学中の事故による傷害に対して、「学生教育研究災害傷害保険」が適用されます（無許可の場合は、適用されません）。

## 自動車による通学（入構）禁止について

薬学部生の自動車による通学および入構は、禁止されています。通学途上での交通事故、騒音や路上駐車などによる近隣住民への迷惑などを防止し、あわせて、構内の安全を確保し、学園環境を保全するためです。

無許可で自動車に通学し、大学周辺の路上に駐車するなど、近隣住民に迷惑をかけることのないよう、学生としての自覚を持ち、良識ある行動をとってください。違反者には、大阪医科薬科大学 学生等懲戒規程にしたがって、厳しく対処（反省文から退学まで）します。

- 身体に障害があるなどの事情で公共交通機関による通学が困難な場合には、申請に基づく審査のうえ、自動車による通学が許可される、場合があります。
- 課外活動などで荷物を運搬するとき、事前に申請し許可を得れば、自動車で入構することができます。

## 学生ロッカーの利用について

持ち物の一時的な保管場所を提供するために、個人用ロッカーを貸与しています。1～4年次生の学生ロッカー室はC棟1階にあり、5・6年次生はB棟の各研究室前にあるロッカーを利用します。本学に在籍する間は利用することができます。

個人用ロッカーは、あくまで貸与を受ける本人の自己管理と自己責任を原則に、学生の利便を図るために貸し出すものです。紛失や盗難があっても、大学は責任を負いかねます。

施錠していなかったり、授業や実習前に慌てて施錠し忘れていたりするケースがあります。確実に施錠するとともに、教科書等の持ち物には必ず名前を記入し、貴重品は携行するなど、自分の持ち物は自分で管理してください。

## 遺失物・拾得物について

遺失物を拾得したとき、また所持品を紛失したときは、学生課へ届け出てください。モバイル端末、腕時計、財布（現金）などの貴重品類・記名のあるものは学生課内で、他の落とし物、忘れ物（教科書、ノートなど）は学生課前の陳列ケース内に、3か月を限度に保管しています。



# 学生生活をより充実させるために

- ▶アドバイザー制度について
- ▶キャリアサポートについて
- ▶薬学部学生相談室について
- ▶奨学金について
- ▶国際交流について
- ▶海外渡航について
- ▶アルバイトについて
- ▶下宿の紹介について
- ▶薬学部学友会について
- ▶課外活動について
- ▶学生関連施設について

## アドバイザー制度について

学生生活を送るうえで困ったことや相談したいことが生じたとき、専任教員（教授、准教授、講師）が、アドバイザーとして指導や助言をする体制がとられています。教員1人が1学年6名程度の学生を担当し、修学、進路、健康管理、精神衛生、課外活動などに係わる諸問題について、学生の皆さんの相談に応じます。

- \* 各種届（住所変更届など）や各種願（休学願、復学願など）を提出するときは、アドバイザーの確認を得ることになっています。
- \* 何らかの問題が起きた場合にも、担当部署と連携しながら、アドバイザーが指導に当たります。
- \* アドバイザーは1年次生～3年次生は入学時に決定し、4年次生～6年次生は配属研究室の指導教員が担当します。

## キャリアサポートについて

学生の皆さんの就職活動を支援するため、キャリアサポートセンターと学生課は互いに協力して、求人先などからの情報収集に努めています。主に、学生の就職活動を支援することを目的として、6年間を通じて進路・職業選択・職種決定などに関する情報の提供のほか、就職活動における悩みや不安などについてのアドバイスも行っています。また、進路に関する個別相談や就職活動で必要となる能力の修得も支援していますので、遠慮なく学生課にお越しください。

なお、キャリアサポートに関するお知らせは、掲示板または UNIVERSAL PASSPORT（ユニバーサルパスポート）を通じて連絡していますので、必ず確認してください。

### 場 所

C棟1階（学生ロッカー室前）

### 受付時間

窓 口 月曜日～金曜日 8：50～17：00

資料室 月曜日～金曜日 8：50～17：00

### 連絡先

TEL：(072) 690-1015 薬学学務部学生課（キャリア支援）

E-mail：p-recruit@ompu.ac.jp

## 充実した進路支援

### 1. ガイダンス

主に4年次と5年次において、就職に関する意識を醸成するセミナー、就職状況や自己分析・自己PRの作成方法に関するセミナー、面接トレーニングなど盛りだくさんのイベントを開催します。また、業界別には企業希望者向け、病院希望者向け業界別のセミナーを開催すると共に、公務員希望者向けに公務員対策セミナーを年6回程度開催します。開催案内は、掲示や UNIVERSAL PASSPORT（ユニバーサルパスポート）でお知らせします。

### 2. 個人面談

就職に関する相談をいつでも受け付けています。事前に予約することでキャリアコンサルタントの資格（国家資格）を持つ職員による丁寧な個人面談を受けることができます。進路の悩みに関する相談やエントリーシートの添削、面接の練習など幅広く対応します。皆さんが自分自身で進む道を見つけられるよう支援します。

### 3. 情報提供

学生課と、その隣りにあるキャリアサポート資料室には就職に関する資料を備えています。さらに UNIVERSAL PASSPORT（ユニバーサルパスポート）を利用すれば、学外からも求人票検索を行うことができます。

就職活動本番の学生だけでなく、将来の進路を考えるためにも積極的に利用してください。

また、OB・OGが就職先のことや自身の就職活動を紹介する動画、学内で開催した各種セミナーの録画等を見ることができる本学薬学部学生専用の動画サイト「キャリアサポートチャンネル」もご利用ください。

他にも、毎年、企業・病院・薬局・自治体から約130以上の団体に参加いただき、合同セミナーを開催しています。就職活動中の学生は採用情報などの収集のために、それ以外の学生は業界や企業研究の場として活用しています。

## << 閲覧できる資料の例 >>

求人票、就職試験報告書、会社・病院等パンフレット、会社説明会・セミナー案内、インターンシップ案内、公務員採用試験案内、病院名簿、奨学金・返還支援一覧、就職関連図書など

## 就職活動の手続き

1. 3年次より本格的なキャリア支援が開始されます。3年次前期に配当されている「キャリアデザイン」で、自己理解と職業理解を通して自分自身のキャリアデザインを描き、進路について具体的に考え始めます。
2. 5年次の10月に、UNIVERSAL PASSPORT（ユニバーサルパスポート）から進路希望調査（全員が対象）を実施します。
3. 応募先に提出する書類は、以下のように申し込んでください。
  - (1) 履歴書…………… 学生課窓口で申し込んでください。企業などから指定された様式がある場合を除き、本学指定の履歴書を使用します。5枚入りのセットで販売しています。
  - (2) 成績証明書…………… } 電子申請を行い、各自で発行してください。
  - (3) 卒業見込証明書…………… } ※P47「各種証明書の発行」を参照してください。
  - (4) 健康診断受診証明…………… 学生課窓口で申し込んでください。大学で4月に実施した健康診断の結果を5月中旬以降に無料で交付します。発行期間は翌年の3月31日までです。  
※正式な「健康診断証明書」が必要な時は、保健所、医療機関（病院・診療所）で交付を受けてください（自己負担）。
4. 採用内定（内々定）を受け、最終進路が決まったら「進路・就職内定届」を学生課に提出してください。併せて「就職試験報告書」も提出してください。進学が決まった方も同様に手続きしてください。  
\* 就職活動の際に、就職差別または就職差別につながると思われる事柄があれば、直ちに対応しますので、「就職差別等についての報告書」を学生課に提出してください。

## 過去3年間の主な就職先

ほとんどの卒業生が病院、薬局（調剤薬局、ドラッグストア）、薬業関連企業、官公庁に就職しています。個別の就職先名は、本学ホームページに過去3年間の主な就職先として掲載していますのでご覧ください。

## 薬学部学生相談室について

大学生は、精神的に成長し、ひとりの人間として自立していく大切な時期を過ごします。その中では、学業や対人関係、将来のことなど、さまざまな悩みや不安を抱えることがあるかもしれません。そんな時、ひとりで思い悩むのではなく、誰かに話したり相談したりすることで、解決の糸口がみえてきたり、気持ちが少し軽くなったりすることがあります。

薬学部学生相談室は、学生のみなさんが抱えるさまざまな心理的な困りごとについて相談できる場所です。

おひとりでも、友達やパートナー、家族と一緒に利用できます。

また、学生ご本人が来室できない場合は、保護者の方のみでの相談も可能です。

相談は、公認心理師・臨床心理士の相談員が担当します。

相談内容の秘密は原則として守られますので、安心してご利用ください。

相談したことで不利益が生じることはありません。

どうぞ気軽に相談室までお越しください。

相談場所：A棟1階「薬学部学生相談室」

開室時間：月曜日 12:00～17:00 若林暁子

火曜日 12:00～17:00 青木 悠

金曜日 12:00～17:00 杉本峻也

相談方法：二次元コードからWeb予約サイトにアクセスできます。ご希望の日時を選択し、必要事項をご入力ください。

対面相談のほか、オンラインや電話での相談にも対応しています。

ご質問や不明な点がございましたら、[p-counsel@ompu.ac.jp] までお問い合わせください。



## 奨学金について

学業成績優秀で、経済的な理由のため修学困難な学生に対し、奨学金を貸与あるいは給付する制度があります。日本学生支援機構奨学金、大阪医科薬科大学薬学部奨学金が代表的なものですが、地方公共団体、篤志家による奨学制度もあります。なお、薬学部の令和7年度の奨学生状況は、別表のとおりです。

今後の募集については、奨学金ガイダンス（4月初旬）で詳細を確認してください。

### I. 日本学生支援機構奨学金

「給付奨学金」、「第一種奨学金〔無利子〕」、「第二種奨学金〔有利子〕」があります。第一種奨学金のみでは十分でない場合は、第二種奨学金をあわせて受けることができます。貸与条件は、年度により異なります。

なお、在学時に家計支持者が失業・破産・倒産・病気・死亡または火災・風水害・地震等により緊急に奨学金が必要になった場合には、家計急変採用（給付型奨学金）、緊急採用（第一種奨学金）、応急採用（第二種奨学金）の制度があります。

#### A. 給付型奨学金（高等教育の修学支援新制度）

令和2年4月、国による「高等教育の修学支援新制度」が創設されました。給付型の奨学金に併せて、授業料・入学金の一部が減免されます。

- (1) 募集時期：
  - (a) 定期採用：4月、9月
  - (b) 家計急変採用：適宜
- (2) 出願資格：
  - (a) 学力基準：高等学校等における評定平均値が、3.5以上など
  - (b) 家計基準：住民税非課税世帯またはそれに準ずる世帯
- (3) 給付月額：自宅9,600円～38,300円、自宅外19,000円～75,800円（判定区分による）
- (4) 給付期間：給付開始年月より最短修業年限

#### B. 第一種奨学金

- (1) 募集時期：
  - (a) 定期採用：4月、9月
  - (b) 緊急採用：適宜
- (2) 出願資格：
  - (a) 学力基準：高校2～3年の評定の平均が3.5以上
  - (b) 家計基準：(例) 年収の上限の目安は、4人世帯・自宅通学で、給与所得世帯880万円（税込み）、給与所得以外の世帯613万円（税込み）程度（令和7年度）
- (3) 貸与月額：自宅 20,000円、30,000円、40,000円、54,000円、  
自宅外 20,000円、30,000円、40,000円、50,000円、64,000円  
※給付型奨学金受給中は、判定区分に応じて併給調整されます。
- (4) 貸与期間：貸与開始年月日より最短修業年限
- (5) 返 還：貸与終了の翌月から数えて7か月めから開始されます（在学猶予制度あり）。

#### C. 第二種奨学金

- (1) 募集時期：
  - (a) 定期採用：4月、9月
  - (b) 応急採用：適宜
- (2) 出願資格：
  - (a) 学力基準：高校時代の成績が平均水準以上、学修に意欲があり学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者、特定の分野で特に優れた資質能力を有すると認められる者

- (b) 家計基準：(例) 年収の上限の目安は、4人世帯・自宅通学で1,309万円(税込み)、  
給与所得以外の世帯937万円(税込み)程度(令和7年度)
- (3) 貸与月額：自宅通学か自宅外通学にかかわらず、20,000円から120,000円までの間で1万円単位で額を選択(12万円を選択した場合には、さらに2万円の増額が可能)
- (4) 貸与期間：貸与開始年月より最短修業年限
- (5) 返 還：貸与終了の翌月から数えて7か月めから開始されます(在学猶予制度あり)。  
基本額には3%を上限とする利息(在学中は無利息)をつけて、基本額を超える部分には年+0.2%の利息をつけて返還しなければなりません。

#### D. 入学時特別増額貸与奨学金

- (1) 募集時期：入学時のみ
- (2) 出願資格：
  - (a) 奨学金申請時の家計基準における貸与額算定基準額が75,000円以下となる者(令和7年度)
  - (b) (a)以外の者で日本政策金融公庫の「国の教育ローン」が利用できなかった者
- (3) 貸与金額：10万、20万、30万、40万、50万円から選択
- (4) 返 還：卒業後、第二種奨学金の増額貸与と同じ利息をつけて返還しなければなりません。

## II. 大阪医科薬科大学薬学部独自の奨学金

大阪医科薬科大学薬学部奨学金制度は、次のとおり3種類の奨学金が整備されています。

### A. 特待奨学金

学業成績または研究活動が特に優れた学部学生または大学院学生に勉学意欲の更なる向上に資することを目的として給付されます。

- (1) 資 格：①学部生 前年度の学業成績が学年で最優秀またはこれに準ずる者(1年次生と6年次生を除く)  
②大学院生 大学院入試成績が最優秀またはこれに準ずる者及び2年次生以上の研究業績優秀者
- (2) 表彰・給付時期：学部生と大学院1年次生8月、大学院2年次生以上12月
- (3) 給付金額：①学部生 年次ごとに、成績最優秀者は30万円、特別優秀者2名には各20万円、優秀者4名には各10万円  
②大学院生 若干名に各20万円

### B. 一般奨学金

経済的事情で学業もしくは研究の継続に支障を来している学生に給付されます。

- (1) 募集時期：6月
- (2) 出願資格：①高等学校の評定平均が3.5以上で、本学が定める家計基準(第一種奨学金の基準)以下であること。  
②日本学生支援機構奨学金あるいはその他の奨学金を受給していても出願できますが、「高等教育の修学支援新制度」と同時に受給することはできません。  
③「C. 特別奨学金」と同時に申請することはできません。
- (3) 給付月額：30,000円
- (4) 給付期間：1年間(毎年の審査を経て繰り返し奨学生となることができます)

### C. 特別奨学金

経済的事情で学業もしくは研究の継続に著しく支障を来している学生に給付されます。(令和8年度入学生から、貸与部分は廃止)

- (1) 募集時期：6月
- (2) 出願資格：①進級者で、本学が定める家計基準(第一種奨学金の基準)以下であること。  
②日本学生支援機構奨学金あるいはその他の奨学金を受給していても出願できますが、「高等教育の修学支援新制度」と同時に受給することはできません。  
③「B. 一般奨学金」と同時に申請することはできません。

- (3) 給付月額：給付 15,000 円
- (4) 給付期間：最短修業年限

### 大阪医科薬科大学大学院薬学研究科奨学金

経済的理由で修学が困難な環境を改善し、さらには優れた研究を推進するために、大学院学生を対象とした給付奨学金制度です。

- (1) 募集時期：4 月、10 月
- (2) 出願資格：①学会発表（筆頭発表者として口頭発表またはポスター発表）を行ったことがあり、研究に専念する者であること。  
②日本学生支援機構奨学金あるいはその他の奨学金を受給していても出願できます。  
③一部の経済支援を除き他の奨学金等との併給を認めます。
- (3) 給付月額：家計状況により決定されます。  
博士前期課程 50,000 円または 30,000 円、博士後期課程 100,000 円または 50,000 円  
博士課程 100,000 円または 50,000 円、社会人学生は 30,000 円または 10,000 円
- (4) 給付期間：最短修業年限（毎年の審査があります）

### ◎その他奨学制度

地方公共団体、篤志家による奨学制度もあります。

## 奨学生状況

2025.11.30 現在

### 1. 日本学生支援機構

区 分		1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	大学院 (博士前期課程)	大学院 (博士後期課程)	大学院 (4年制課程)	合 計
給付型	人 数	83	71	60	64	48	37				363
	月 額	自宅 9,600 円～ 38,300 円、自宅外 19,000 円～ 75,800 円 (判定区分による)									
第一種	人 数	43	43	52	59	51	36	1	0	4	289
	月 額	自 宅	2, 3, 4, 5, 4 万円から選択 ※併給調整有					5 万円または 8.8 万円	8 万円または 12.2 万円		
自 宅外	2, 3, 4, 5, 6.4 万円から選択 ※併給調整有										
第二種	人 数	82	62	67	96	61	48	0	0	0	416
	月 額 (薬学課程増額月額)	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12 万円から選択 (12 万円を選択した場合は 2 万円の増額可)						5, 8, 10, 13, 15 万円から選択			
合 計		208	176	179	219	160	121	1	0	4	1068

### 2. 本学独自の奨学金制度

名 称	月額 (円)	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	大学院	合 計	給付・貸与
大阪医科薬科大学 薬学部特待奨学金	最優秀者 1 名 30 万円 特別優秀者 2 名 各 20 万円 優秀者 4 名 各 10 万円 (各年次・一括払) 大学院生 20 万円		8	7	8	7		6	36	給付
大阪医科薬科大学 薬学部一般奨学金	30,000	12	7	5	4	5	11		44	給付
大阪医科薬科大学 薬学部特別奨学金	50,000*	0	2	3	5	3	4		17	一部給付*
大阪医科薬科大学 薬学研究科大学院奨学金	博士前期 30,000 または 50,000 博士後期・博士 50,000 または 100,000							16	16	給付
大阪医科薬科大学 薬学部 PA 会奨学金	40,000 または 80,000	0	0	0	0	0	0	0	0	貸与
合 計		12	17	15	17	15	15	22	113	

※令和 8 年度入学生から、貸与部分は廃止

### 3. その他の育英・奨学会 (本学を通して推薦している奨学金)

名 称	月額 (円)	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	大学院	合 計	給付・貸与
(公財) 小野奨学会	学 部 60,000 大学院 80,000	7	8	11	11	10	9	1	57	給付
(公財) 大東育英会	20,000	0	1	1	0	0	0	0	2	給付
(一財) あしなが育英会	50,000 ～ 70,000	0	0	0	2	0	0	0	2	一部給付
(公財) 河内奨学財団	50,000	0	0	1	0	0	0	0	1	給付
(公財) 船井奨学会	40,000	0	2	0	0	0	0	0	2	給付
(公財) 奥村奨学会	30,000	0	0	0	0	1	0	0	1	給付
(公財) 島根県育英会	30,000 ～ 70,000	0	0	0	1	0	0	0	1	貸与
(公財) 南都育英会	自宅通学 50,000 自宅外通学 60,000	0	1	0	0	0	0	0	1	一部給付
合 計		7	12	13	14	11	9	1	67	

## 国際交流について

薬学部では国際交流を推進するため、大阪医科薬科大学薬学部国際交流基金を設置し、学生の海外留学や国際学会での発表にかかる費用について、助成を行っています。大学が企画する事業について説明会も実施しています。

助成を受けるためには、定められた申請期間に必要な書類を揃えて学生課まで提出してください。薬学部国際交流委員会での審査を経て、申請事業が採択されれば助成金が支給されます。

また、過去に採択された事業の報告書をホームページ上に掲載していますので、参考にしてください。

事業区分	助成内容
海外学術交流協定大学等への留学	交通費、滞在費、参加費など50万円を限度に助成する。
海外研修旅行・海外語学留学	交通費、滞在費、参加費などの対象経費総額に5割を乗じた額から15万円を限度に助成する。
国際学会等発表	交通費、滞在費、参加費などの対象経費総額に8割を乗じた額から30万円を限度に助成する。

上記事業に採択された学生は、薬学部PA会からも海外渡航支援金が支給される場合があります。

国際交流の助成についての詳細は、学生課よりUNIVERSAL PASSPORT（ユニバーサルパスポート）等で案内します。

## 海外渡航について

海外渡航する際は、「自分の身は自分で守る」の心構えをもち、現地の情報収集や安全対策に努めてください。

### 「海外渡航届」の申請について

旅行、留学等で海外渡航する際は必ず、「海外渡航届」を提出してください。

「海外渡航届」は、ホームページ上に掲載しています。

<https://www.ompu.ac.jp/campuslife/pharm/support/kaigaitoko.html>



### 「たびレジ」について

「たびレジ」 <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

滞在期間が3ヶ月未満の場合、「たびレジ」に登録してください。外務省の「たびレジ」に登録すると、登録されたメールアドレスに在外公館から緊急一斉通報があるほか、旅行先の国・地域で緊急事態が発生した時に登録した電話番号や宿泊先に連絡があります。

### 「海外安全ハンドブック」

「海外安全ハンドブック」を作成しています。希望者には学生課で配付しています。

## アルバイトについて

学生の本分は学業にあります。アルバイトは、学生生活を支えるなど、やむを得ない場合に限り、それでも最小限の範囲に留める必要があります。

アルバイトによっては深夜に及ぶもの、公序良俗に反するものや危険を伴うものなど、学生にふさわしくないものもあるので注意してください。アルバイトをする場合には、常に、本学の学生であることの自覚と責任をもって臨んでください。

また、昨今、大学生を含む若者が、SNS等の利用を通じて、いわゆる「闇バイト」に応募し、強盗・特殊詐欺等の犯罪に加担し、逮捕される事案等が報道されています。万が一にもアルバイト感覚で犯罪に加担してしまうことなどがないよう十分注意してください。たとえ知人からの紹介であっても、内容に合わない高額な報酬が提示されるなど、少しでも怪しいと思う仕事には、一切応じないでください。

## 下宿の紹介について

自宅外から通学する学生のために、大学でも良質な下宿を紹介しています。勉学環境に適した安価な物件の紹介に努めていますが、数に限りがあります。先輩から紹介してもらったり情報を得たりするのもひとつの手段です。

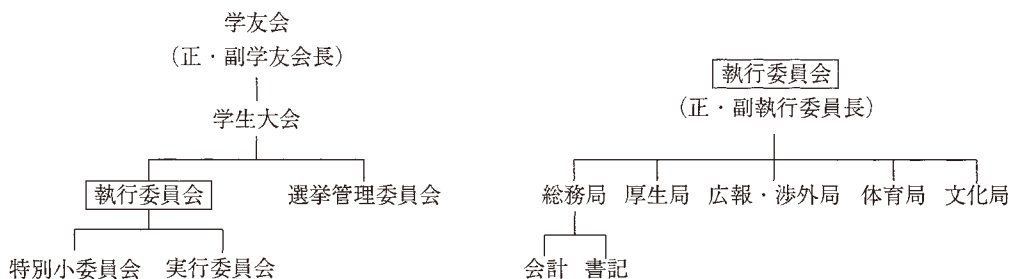
賃貸借契約条件を十分確認しなかったために、入居後に貸し主との間でトラブルになることがあります。契約にあたっては、光熱費や水道費の負担割合、自炊の可否、門限の有無、友人等の宿泊の可否、契約解除時の保証金の取り扱いなどについて十分話し合っておくことが大切です。

## 薬学部学友会について

学生の自治組織として学友会があります。本学に籍を置くすべての学部学生が加入し、学生生活の充実と福祉の向上を目的に、活発に課外活動を行っています。

学友会の組織図を下記に示しました。学友会長は執行委員長を兼任することになっています。実行委員会の代表的なものに学園祭実行委員会があり、おおむねクラブの代表者から構成されています。

### ◎薬学部学友会組織図



### ◎学友会行事

学友会が主催する主な年間行事に、新入生歓迎会（五月祭）、球技大会、学園祭があります。

《行事予定》

五月祭：5月上旬

球技大会：6月上旬

学園祭：10月下旬～11月上旬

五月祭では、クラブの発表会、ゲーム大会などが催されます。

球技大会は、アドバイザー、クラブ、研究室対抗のソフトボールやバレーボールなどの試合が行われます。

学園祭は、毎年テーマを決めて盛大に行われ、対抗競技、模擬店、さまざまなコンテスト、講演会やアーティストライブ、地域との親睦のための大学見学など、例年盛りだくさんの企画が催されます。

これらの行事では、学生としての節度をわきまえ、事故につながらないよう軽はずみな行動を慎み、楽しく思い出に残る青春の1ページになるよう心掛けてください。

## 課外活動について

薬学部のクラブ活動として、現在のところ、文化局クラブと体育局クラブが認可され活動しています。クラブには部室と活動費が割り当てられ、教授、准教授、専任講師が顧問として参加し、指導と助言にあたっています。また、助教、助手、事務職員などがアシスタントとして加わり、学生のみなさんと一緒に活動しています。

体育局クラブは、全国あるいは関西薬学生連盟、西日本医歯薬学生連盟、関西学生リーグなどに加盟し、定期的に行われる対抗試合で活躍しています。また文化局クラブも発表会や調査研究会を学内外で催すなど、活発な活動を続けています。

できるだけ多様な経験を積むことは青年時代の大事なテーマと考えられており、クラブ活動は人間形成のうえで重要な機能を果たします。学年を超えて多くのクラブ員と交わり苦楽をともにすることで、情操豊かな人間性が養われます。

なお、クラブ以外に、学友会が独自に認めている自治活動として同好会があります（同好会には部室の割り当てはありません）。

## 学生関連施設について

大学会館、学生クラブハウス、体育館などの施設を使用する際は、あらかじめ手続きが必要です。  
学友会活動のため、大学会館2階および学生クラブハウスは、学生自治によって運営されています。

### ◎大学会館

1階には、食堂が配置されています。全体で約500席が設けられたこのエリアは、キャンパス生活の憩いの場としてにぎわっています。また、ブックセンターでは、雑誌から専門書に至る書籍、文具などを取り扱っています。2階には、学友会執行部室、ホール、セミナー室、和室などがあり、主に執行部と文化局クラブの活動の場となっています。

### ◎学生クラブハウス

グラウンド北側に、3階建ての学生クラブハウスがあり、文化局所属、体育局所属のクラブ及びサークルが部室として利用しています。また、1階にはシャワー室、2階と3階にはセミナー室があり、クラブのミーティングや他大との交流などに使われ、課外活動の拠点となっています。

### ◎体育館

中央広場の北側に体育館があります。1階には、バスケットボールコートをとれる広さのアリーナと、男女それぞれの更衣室、シャワー室及びトレーニングルームがあります。2階には、柔道場、剣道場があります。畳の増減によって柔道場または剣道場が2面とれるように工夫され、公式試合も余裕を持って行えます。その他、体育教員室、ミーティングルームなども設けられています。

### ◎学生ラウンジ

D棟1階に学生ラウンジが設けられています。コンビニエンスストアやATM、自動販売機コーナーも設置されているこのラウンジは学生生活の中心として利用されています。明るいガラス張りで、内外合わせて約500席が設けられています。

### ◎自習室

D棟3階に全128席の自習室が設けられています。机は仕切りで区切られており、勉強に集中できるようになっています。

#### 開室時間

平日 : 7:00 ~ 21:00

土日祝日 : 7:00 ~ 19:00

※時間・場所等の変更や閉室する場合は UNIVERSAL PASSPORT (ユニバーサルパスポート) で案内します。

※11月から翌年の国家試験までの期間、6年次生専用自習室を開室します。

※その他、必要に応じて時間・場所等について変更することがあります。

# 健康管理について

- ▶ 健康管理支援室について
- ▶ 講義・演習・実習における障害のある学生を支援する合理的配慮について
- ▶ 実務実習前のワクチン接種について
- ▶ 講義、実習、スポーツ・運動実習、課外活動中などの事故について
- ▶ 医療費の補助について
- ▶ AED・車いす・担架等の設置場所
- ▶ 阿武山キャンパス周辺の医療機関／公共機関など

## 健康管理支援室について

A棟1階の健康管理支援室には、急病やケガに対処できるよう休養ベッド・応急処置用品や衛生用品を備えています。なお、医薬品の配布は行っておりませんので、必要な内服薬はご自身で準備し携帯してください。健康についての相談にも応じていますので、気軽に、健康管理支援室まで来てください。

連絡先) 阿武山キャンパス A棟1階 TEL:072-690-1289 メール:p-health@ompu.ac.jp

※不在時は、薬学学務部学生課 まで。

## 講義・演習・実習における障害のある学生を支援する合理的配慮について

合理的配慮とは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第8条第1項及び第2項」及び「大阪医科大学 障害のある学生の支援に関する基本方針」に基づき、障害のある学生または保護者等からの支援の申し出により、障害の無い学生と同等の受験機会及び修学機会を確保するため、学生の障害の状態や特性の確認と支援内容に対する学生との合意形成を経て、必要且つ適切な措置を行うものです。

### ■対象となる学生

在学生のうち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある方です。

### ■申請と支援開始までの流れ

1. 学生または保護者等が申請フォームにより申請し、障害者手帳または医療機関発行の診断書を学生課に提出します。
2. 学生課員と健康管理支援室の保健師が学生（必要に応じ保護者にも同席いただきます）と面談し、①～③の事項について確認します。
  - ① 障害の状況、通院状況や服薬状況
  - ② 学習上の困難とこれまでの学習における対応
  - ③ 支援を必要とする内容
3. 薬学学生生活支援センター運営委員会が開催され、合理的配慮の可否とその内容について検討します。また、同委員会において合理的配慮が必要と判断された場合は、支援方針、合理的配慮の具体的内容、受講・実習中止条件を設定します。その後、学科会議での承認後、科目担当教員、アドバイザー等に周知し、調整を図ります。

### ■申請時に必要となる書類

1. 講義・演習・実習における障害のある学生への支援に関する申請フォームからの申請
2. 障害者手帳または医療機関発行の診断書  
※診断書は、講義・演習・実習遂行の可否に対する主治医等の見解や具体的対応の内容が記載されていることとします。原則1年に1度の提出が必要です。  
※必要に応じて学校医または専門医の診断を求める場合があります。

### ■申請時期

原則として、以下の時期とします。

前期：授業開始日まで

後期：8月末日まで

※やむを得ず、上記の時期に間に合わない場合は、学生課にご相談ください。

### ■合理的配慮の例

- ・講義・実習室内での座席位置の配慮
- ・講義・演習中の入退室の許可
- ・補助器具（タブレット、スマートフォン、補聴器、サングラス等）の使用許可
- ・自動車入構許可

### ■申請窓口

学生課（C棟1階）

## 実務実習前のワクチン接種について

5年次生の実務実習に向けて、3年次生の秋頃よりB型肝炎ワクチン接種の案内を行っています。

B型肝炎ワクチンは、1クール3回の接種が必要で、完了までにおよそ半年を要します。

4年次生の7月に抗体検査を実施しますので、それまでに接種完了できるよう計画的に接種を進めてください。

なお、抗体検査の結果が基準値以下であった場合、追加のワクチン接種を指示します。

B型肝炎以外のワクチンについては、抗体検査以降に、健康管理支援室から指示がありますので、自己判断で接種しないよう注意してください。

ワクチン接種については、一部補助金が支給されます。

接種済証や問診票・領収書など、接種したことが確認できる書類は、必ず保管しておいてください。

・B型肝炎ワクチン ¥2500/回

・麻疹：¥3500、風疹：¥3500、MR：¥4500、ムンプス：¥3000、水痘：¥4000

接種対象期間：3年次の4月1日～4年次の1月末ごろまで（再度案内します）

上記期間以外の接種したワクチンや、ご自身で抗体検査をした場合は接種対象外

## 講義、実習、スポーツ・運動実習、課外活動中などの事故について

講義、実習、スポーツ・運動実習、課外活動中などにおいて発生した事故は、原則として次のマニュアルに従って行動してください。

なお、以下の5.6.の手続に先立って、「事故報告書」を学生課に提出してください（1週間以内）。

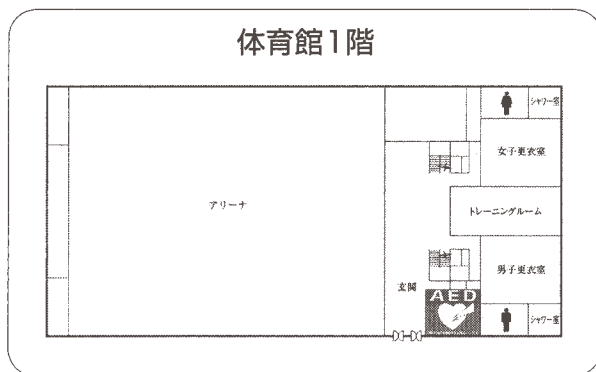
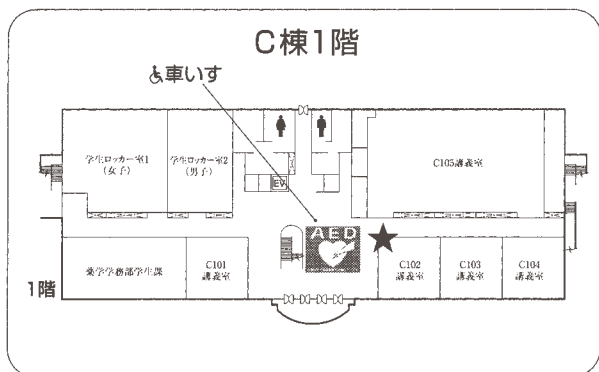
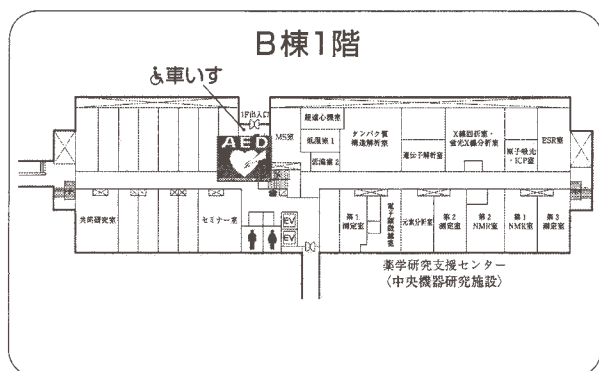
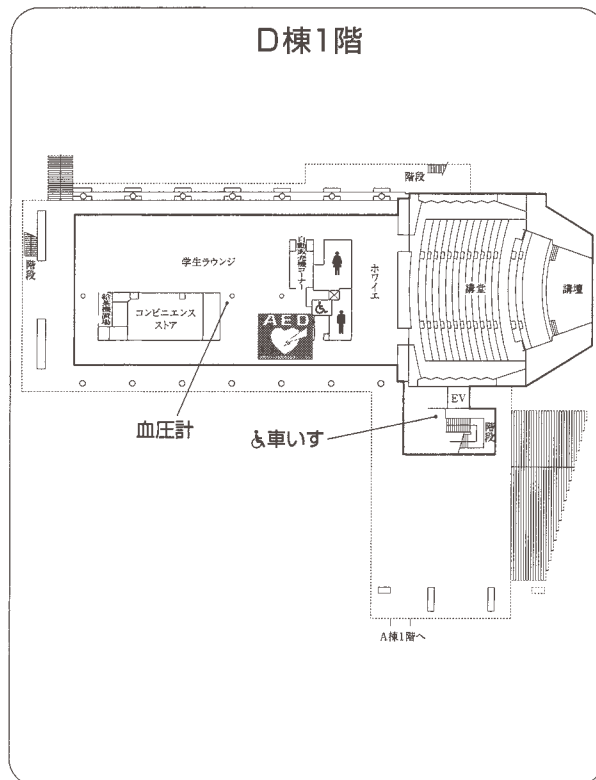
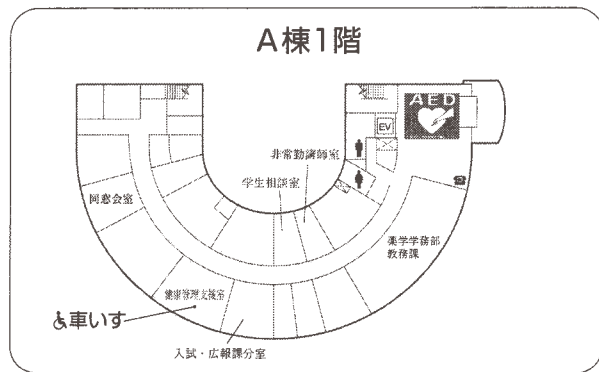
1. 軽度のけが、疾病については、健康管理支援室で応急手当を受けてください。
2. けがの程度の大きいとき、目に異物や薬品が入ったとき、有毒ガスを吸入したときなどは、直ちに健康管理支援室または学生課に連絡してください。看護師、学生課員、または現場の教員の指示に従い、最寄りの病院で治療を受けてください。
3. 時間外に事故が発生した場合の応急処置については、守衛所に備え付けの処置箱を利用し、症状に応じて2.に従ってください。
4. 移送車については原則としてタクシーを使用し、必要に応じて救急車を利用してください。
5. 保険証使用の場合に限り、課外活動中の事故の医療費（5日分まで）およびケガ人移送時のタクシー代は薬学部PA会が負担する場合があります。必ず領収書を受け取っておいてください。
6. けがの場合には治療日数に応じて「学生教育研究災害傷害保険」により医療保険金が支払われます。
7. 5.6.の手続きは学生課にて行いますので、事故発生後速やかに申し出てください。

## 医療費の補助について

薬学部では、課外活動中での事故におけるケガについて、そのケガの治療にかかった医療費（原則保険適用分のみ）の5日分までを薬学部PA会が補助する場合があります（事故から1か月以内の受診分、上限10万円）。手続書類は学生課にありますので、該当するすべての領収書を添付し、速やかに学生課に提出してください。なお、通学途上のケガは対象外です。

また、治療日数に応じて「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」も請求できますので、学生課に問い合わせてください。

# AED・車いす・担架等の設置場所



★担架設置場所→C棟1階、D棟3階、学生クラブハウス1階

## 自動体外式除細動器 AED (Automated External Defibrillator) (心停止の人を救命する医療機器)

AEDは心室細動・心室頻拍による心停止に対して、有効です。

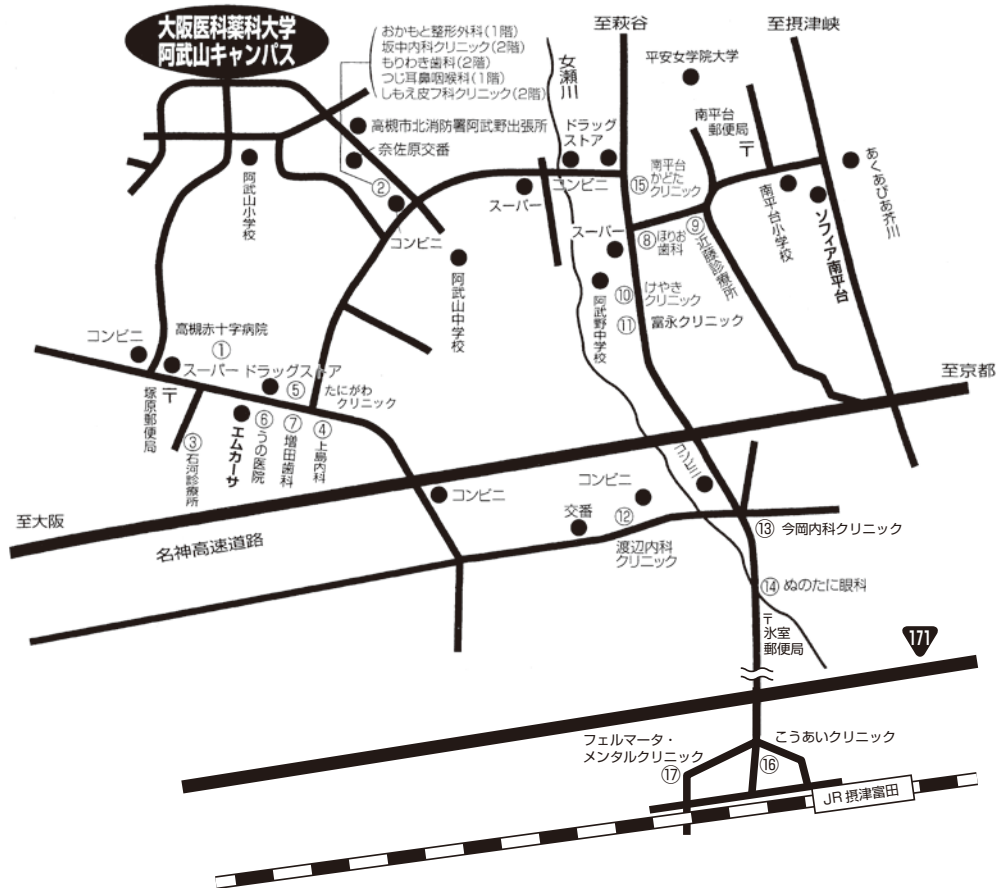
しかし、倒れている人を見ただけでは心室細動かどうか判断できません。

「反応がなく」、「呼吸がない場合」は心停止を疑い、ただちに胸骨圧迫を実施し、AEDを使用しましょう。

電極パッドを身体に貼ると、AEDが心電図の波形を解析し、電気ショックが必要な状態かどうかを判断します。

電気ショック実施後も音声ガイダンスに従い、人工呼吸・胸骨圧迫の心配蘇生法を続けてください。

# 阿武山キャンパス周辺の医療機関／公共機関など



## ◎医療機関

	医療機関名	診療科目	住所	電話
①	高槻赤十字病院		高槻市阿武野 1-1-1	072-696-0571
②	おかもと整形外科	整形外科・リハビリテーション科・スポーツ医学	高槻市奈佐原 2-11-21	072-695-1212
	坂中内科クリニック	内科・循環器内科	高槻市奈佐原 2-11-21	072-695-0296
	もりわき歯科	歯科	高槻市奈佐原 2-11-21	072-699-8466
	つじ耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科	高槻市奈佐原 2-11-21	072-697-7666
	しもえ皮フ科クリニック	皮膚科	高槻市奈佐原 2-11-21	072-697-3961
③	石河診療所	整形外科	高槻市上土室 5-34-10	072-692-1005
④	上島内科医院	内科	高槻市上土室 5-20-10	072-693-5335
⑤	たにがわクリニック	内科・循環器内科	高槻市上土室 4-5-16 1階	072-694-7777
⑥	耳鼻咽喉科うの医院	耳鼻咽喉科	高槻市上土室 5-21-2 3階	072-696-3310
⑦	増田歯科医院	歯科	高槻市上土室 5-21-3 1階	072-693-8175
⑧	ほりお歯科医院	歯科	高槻市南平台 3-16-30	072-692-0061
⑨	近藤診療所	内科	高槻市南平台 2-14-2	072-694-4060
⑩	けやきクリニック	内科	高槻市南平台 3-28-14	072-668-5561
⑪	富永クリニック	脳神経外科・神経内科・リハビリテーション科	高槻市南平台 3-29-18	072-690-3355

	医療機関名	診療科目	住所	電話
⑫	渡辺内科クリニック	内科	高槻市氷室町 4-2-10	072-695-8800
⑬	今岡内科クリニック	内科・消化器内科・外科	高槻市氷室町 1-30-1-101	072-695-7711
⑭	ぬのたに眼科	眼科	高槻市氷室町 1-25-13	072-690-6626
⑮	南平台かどたクリニック	内科・消化器内科・肝臓内科	高槻市南平台 4-14-32	072-697-2001
⑯	こうあいクリニック	心療内科・精神科	高槻市大畑町 6-15	072-697-1700
⑰	フェルマータ・メンタルクリニック	精神科・心療内科・神経内科	高槻市大畑町 12-1 プチプラザ撰津 203	072-696-8139
	よねだレディースクリニック	婦人科・産婦人科	茨木市上郡 2-13-14 ゴウダC&Eビル 2階	072-665-6800
	大阪医科薬科大学病院		高槻市大学町 2-7	072-683-1221
	北摂クリニック	内科	茨木市大池 1-10-37	072-633-3313
	第一東和会病院		高槻市宮野町 2-17	072-671-1008
	みどりヶ丘病院		高槻市真上町 3-13-1	072-681-5717

### ◎公共機関など

名称	住所	電話
高槻市役所	高槻市桃園町 2-1	072-674-7111
高槻警察署	高槻市野見町 2-4	072-672-1234
高槻市北消防署	高槻市緑が丘 3-12-1	072-687-0119
高槻市保健所	高槻市城東町 5-7	072-661-9333
高槻市立消費生活センター	高槻市紺屋町 1-2 クロスパル高槻 2階	072-682-0999
阪急高槻市駅	高槻市城北町 2-1	072-675-0109
阪急タクシー	池田市空港 1-9-10	0570-005-089
高槻市交通部（市営バス）	高槻市芝生町 4-3-1	072-677-3507
高槻市交通部（緑が丘営業所）	高槻市緑が丘 3-4-1	072-687-1500
高槻市立総合スポーツセンター	高槻市芝生町 4-1-1	072-677-8200
高槻市立中央図書館	高槻市桃園町 2-1	072-674-7800
高槻北郵便局	高槻市別所新町 4-1	0570-943-285
高槻塚原郵便局	高槻市塚原 4-1-17	072-693-6661
高槻南平台郵便局	高槻市南平台 5-22-10	072-696-1585
高槻氷室郵便局	高槻市氷室町 1-24-8	072-695-2967

### ◎忘れ物をした場合

名称	電話
JR 西日本お客様センター お忘れ物専用ダイヤル	0570-00-4146
阪急電鉄お忘れ物センター	06-6373-5226
高槻市営バス（緑が丘営業所）	072-687-1500

# 環境保全・防災について

- ▶環境保全・廃棄物の取り扱いについて
- ▶実験・実習の安全管理について
- ▶化学物質のリスクアセスメントについて
- ▶水質汚濁防止法について
- ▶災害発生時等の対応について



# 廃棄物処理方法の要約

区分	廃棄物の種類	処理・管理・回収方法	業者回収日	備考
産業廃棄物	有機廃液・無機廃液 重金属等 (写真現像定着廃液を含む)	各教室・研究室において保管し、回収日に指定場所へ	年5～6回 (薬学総務部管理課が 指定した日)	ポリ容器 (20L) は大学が支給する。 ※一部必要に応じて各研究室、実習室にて用意する。
	不要試薬等	各教室・研究室において保管し、回収日に指定場所へ	随 時	不明な試薬等は、必ず薬学総務部管理課に確認する。
	感染性廃棄物 (組換えDNA実験等汚染物) (手袋・ガーゼなど血液付着物) (注射針・メス等鋭利な物)	滅菌後専用回収ポリ容器に回収し、容器が満杯になれば薬学総務部管理課へ連絡する。	随 時	専用回収ポリ容器 (40L) は大学が (研究室・実習室へ) 支給する。
	* 1 滅菌済プラスチック製品 (滅菌済シヤレ・チューブ・チップ等) (洗浄済注射筒を含む)	感染性や組換えDNA等用のプラスチック製品を滅菌袋に入れて滅菌後、ビニール袋 (ピンク) に回収し、「処理済み」シールに必要事項 (所属名等) を記入・貼付後、ゴミ集積場へ (残留薬品がないよう、必ず水洗・乾燥後、回収する)	随 時	ビニール袋 (ピンク) は大学が支給する。(薬学総務部管理課へ付けのノートに必要事項を記入する。)
実験系廃棄物	実験系ガラス器具等 (ピーカー・フラスコ・試験管等) ガロン瓶、試薬瓶	各教室・研究室において1斗缶等の容器に回収し、ゴミ集積場内指定容器へ (残留薬品がない様、必ず水洗い・乾燥後、回収)	随 時	1斗缶等の容器は各研究室で用意する。容器には研究室名を必ず記入する。(容器は繰り返し使用する)
	実験系金属器具等	各教室・研究室において1斗缶等の容器に回収し、ゴミ集積場内指定容器へ (残留薬品がない様、必ず水洗い・乾燥後、回収)	随 時	1斗缶等の容器は各研究室で用意する。容器には研究室名を必ず記入する。(容器は繰り返し使用する)
一般廃棄物	実験動物死体 (糞・床敷を含む)	動物関連研究施設内の冷凍庫に保管し、専用業者が回収する。	週1回 (木曜日午前中)	感染実験動物は、オートクレーブ等で滅菌処理する。
	実験動物梱包容器	動物関連研究施設内の倉庫に保管し、専用業者が回収する。	週1回 (月曜日)	保管量によっては回収を見送る場合がある。
	紙くず・生ゴミ・剪定樹木・枯葉等	ビニール袋 (青) に回収し、ゴミ集積場へ	毎 日 (土・日・祝を除く)	ビニール袋 (青) は大学が支給する。(薬学総務部管理課へ付けのノートに必要事項を記入する。)
	滅菌不要プラスチック製品等 (* 1を除く)	ビニール袋 (白) に回収し、ゴミ集積場へ (残留薬品がないよう、必ず水洗・乾燥後、回収する)	随 時	ビニール袋 (白) は大学が支給する。(薬学総務部管理課へ付けのノートに必要事項を記入する。)
生活系廃棄物	OA機器・家電等 (OA機器・家電 (洗濯機・テレビ・エアコン・冷蔵庫) 等)	ゴミ集積場へ (大型のもの、多量のもの事は事前に薬学総務部管理課に連絡する)	随 時	備品登録しているものは、廃棄手続きを完了させる。(家電は持ち込み前に薬学総務部管理課に連絡する。)
	蛍光灯	割らずにゴミ集積場へ	随 時	
	電池 危険物 (ライター・スプレー缶等)	各部署において保管し、ゴミ集積場内の指定容器へ ゴミ集積場内の指定容器へライター・スプレー缶など	随 時	スプレー缶は穴を開けて廃棄する。
再生資源	スチール家具等 (机・イス・1斗缶 (無害) 等)	ゴミ集積場へ (大型のもの、多量のもの事は事前に薬学総務部管理課に連絡する)	週1回 (火曜日)	
	コピー用紙電算出力帳票	用紙回収箱に保管し、ゴミ集積場へ	随 時	
	ダンボール、新聞、雑誌等	ひも等で束ね、ゴミ集積場へ	ダンボール：週1回 (木曜日) 新聞・雑誌：随時	
	ペットボトル 空き缶 (飲料缶) 空き瓶 (飲料瓶)	ビニール袋 (透明) に回収し、ゴミ集積場内の指定容器へ (残留水がないよう、キャップ・ラベル付可) ビニール袋 (透明) に回収し、ゴミ集積場内の指定容器へ ビニール袋 (透明) に回収し、ゴミ集積場内の指定容器へ	週1回 (火曜日) 週1回 (火曜日) 週1回 (火曜日)	ビニール袋 (透明) は大学が支給する。(薬学総務部管理課へ付けのノートに必要事項を記入する。)
* 感染性等廃棄物を他の種類の廃棄物へ混入しないこと。* ゴミの減量に各自努めること。* 試薬容器等は、なるべく納入業者に回収させる。〈廃棄物処理に関する問い合わせ窓口〉 薬学総務部管理課				

## 実験・実習の安全管理について

実験・実習では、多くの化学薬品、生物や実験器具・機器を扱います。実験・実習を行う際には、予め実習内容を十分把握し、実験担当教員の指導や注意事項を必ず守ってください。また、実験の基本的注意事項、危険物質・有害物質とその取り扱い方と処理方法、応急処置法、実験器具の取り扱い方などについては、参考書等を熟読し、理解を深めてください。

### ◎特に取り扱いに注意すべき物質

火災や爆発の恐れがある危険な物質、中毒や公害を起こす恐れのある有害な物質は次のように区分され、それぞれの法令によって規制を受けています。詳しくは、参考書等を参照してください。

分類		特徴	物質例
危険な物質	危険物	発火、引火、起爆しやすく、火災、爆発を起こす恐れがあるもの	塩素酸塩類、金属粉、金属 Na、エーテル、硝酸エステル、過酸化物
	高圧ガス	加圧充填ガスで、火災、爆発、または中毒を起こす恐れがあるもの	水素、酸素、アンモニア、塩化水素、プロパン、ハロゲン化合物
有害な物質	有毒物質	強い毒性があり、急性中毒、健康障害を起こす恐れがあるもの	四アルキル鉛、農薬、アルデヒド、シアン化合物、過酸化水素、ヒ素
	公害物質	人の健康、環境の保全に著しい影響を与える恐れがあるもの	有機リン、アルキル水銀、PCB、鉛、六価クロム、NOX、CO

### 《実習に関する注意事項》

1. 実習衣（白衣）を着用し、規定の名札をつける
2. 実習前に使用機械、器具、試薬などの点検を行い、余分な物はすべて片付ける
3. 実習中は原則として実験台から離れない
4. 備え付けの消火器の場所、使用法を平素より熟知し、引火性物質を用いる際、消火器などを手元に置く
5. ガスバーナーの炎を必要以上に大きくせず、使用しない場合必ず消し、特に引火性溶媒を使用するとき、火気に注意する
6. 有毒ガスの発生のおそれのある場合、原則としてドラフトの中で行う
7. 爆発のおそれのある実習で異常を感じた場合、直ちに付近の者に知らせ、担当者に連絡する
8. 火災の起きた場合、
  - (1) 知らせる —— 通報
  - (2) 消火 —— 初期消火
  - (3) 逃げる —— 避難
9. 細菌、動物等を使用する際、その取扱いにあらかじめ注意項目を守り、事故の防止に努める
10. 使用済みの有機溶媒、重金属などの廃液処分は各実習担当者の指示に従う
11. 負傷などをした場合、ただちに実習担当者に連絡し、その指示を受ける
12. 実習終了後、
  - (1) 実験台の器具、薬品などを整理整頓する
  - (2) 電気、ガスなどの熱源を切る
  - (3) 水道栓が閉まっていることなどを確認した後、退室する

## 化学物質のリスクアセスメントについて

労働安全衛生法に事業者は有機溶剤、特定化学物質等を取り扱う業務を行う研究室等について、作業環境測定を行い、その結果の評価に基づき、研究者の健康を保持するための適切な措置を講じるよう記載されています。また、学生の皆さんも実験、実習等で有機溶剤や特定化学物質等を使用する際は、薬品のSDS（Safety Data Sheet 化学物質等安全データシート）等を参照し、各薬品等の危険性や有害性を確認し、担当教員の指導の元、実験を行ってください。

次のシンボルは、SDSの中に記載されているGHS（化学薬品の危険有害性を一定の基準に従って分類し、絵表示を用いて分かりやすく表示したもの）です。今後の参考にしてください。

### GHSラベル

どくろ	健康有害性	感嘆符	環境	腐食性
				
急性毒性(区分1-3)	呼吸器感作性、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性、特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)(区分1-2)、特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露)、吸引性呼吸器有害性	急性毒性(区分4)、皮膚腐食性・刺激性(区分2)、眼に対する重篤な損傷・眼刺激性(区分2A)、皮膚感作性、特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)(区分3)	水性環境有害性	金属腐食性物質 皮膚腐食性・刺激性(区分1A-C)、眼に対する重篤な損傷・眼刺激性(区分1)
炎	円上の炎	爆弾の爆発	ガスボンベ	
				
可燃性・引火性ガス、可燃性・引火性エアゾール、引火性液体、可燃性固体、自己反応性化学品、自然発火性液体、自然発火性固体、自己発熱性化学品、水反応可燃性化学品、有機過酸化物	支燃性・酸化性ガス、酸化性液体、酸化性固体	火薬類、自己反応性化学品、有機過酸化物	高圧ガス	

※毒性や刺激の程度により区分されています。

(参考)

- 化学物質の健康有害性についての簡易なりスクアセスメント手法として、「コントロール・バンディング」があります。これは、ILO（国際労働機関）が、開発途上国の中小企業を対象に、有害性のある化学物質から労働者の健康を保護するために、簡単で実用的なりスクアセスメント手法を取り入れて開発した化学物質の管理手法です。  
厚生労働省 [https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07\\_1.htm](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07_1.htm)
- 有機溶剤中毒予防規則（有機則）- 有機溶剤の安全基準を定めた省令で、工場や大学における有機溶剤使用時の中毒を防止することを目的としたものです。
- 特定化学物質障害予防規則（特化則）- 有機則とは別のがん等の慢性障害を引き起こす物質や大量漏洩などで急性中毒を引き起こす物質などについて、毒性の確認、代替物の使用等の徹底その他必要な措置を講じ、化学物質にばく露される期間及び程度を最小限度に努めることを目的としたものです。

## 水質汚濁防止法について

この法律は、大学から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制すること等により、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的としています。

学生の皆さんにも実習・実験等において廃液を扱う事が多いことから、担当教員の指導の元、以下の事項を遵守することを通して社会的義務と責任を果たすよう努めてください。

1. 有害物質を含む溶液を扱う実験、実験廃液を扱う場合は、飛散、流出、漏えい等しないように留意すること。
2. 有害物質を含む溶液や実験廃液が床等に飛散、漏えいした場合は、直ちにふき取る等の漏えいを防止する措置を講じること。また、漏えいした溶液や廃液を含む水をボトリング回収し、環境保全上支障のないよう適切に処理すること。
3. 有害物質を含む実験廃液の適切な処理について担当教員の指導を遵守し、二次洗浄までの洗浄液等についても通常排水ではなく、ボトリング回収を行うこと。

## 災害発生時等の対応について

本学では災害に備え、「防火・防災管理規程」「消防計画」等の規程を設けています。

地震や火災等の災害が起きた際またはその危機が迫っている場合には災害対策本部が設置され、その内容や規模によっては教職員で編成された自衛消防隊による避難誘導等がありますので、指示に従って落ち着いて行動してください。

また、年に1回防災訓練を行います。いざという時にとっさに対応するには、日頃の備えが何より大切です。災害時に自分の命を守るよう、防災訓練には必ず参加をしてください。

### 《地震について》

1. 地震が発生したら  
まずは身の安全を確保してください。頭部を保護することを心掛けてください。近くに机等がある場合は机の下に避難をしてください。
2. 安否確認について  
一定規模以上の地震が発生した場合は安否確認をメールにて行いますので、必ず返答をしてください。

### 《火災について》

1. 火災発生の通報  
出火場所付近で火災発生を知った者は、大声で周囲の者に知らせてください。次に、薬学総務部管理課へ火災が起きている旨を連絡してください（内線 220、外線 (072) 690-1012）。
2. 自動火災報知機の作動時  
学内放送により、火災発生及び出火場所の通報、避難の有無等が指示されます。教職員の指示に従って落ち着いて行動してください。

### 《避難について》

日頃から非常階段の位置や避難経路を確認し、万々に備えてください。

### 《防災備蓄品について》

薬学部では、災害時を想定し、水やごはん、パン、クッキーなどの飲食料品及び毛布、エアマット、帰宅支援セットなどの防災備蓄品を揃えています。災害時には状況に応じてこれらの備蓄品を配布します。





# 全学共通

## 規則等

- 大阪医科薬科大学 学則
- 大阪医科薬科大学 学生等懲戒規程
- 学校法人大阪医科薬科大学  
ハラスメント等の防止等に関する規程
- 学校法人大阪医科薬科大学  
プライバシー・ポリシー(個人情報保護基本方針)
- 学校法人大阪医科薬科大学  
個人情報保護規則
- 学校法人大阪医科薬科大学  
ソーシャルメディア利用規程
- 生成AIの取り扱いに関する  
基本方針について
- 学生生活における生成AIの  
取り扱いについて
- 教育における生成AIの  
取り扱いについて

# 大阪医科薬科大学 学則

(昭和27年2月20日施行)

## 第1章 総則

(理念)

**第1条** 大阪医科薬科大学（以下、「本学」という。）は、建学の精神及び学是（至誠仁術）に基づき、国際的視野に立った教育、研究或いは良質な医療の実践をとおして、人間性豊かで創造性に富み人類の福祉と文化の発展に貢献する医療人を育成する。

(目的)

**第2条** 本学は、前条の理念に基づき、豊かな人間性と国際的視野を備えた次の人材を育成することを目的とする。

- (1) 人類共通の課題である健康の維持増進並びに疾病の予防と克服及び苦痛の軽減に努める人材
- (2) 変化する社会に対応し最新の知識と最良の技術を生涯学び続ける人材
- (3) 地域医療から世界に通じる研究開発にわたる領域で探究心を持って活躍する人材

(自己点検及び評価)

**第3条** 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

- 2 前項の点検及び評価の方法等については、別に定める。

(学部及び大学院)

**第4条** 本学に、医学部医学科、薬学部薬学科及び看護学部看護学科を置く。

- 2 医学部医学科の入学定員は110名、収容定員は660名とする。
- 3 薬学部薬学科の入学定員は294名、収容定員は1,764名とする。
- 4 看護学部看護学科の入学定員は85名、収容定員は340名とする。

**第4条の2** この学則に定めるもののほか、各学部の必要な事項は、本学医学部規程、薬学部規程及び看護学部規程（以下、「学部規程」という。）に定める。

**第5条** 本学に、大学院を置く。

- 2 大学院に関し必要な事項は、大阪医科薬科大学大学院学則の定めるところによる。

(修業年限)

**第6条** 医学部医学科の修業年限は、6年とする。

- 2 薬学部薬学科の修業年限は、6年とする。
- 3 看護学部看護学科の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

**第7条** 医学部医学科の在学年限は、第1・2学年次、第3・4学年次、第5・6学年次に区分し、各区分において4年を超えることはできず、通算して12年以内とする。

2 薬学部薬学科の在学年限は、第1学年次から第4学年次までは、同一年次に2年を超えて在学することはできず、通算して12年以内とする。ただし、同一年次の在学年数が年度の途中で2年を超えることとなる者については、その年度が終了するまで当該学年に在学することができる。

3 看護学部看護学科の在学年限は、通算8年以内とする。ただし、同一年次に2年を超えて在学することはできない。

(学 年)

**第8条** 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学 期)

**第9条** 学年を、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

**第10条** 定期休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 本学創立記念日
- (4) 春季休業
- (5) 夏季休業
- (6) 冬季休業

2 学長は、前項に定めるもののほか臨時の休業日を定めることができる。また、教育上必要と認めた場合は、定期休業日であっても授業及び試験を行うことができる。

## 第2章 入学、再入学及び転入学

(入学等の時期)

**第11条** 入学、再入学及び転入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

**第12条** 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）を卒業した者

- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣の指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者又は高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (8) 本学の個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められ、18歳に達した者

（入学志願手続）

**第13条** 入学志願者は、所定の入学願書及び学部規程に定める入学検定料を添えて学長に願い出なければならない。

（合格者の選考）

**第14条** 入学志願者に対しては試験を行い、その成績により合格者を選考する。

（入学手続及び入学許可）

**第15条** 前条に定める選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに必要書類を学長に提出するとともに、別表に定める入学金及び学費の一部を納入しなければならない。

2 保証人は、両親又はこれに代る成年に達した親族とする。

3 保証人は、学生の在学中に係る一切の事項について、責任を負うものとする。

**第16条** 学長は、前条に定める入学手続を完了した者に、入学を許可する。

（再入学）

**第17条** 本学を退学した者又は第30条第4号により除籍された者で、再入学を志願する者については、選考の上、相当の学年次に入学を許可することがある。

2 再入学に関し必要な事項は、学部規程に定める。

（転入学）

**第17条の2** 他の大学の学生で、当該大学長又は学部長の承認を得て転入学を志願する者については、学長が入学を許可することができる。

(転学部)

**第17条の3** 転学部を願い出る者があるときは、選考の上、許可することがある。

2 転学部の取扱いについては、別に定める。

### 第3章 教育課程及び履修等

(教育課程及び履修方法)

**第18条** 学生が履修すべき授業科目、単位数及び年次配当は、学部規程に定める。

2 総合的な学力等を判定する試験(統合的な試験)を所定の課程に加えることができる。

3 本学則に定めるもののほか、履修方法の細目については、学部規程に定める。

(単位の計算方法)

**第19条** 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成するものとし、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義、チュートリアル及び演習については、15時間から30時間までの範囲で学部規程に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で学部規程に定める時間の授業をもって1単位とする。

(1年間の授業期間)

**第20条** 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(成績の評価)

**第21条** 授業科目の成績は、試験その他の評価により行う。

2 評価は原則として100点法によって行い、60点以上を合格、59点以下を不合格とし、90点以上を秀(S)、80点以上89点以下を優(A)、70点以上79点以下を良(B)、60点以上69点以下を可(C)、59点以下を不可(D)と表示する。

3 不合格となった授業科目については、再試験を行うことがある。

4 試験及び成績の評価の実施に関し必要な事項は、学部規程に定める。

**第21条の2** 前条の評価に対してグレード・ポイント(以下、「GP」という。)を設定し、GPの平均値であるグレード・ポイント・アベレージ(以下、「GPA」という。)を算出する。

2 GP及びGPAの取扱いについては、学部規程に定める。

(追試験)

**第22条** 病気その他やむを得ない理由により、試験を受けられなかった者については、追試験を行うことがある。

2 追試験の実施に関し必要な事項は、学部規程に定める。

(単位の認定)

- 第23条** 授業科目の成績の評価を行い、合格とされた学生に対し、所定の単位を与える。
- 2 前項の単位認定は、学部長が当該教授会の議を経て学長に報告し、学長が決定する。

(既修得単位の認定)

- 第24条** 他の大学を卒業し、又は中途退学し、新たに本学の第1学年次に入学した学生の既修得単位については、教育上有益と認めるときは、その学力を確認した上で本学において修得したものとして認定することができる。
- 2 前項の定めにより認定することができる単位は、合計30単位を限度とする。
- 3 前2項の取扱いについては、学部長が当該教授会の議を経て学長に報告し、学長が決定する。

(他学部及び他大学等における授業科目等の履修)

- 第25条** 本学が、教育上有益と認めるときは、本学の他学部及び他の大学等（外国の大学等を含む。）との協議に基づき、学生に当該学部及び当該大学等の授業科目等を履修させることができる。
- 2 前項の取扱いについては、学部長が当該教授会の議を経て学長に報告し、学長が決定する。

#### 第4章 休学、復学、転学、退学及び除籍

(休学)

- 第26条** 病気その他やむを得ない理由により、休学しようとする者は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて、保証人連署のうえ学長に願い出て、学期単位を原則として休学することができる。
- 2 病気その他の理由により修学することが不相当と認められる者については、学長は休学を命ずることができる。
- 3 休学に関する取扱いは、学部規程に定める。

(復学)

- 第27条** 休学期間中に、その理由がなくなったときは、学長の許可を得て復学することができる。
- 2 復学は、原則として学年又は学期の始めでなければならない。
- 3 第1項の規定により復学が許可された場合には、休学前の既修得単位及び成績はそのまま認める。

(転学)

- 第28条** 他の大学へ、入学又は転入学を志願しようとする者は、保証人連署の上、学長に所定の退学願を提出しなければならない。

(退 学)

**第29条** 病気その他やむを得ない理由により、退学しようとする者は、保証人連署の上、学長に所定の退学願を提出しなければならない。なお、必要に応じその他書類の提出を求める場合がある。

2 学業成績の不振が一定期間続く学生に対しては、退学を命ずることがある。

(除 籍)

**第30条** 次の各号のいずれかに該当する者は、当該教授会の意見を踏まえ、学長が決定し、除籍する。

- (1) 第7条に定める在学年限を超えた者
- (2) 在学年限内に所定の単位を修得できないことが明らかな者
- (3) 学部規程に定める休学年限を超えてなお復学できない者
- (4) 第35条に定める学費について、納入期限経過後督促してもなお未納の者
- (5) 長期間にわたり行方不明の者
- (6) 死亡した者

## 第5章 進級及び卒業

(進 級)

**第31条** 当該学年次又は当該学期の所定の課程を修了した者については、当該教授会の議を経て、学部長が単位及び進級を認定し、学長が決定する。

(卒 業)

**第32条** 第6条に定める修業年限以上在学し、医学部医学科においては学部規程に定める所定の単位を修得し、かつ、総合試験に合格した者には、医学部教授会の議を経て、医学部長が卒業を認定し、学長が決定のうえ卒業証書及び学士（医学）の学位を授与する。

2 前項の総合試験に関しては、医学部教授会の議を経て、医学部長が別に定め、学長が決定する。

3 第6条に定める修業年限以上在学し、薬学部薬学科においては学部規程に定める所定の単位を修得した者には、薬学部教授会の議を経て、薬学部長が卒業を認定し、学長が決定のうえ卒業証書及び学士（薬学）の学位を授与する。

4 第6条に定める修業年限以上在学し、看護学部看護学科においては学部規程に定める所定の単位を修得した者には、看護学部教授会の議を経て、看護学部長が卒業を認定し、学長が決定のうえ卒業証書及び学士（看護学）の学位を授与する。

## 第6章 賞 罰

(褒 章)

**第33条** 成績優秀操行善良で他の模範であると学長が認めるときは、教授会の議を経て、

学生を褒賞することができる。

(懲戒)

**第34条** 教育上必要があると学長が認めるときは、当該教授会の意見を踏まえ、学生に懲戒を加えることができる。なお、懲戒に関し必要な事項は、大阪医科薬科大学学生等懲戒規程に定める。

## 第7章 入学金及び学費

(入学金及び学費)

**第35条** 入学金及び学費の額は、別表に定める。

- 2 入学金及び学費は、原則として返還しない。
- 3 入学金及び学費は、経済事情の変化によりその金額を変更することがある。
- 4 第1項にかかわらず、入学時特待生制度等適用者の入学金及び学費については、別に定める。
- 5 学費の納入に関する取扱いについては、学部規程に定める。

(休学の場合における学費)

**第36条** 休学する者は、指定した期限までに学費のうち在籍料を納入しなければならない。ただし、学期途中で復学した者は、当該学費を納入しなければならない。

- 2 在籍料の額は、学部規程に定める。

## 第8章 研究生

(研究生)

**第37条** 本学開設の授業科目のうち特定分野に関し、研究を行おうとする者があるときは、選考の上研究生として許可することができる。

- 2 研究生に関し必要な事項は、学部規程に定める。

## 第9章 委託生、聴講生等

(委託生及び聴講生)

**第38条** 本学に委託生を託された場合は、その学歴を選考して許可することがある。

- 2 本学開設の授業科目の中から聴講することを希望する者があるときは、聴講生として許可することがある。
- 3 委託生及び聴講生に関し必要な事項は、学部規程に定める。

(単位互換履修生及び科目等履修生)

**第39条** 他の大学又は短期大学との協議に基づき、当該他の大学等に在学中の者を単位互換履修生として、本学における授業科目を履修させることができる。

- 2 特定の授業科目のうち1科目又は数科目を選んで履修し、単位を修得しようとする者があるときは、科目等履修生として許可することがある。
- 3 単位互換履修生及び科目等履修生に関し必要な事項は、学部規程に定める。

(外国人留学生)

**第40条** 第12条に定める入学資格を有する外国人が本学に入学を志願するときは、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生については別に定める。

## 第10章 公開講座

(公開講座)

**第41条** 本学に公開講座を設けることがある。

## 第11章 学生の福利・厚生

(学生の福利・厚生)

**第42条** 本学に福利・厚生施設を置く。その規則は、別に定める。

## 第12章 職員組織

(職員組織)

**第43条** 本学に学長、学部長、大学病院長、図書館長その他の職員を置く。その規則は、別に定める。

- 2 前項に定めるもののほか、本学に副学長、学長補佐を置くことができる。
- 3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 4 副学長及び学長補佐は、学長の統督の下で教育及び研究に関する校務をつかさどる。
- 5 学部長は、学長の統督の下で学部に関する校務をつかさどる。

**第44条** 本学に教育及び研究のための教授、准教授、講師、助教、助手、技術職員等を置く。これらの定員及び資格については、別に定める。

**第45条** 本学の事務を処理するため、一定数の事務職員を置く。

**第46条** 本学の教職員を専任兼任に区別し、その勤務規則は、別に定める。

## 第13章 教授会

(教授会)

**第47条** 教育研究に関する事項の審議機関として、各学部に教授会を置く。

2 教授会に関し、必要な事項は、別に定める。

#### 第14章 附属施設

(附属施設)

第48条 本学に大学図書館、その他の附属施設を設ける。その規則は、別に定める。

第49条 本学に大学病院を設ける。その規則は、別に定める。

#### 第15章 その他の組織

(その他の組織)

第50条 本学に教育研究に必要なその他の組織を設ける。

2 個々の組織の使命・構成等は、別に定める。

#### 第16章 その他

(改 廃)

第51条 この学則の改廃は、各学部の教授会及び法人運営会議の議を経て、理事会が行う。

#### 附 則

(昭和49年9月30日から令和2年4月1日までは省略)

#### 附 則

- 1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第3項の規定にかかわらず、薬学部薬学科の収容定員は令和3年度1,721名、令和4年度1,740名とする。
- 3 改正後の第4条第1項及び第3項、第6条第2項、第7条第2項、第32条第3項の規定にかかわらず、令和3年4月1日に大阪薬科大学から薬学部に入学者のうち、平成29年度以前の入学者が第4学年次進級時に選択可能な学科として、薬学部薬科学科(4年制)を置く。なお、同学科は大阪薬科大学において学生募集を停止していたことを受け、新規の学生募集は行わず、令和3年度における第4学年次の収容定員を2名、令和4年度以降の収容定員を0名とし、在籍学生がいなくなった時点で廃止するものとし、同学科の取扱いは薬学部規程及び薬科学科規程に定める。
- 4 令和3年4月1日に大阪薬科大学から薬学部に入学者の大阪薬科大学における修業年数及び在学年数については、改正後の第6条第2項及び第7条第2項に規定する修業年限及び在学年限に継承する。
- 5 令和3年4月1日に大阪薬科大学から薬学部に入学者のうち、平成26

年度以前の入学生については、改正後の第7条第2項中の「2年」を「3年」に読み替える。

- 6 薬学部規程に定めることとする取扱いのうち、改正後の第3章及び第5章に関する事項の令和3年4月1日に大阪薬科大学から薬学部へ転入学した学生への適用については、薬学部規程細則に大阪薬科大学の入学年度に応じた個別の取扱いを定める。

#### 附 則

この改正は、令和3年7月1日から施行する。

ただし、令和3年度以前から在学する看護学部学生に係る学費については、別表及び改正後の第35条にかかわらず、大阪医科薬科大学医学部及び看護学部における学費納入に関する取扱規程に定める。

#### 附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

ただし、第4条第2項の規定にかかわらず、令和4年度の医学部医学科の定員は、地域枠の臨時定員2名を加え、入学定員112名、収容定員672名とする。令和4年度から令和10年度までの入学定員及び収容定員は下表のとおりとする。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
入学定員	112名	110名	110名	110名	110名	110名	110名
収容定員	672名	670名	668名	666名	664名	662名	660名

#### 附 則

- 1 この改正は、令和5年4月1日から施行する。

ただし、第4条第2項の規定にかかわらず、令和5年度の医学部医学科の定員は、地域枠の臨時定員2名を加え、入学定員112名、収容定員672名とする。令和5年度から令和11年度までの入学定員及び収容定員は下表のとおりとする。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
入学定員	112名	110名	110名	110名	110名	110名	110名
収容定員	672名	670名	668名	666名	664名	662名	660名

- 2 この改正の施行に伴い、大阪医科薬科大学医学部特待生（入学時）規程は廃止する。

- 3 この改正は令和5年度以降に入学する者に適用し、令和4年度以前に入学した医学部学生に係る学費については、別表にかかわらず、大阪医科薬科大学医学部及び看護学部における学費納入に関する取扱規程に定める。

### 附 則

1 この改正は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、第4条第2項の規定にかかわらず、令和6年度の医学部医学科の定員は、地域枠の臨時定員2名を加え、入学定員112名、収容定員672名とする。令和6年度から令和12年度までの入学定員及び収容定員は下表のとおりとする。

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
入学定員	112名	110名	110名	110名	110名	110名	110名
収容定員	672名	670名	668名	666名	664名	662名	660名

2 令和3年4月1日に大阪薬科大学から薬学部へ転入学した学生のうち、平成29年度以前の入学生が第4学年次進級時に選択可能な学科として薬学部を設置していた薬科学科（4年制）については、学科選択権を持つ在籍学生がいなくなったため、令和5年3月31日付で廃止する。

### 附 則

1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。

ただし、第4条第2項の規定にかかわらず、令和7年度の医学部医学科の定員は、地域枠の臨時定員2名を加え、入学定員112名、収容定員672名とする。令和7年度から令和13年度までの入学定員及び収容定員は下表のとおりとする。

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
入学定員	112名	110名	110名	110名	110名	110名	110名
収容定員	672名	670名	668名	666名	664名	662名	660名

### 附 則

1 この改正は、令和8年4月1日から施行する。

ただし、第4条第2項の規定にかかわらず、令和8年度の医学部医学科の定員は、地域枠の臨時定員2名を加え、入学定員112名、収容定員672名とする。令和8年度から令和14年度までの入学定員及び収容定員は下表のとおりとする。

年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
入学定員	112名	110名	110名	110名	110名	110名	110名
収容定員	672名	670名	668名	666名	664名	662名	660名

(別表)

(1) 医学部医学科

項目	金額 (年額)	備考
入学金	100万円	入学手続時
学費	授業料	188万円
	実習料	34万5千円
	施設拡充費	126万円
	教育充実費	150万円
	100万円	2年次以降

(2) 薬学部薬学科

項目	金額 (年額)	備考
入学金	40万円	入学手続時
学費	授業料	120万円
	施設・設備費	60万円

(3) 看護学部看護学科

項目	金額 (年額)	備考	
入学金	20万円	入学手続時	
学費	授業料	120万円	
	実習料	20万円	公衆衛生看護学実習Ⅱ受講者及び 助産学実習受講者を除く
		30万円	公衆衛生看護学実習Ⅱ受講者対象
		50万円	助産学実習受講者対象
	施設拡充費	30万円	

## 大阪医科薬科大学 学生等懲戒規程

(平成27年4月1日施行)

(目的)

**第1条** この規程は、学校教育法施行規則第26条第5項に従い、大阪医科薬科大学学則（以下、「学則」という。）第34条に規定する懲戒に関する手続き等について定める。

(対象学生)

**第2条** この規程において懲戒の対象とする学生等とは、学部学生及び大学院生（以下、「学生等」という。）のことをいう。

2 聴講生、研究生、科目等履修生、特別聴講生及び特別研究学生の取り扱いは、この規程に準ずるものとし、必要な事項は別に定める。

(考え方)

**第3条** 懲戒は、学生等が懲戒の対象となる行為を行った場合、本学における学生等の本分を全うさせるための教育的指導の一環として行うものである。

2 懲戒は、対象となる行為の様態や結果等を総合的に検討して行う。

(対象行為)

**第4条** 懲戒の対象となる行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 社会的諸秩序に対する侵犯行為（犯罪行為）
- (2) 重大な交通法規違反
- (3) ハラスメント行為
- (4) 情報倫理に反する行為
- (5) 学問的倫理、研究倫理に反する行為
- (6) 学生等の学習、研究及び教職員の教育研究活動等の正当な活動を妨害する行為
- (7) 授業、試験等における不正行為
- (8) その他、公序良俗に反する行為

2 前項に掲げる対象行為の詳細及び該当する懲戒の種類は、別表1及び2に定める。

(事情聴取)

**第5条** 懲戒の対象となる行為又はその疑いが生じたときは、当該学部長又は研究科長は、学長の指示に基づき、遅滞なく保護者又は保証人に当該学生等が懲戒の対象となる可能性がある旨を通知するとともに、次の各号に定める会議において当該学生等に対する事情聴取を行い、事実関係を確認しなければならない。

- (1) 医学部 医学学生生活支援センター会議
- (2) 薬学部 薬学学生生活支援センター運営委員会
- (3) 看護学部 看護学学生生活支援センター会議
- (4) 医学研究科 医学研究科大学院委員会

- (5) 薬学研究科 薬学研究科大学院委員会
  - (6) 看護学研究科 看護学研究科大学院委員会
- 2 当該学部長又は研究科長は、前項の事情聴取にあたり、事前に当該学生等に対して要旨を口頭又は文書で告知し、事実に関する弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該学生等が正当な理由なく事情聴取に応じない場合は、弁明の機会を放棄したものとみなす。
  - 3 事情聴取を行う際、当該学部長又は研究科長から事前に許可を受けた場合に限り、当該学生等は付添人1名を伴うことができるものとし、また、必要に応じて文書又は代理人による弁明を行うことができる。
  - 4 第3項の定めにかかわらず、行為が重大犯罪であり、起訴や裁判等の結果を待たなければならない等の特段の事情がある場合は、この限りではない。

(自宅待機)

- 第6条** 学長は、処分が決定するまでの間、当該学生等に対して自宅待機を命ずることができる。
- 2 自宅待機中に停学処分が決定した場合、自宅待機期間を処分期間に含むことができる。

(懲戒決定までの手続き)

- 第7条** 当該学部長又は研究科長は、第5条の事情聴取の結果を学長に報告する。
- 2 学長は、当該教授会の意見を聴いて、懲戒が必要であると判断した場合、事情聴取の報告を受けて直ちに懲戒の手続きを開始しなければならない。

(懲戒委員会)

- 第8条** 学長は、前条第2項に基づき、懲戒委員会を設置して検討を行う。
- 2 懲戒委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
    - (1) 当該学部長又は研究科長
    - (2) 学生生活支援センター長
    - (3) 教育センター長
    - (4) 研究科大学院委員会委員長（ただし、研究科に係る場合に限る。）
    - (5) 学務部長及び薬学学務部長
    - (6) その他、必要に応じて学長が指名した者（外部有識者含む。） 若干名
  - 3 懲戒委員会に委員長を置き、委員の中から学長が指名した者をもって充てる。
  - 4 委員長は、懲戒委員会を招集し、その議長となる。
  - 5 懲戒委員会は、必要に応じて、当該学生等から事情聴取を行うことができる。
  - 6 懲戒委員会の議事は出席者の過半数を持って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、裁判の判決等を待つ必要があると認められた場合には、議決を留保することができる。
  - 7 懲戒委員会は、当該事案に係る懲戒等の可否、処分内容等について、報告書を学長に提出しなければならない。

(懲戒種類)

**第9条** 学則第34条に定める懲戒は、次のとおりとする。

- (1) 戒告は、学長が、学生等の行った行為の責任を確認してその将来について口頭及び書面をもって戒めるものとする。
- (2) 停学は、学長が、一定期間、学生等の教育課程の履修及び課外活動等を停止するものとする。停学期間は在学年限には含むが、修業年限には含まれない。
- (3) 退学は、学長が、学生等としての身分を剥奪するものとし、再入学は認めない。

(懲戒期間)

**第10条** 懲戒の対象期間は、本学の学籍を有する期間とする。

(嚴重注意)

**第11条** 懲戒に相当しない場合でも、学長は、当該教授会の意見を踏まえて当該学生等に訓告あるいは嚴重注意を行うことができる。

- 2 訓告あるいは嚴重注意を受けた当該学生等は、直ちに反省文を学長に提出しなければならない。

(停学期間)

**第12条** 停学の期間は、有期又は無期とする。

(無期停学の解除)

**第13条** 無期停学は、懲戒の発効日から6か月を経過した後でなければ解除できない。

- 2 学長は、無期停学の解除が適当であると認めたときは、6か月を経過する直前又は直近の教授会において、その解除を発議することができる。
- 3 無期停学の解除は、当該教授会の議を踏まえ、学長が行う。
- 4 無期停学解除の学生等への通告、保護者及び保証人への通知は、文書をもって行う。

(停学期間中の指導)

**第14条** 当該学部長又は研究科長は、停学期間中、当該学生等に教育的指導を行わなければならない。

- 2 当該学部長又は研究科長は、停学期間中に教育的指導が必要と判断した場合、当該学生等に対して施設の利用及び特定の授業への参加を認めることができる。

(懲戒の発効)

**第15条** 懲戒は、懲戒委員会からの報告及び当該教授会の議を踏まえ、学長が行う。

- 2 懲戒は、当該学生等に対して懲戒内容を文書で発信した日から発効する。

(通告等)

**第16条** 学長は、当該学生等に対して懲戒の内容を文書により通告する。

- 2 学長は、当該学生等の保護者又は保証人に対して懲戒の内容を文書により通知する。

(公 示)

**第17条** 学長は、懲戒を行った場合には直ちに公示しなければならない。

- 2 公示事項は、所属学部又は研究科、学科（専攻）、学年（課程・回生）、懲戒の種類、懲戒理由とする。
- 3 公示期間は、発効日から1か月とする。ただし、学長が必要と認める場合には期間を変更することがある。
- 4 当該教授会の議を経て、学長が特段の事情があると認める場合に限り、公示の一部又は全部を公開しないことができる。

(不服申立て)

**第18条** 懲戒を課せられた当該学生等は、懲戒の発効日から30日以内にその懲戒に対する不服申立てを行うことができる。ただし、本項に定める期間内に不服申立てをすることができない正当な理由が認められる場合は、その理由が消滅した日から起算して30日以内に不服申立てを行うことができる。

- 2 不服申立てをしようとする当該学生等は、保証人連署のうえ、不服申立書を本部キャンパスの場合は学務部、阿武山キャンパスの場合は薬学学務部に提出しなければならない。

(不服申立審査)

**第19条** 学長は、前条の不服申立てに基づき、当該学部長又は研究科長に対し、当該学生の所属に応じて、第5条第1項第1号から第6号に規定する会議の開催を指示し、審査をさせなければならない。

- 2 第5条第1項第1号から第6号に規定する会議は、学生等から提出された不服申立書に基づき審査を行う。
- 3 第5条第1項第1号から第6号に規定する会議が必要と認める場合は、弁護士等専門家の出席を求めることができる。
- 4 不服申立てをした当該学生等は、書面で意見を述べ、資料を提供することができる。
- 5 第5条第1項第1号から第6号に規定する会議で懲戒の内容が相当であると判断した場合は、不服申立て却下を求める旨の意見を学長に行う。
- 6 第5条第1項第1号から第6号に規定する会議は、懲戒の内容が相当でないとは判断した場合は、懲戒の変更を求める旨の意見を学長に行う。
- 7 学長は、第5項及び前項の意見を踏まえ、当該教授会の議を経て、不服申立てをした学生等に審査の結果を通知する。

(再審議)

**第20条** 前条第6項の意見を受けた場合、学長は、直ちに懲戒委員会に再審議を指示しなければならない。

- 2 前項に基づき、懲戒委員会は、第5条から第8条までの規定を準用し、再審議を行う。
- 3 再審議を行う際には、第8条第2項第6号委員として新たに委員を追加するなど、公正性を担保しなければならない。

(懲戒対象者の退学申し出の取り扱い)

**第21条** 学長は、懲戒決定前に当該学生等から退学の申し出があった場合には、決定するまでこの申し出を受理しない。

(懲戒に関する記録)

**第22条** 学長は、懲戒の事実を学籍簿に記録しなければならない。

(所 管)

**第23条** 懲戒に関する事務は、学務部又は薬学学務部が行う。

(雑 則)

**第24条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(改 廃)

**第25条** この規程の改廃は、学部間協議会の議を経て、学長が行う。

**附 則**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成29年11月8日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成30年7月31日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、令和6年5月21日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表 1

## 懲戒対象行為及び懲戒の種類

区分	事 項	種 類
I 犯罪行為	①殺人、強盗、強姦、放火等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	②薬物犯罪行為（麻薬・大麻等の薬物使用・不法所持・売買・仲介等）	退学 又は停学（無期又は有期）
	③傷害、窃盗、万引き、詐欺、恐喝、賭博、住居侵入、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	
	④痴漢行為（覗き見、わいせつ、盗撮行為その他の迷惑行為を含む。）	
	⑤「ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）」に定める犯罪行為	
	⑥ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）」に定める犯罪行為	
	⑦コンピューター又はネットワークを用いた犯罪行為	
II 交通事故・違反	①死亡又は高度な後遺症を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	退学 又は停学（無期）
	②死亡又は高度な後遺症を伴う人身事故を起こした場合で、その原因行為が過失の場合	
	③人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	
	④無免許運転、飲酒運転（ほう助含む。）暴走運転等の悪質な交通法規違反行為	停学（無期又は有期）
	⑤後遺症等を伴う人身事故を起こした場合で、その原因行為が過失の場合	停学（無期又は有期） 又は戒告

区分	事項	種類
Ⅲ 学内秩序を乱す行為	①「学校法人大阪医科薬科大学 ハラスメント等の防止等に関する規程」に抵触する行為	退学、 停学（無期又は有期） 又は戒告
	②「大阪医科大学 個人情報保護規程」に抵触する行為	
	③「大阪医科大学附属病院個人情報保護規程」に抵触する行為	
	④「学校法人大阪医科薬科大学 ソーシャルメディア利用規程」に抵触する行為	
	⑤本学が実施する授業、試験等における不正行為（別表2）	退学 又は停学（無期又は有期）
	⑥飲酒を強要し、アルコール飲料の一气飲み等が原因となり死に至らしめた行為	退学 又は停学（無期）
	⑦飲酒を強要し、アルコール飲料の一气飲み等が原因となり急性アルコール中毒等の被害を与えた行為	退学、 停学（無期又は有期） 又は戒告
	⑧未成年者と知りながら飲酒を強要した行為	停学（無期又は有期） 又は戒告
	⑨本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げた行為	退学、 停学（無期又は有期） 又は戒告
	⑩本学構成員に対する暴力行為、威嚇行為、拘禁行為及び拘束行為等	
	⑪本学が管理する建造物への不法侵入又は不正使用若しくは占拠した行為	停学（無期又は有期） 又は戒告
	⑫本学が管理する建造物又は器物等の損壊行為、汚損行為及び不法改築行為等	
	⑬研究活動上の不正行為（データ捏造・改ざんに関わる行為、論文盗用及び著作権の侵害等）	退学、 停学（無期又は有期） 又は戒告
	⑭反社会的団体の活動を行っており、その活動が他の学生等に影響を及ぼし本学の秩序を乱すものと認められた行為	
	⑮違法薬物（麻薬、大麻、危険ドラッグ等）と類似の効果を持つ薬物を、正当な理由（治療目的等）なく、使用、所持、譲渡、仲介若しくは入手しようとする行為	
	⑯その他、本学の秩序を乱して学生の本分に反した行為又は公序良俗に反する行為	

別表 2

本学が実施する授業、試験等における不正行為

事 例		当該科目 単位認定
単位認定に係る 試験時の行為	身代わり受験をすること及び身代わり受験を依頼すること	認定しない ※薬学部については、別に定める規程に基づき、受験科目の無効及び処分を行う
	試験監督者の注意又は指示に従わない場合で特に悪質と認められるもの	
	答案を交換すること	
	他の受験者の答案を見ること又は他の受験者に答案を見せること	
	使用が認められていない又は指定されていないノート又は参考書等を使用すること	
	その他不正な行為と認められること	
単位認定に係る レポートの行為	他人の著作物を盗用すること	認定しないことができる
	実験や調査結果のデータを捏造又は偽造すること	
	他人が書いたレポート並びに著作物を自分のものとして提出すること	
他の学生等に成り代わり授業に出席又は代返等の行為を行った者並びに同行為を依頼した者	認定しないことができる	
授業の実施に係るその他不正な行為と認められること		

# 学校法人大阪医科薬科大学 ハラスメント等の防止等に関する規程

(平成17年11月15日施行)

(目的)

**第1条** この規程は、学校法人大阪医科薬科大学（以下、「本法人」という。）に在籍する教職員及びその他の構成員（契約職員、パートタイム労働者、非正規労働者等も含み、以下、「職員等」という。）並びに本法人が設置する学校の学生・生徒（以下、「学生等」という。）が、教育・研究・診療機関等においてそれぞれの社会的使命を果たすために、お互いに人格を認め合い、個人として尊重される環境を保持し、セクシュアル・ハラスメント、性暴力、パワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント（以下、「妊娠・出産等ハラスメント」という。）及びその他のハラスメント（以下、「ハラスメント等」という。）を防止するために必要な事項を定める。

(適用範囲)

**第2条** この規程は、本法人が設置する施設等に適用する。

(定義)

**第3条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意味は、以下に定めるところによる。

- (1) セクシュアル・ハラスメントとは、職員等又は学生等（以下、「職員・学生等」という。）が他の職員等又は学生等（以下、「他者」という。）の人権を侵害し、あるいは他者を不快にさせ、その他就業又は教育・研究・修学環境を悪化させる以下の性的な言動をいう。
  - ① 性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問・発言
  - ② わいせつ図画の閲覧、配布、掲示
  - ③ うわさの流布
  - ④ 性的な言動により他者の就労意欲又は学習意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する行為
  - ⑤ 交際・性的関係の強要
  - ⑥ 性的な言動への抗議、又は拒否等を行った職員・学生等に対して、解雇や退学その他不利益な取扱いを行い、又はこれを示唆する言動
  - ⑦ その他、他者の人権を侵害し、又は他者に不快感を与える性的言動
- (2) 性暴力とは、以下の行為をいう。
  - ① 性交その他の性的な行為をする又はさせる行為
  - ② 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に性的な部位その他の身体の一部に触れる行為
  - ③ 通常衣服で隠されている下着又は身体を撮影する行為
- (3) パワー・ハラスメントとは、職員・学生等が他者に、地位又は人間関係等の優位性を背景に、業務又は教育・研究上の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛

を与える言動又は、就業又は教育・研究・修学環境を悪化させる言動をいう。なお、安全配慮義務等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性及び相当性に基づく言動は、パワー・ハラスメントには該当しない。

- (4) 妊娠・出産等ハラスメントとは、職員・学生等が、他者が育児・介護に伴う休業や休学等を申出・取得したことを理由として、当該他者の就業又は教育・研究・修学環境を悪化させる以下の言動をいう。なお、業務分担や安全配慮義務等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性及び相当性に基づく言動は、妊娠・出産等ハラスメントには該当しない。
- ① 妊娠・出産・育児・介護に関する制度や措置の正当な利用等に関し、解雇や退学その他の不利益な取扱いを行い、又はこれを示唆する言動
  - ② 妊娠・出産したことにより、解雇や退学その他の不利益な取扱いを行い、又はこれを示唆する言動
  - ③ その他、妊娠・出産・育児・介護に関する不当な言動
- (5) その他のハラスメントとは、職員・学生等が飲酒の強要、喫煙等につまわる不当な行為、威圧、暴言、誹謗、中傷、風評の流布等により人権を侵害する等、他者を不快にさせる言動をいう。

(管理監督者の責務)

**第4条** 職員・学生等を管理監督する地位にある者は、次の各号に掲げる事項に注意し、ハラスメント等の防止等に必要な措置を講じなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、ハラスメント等に関して職員・学生等へ注意喚起を行い、ハラスメント等に関する認識を深めさせること。
- (2) 職員・学生等の言動に十分な注意を払い、ハラスメント等の行為又はハラスメント等に起因する問題が生じることがないように配慮すること。

(ハラスメント防止体制)

**第5条** 本法人にハラスメント等防止委員会（以下、「防止委員会」という。）を置く。

(ハラスメント防止体制の組織)

**第6条** 防止委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(防止委員会)

**第7条** 防止委員会は、次の事項を取り扱う。

- (1) ハラスメント等が発生するような環境、慣習を改善すること。
- (2) ハラスメント等の防止に関する研修・啓発活動を行うこと。
- (3) 相談窓口によせられた苦情相談のうち事実調査が必要と認めた場合は、事実関係の調査を行うこと。
- (4) ハラスメント等の行為者について、必要な措置を講ずるよう理事長に報告すること。

(調査委員会)

**第8条** 防止委員長は、相談員の勧告に基づいて必要と認めた場合は、事実関係を調査するための調査委員会を設置する。

2 調査委員会に関する事項は、別に定める。

(相談窓口)

**第9条** 相談窓口は、職員・学生等からの信ずるに足りる相当の苦情相談に対応する。

2 相談窓口に関しては、別に定める。

(不利益取扱の禁止)

**第10条** ハラスメント等に対する苦情の申し出、苦情等に関わる調査への協力に起因して、職員・学生等が就業又は教育・研究・修学する上で、不利益な取り扱いを受けることがないようにしなければならない。

(プライバシーの保護)

**第11条** 防止委員会及び調査委員会の委員並びに相談窓口の他、当該問題に関して職務上の情報を知り得た者は、関係者のプライバシーの保護を最優先に、その内容について守秘義務を負うものとする。

2 ハラスメント等の対応にあたっては、当事者及びその他の関係者等から公正な事情聴取を行うものとし、事情聴取者の名誉、人権及びプライバシーに十分配慮しなければならない。

(ハラスメント等の行為に対する措置等)

**第12条** ハラスメント等の事実が認められ、防止措置が必要な場合には、防止委員長は遅滞なくその旨を職員等に関しては理事長に、学生等に関しては理事長並びに学長あるいは校長に報告しなければならない。

2 報告を受けた理事長、学長、校長は、ハラスメント等の防止措置を実施するとともに、行為者の懲戒が必要と判断した場合には、就業規則あるいは学則に基づきその手続きを採る。

(相談者の義務)

**第13条** 相談者は、ハラスメント等の行為者にも人権やプライバシーがあることを十分に認識しなければならない。

(改 廃)

**第14条** この規程の改廃は、法人運営会議の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成17年11月15日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成25年9月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成27年12月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定に関わらず、次の各号の施設については、契約等に基づき当面の間、譲受又は合併前の体制を保つ。
  - (1) 大阪薬科大学
  - (2) 大阪医科大学三島南病院
  - (3) 訪問看護ステーション
  - (4) ケアプランセンター

**附 則**

この改正は、平成30年3月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この改正は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 前項の施行日以降は、大阪薬科大学にも適用する。
- 3 この規程の施行に伴い、「大阪薬科大学人権侵害防止等に関する規程」、「セクシュアル・ハラスメントの防止と対策に関する規程」及び「セクシュアル・ハラスメントの防止と対策に関するガイドライン」は廃止する。

**附 則**

この改正は、令和6年11月7日から施行する。

**附 則**

この改正は、令和7年7月28日から施行する。

# 学校法人大阪医科薬科大学プライバシー・ポリシー（個人情報保護基本方針）

（平成21年11月20日制定）

学校法人大阪医科薬科大学（以下、「本法人」という。）は、個人番号及び特定個人情報を含む全ての個人情報の保護に努めるため、この「プライバシー・ポリシー（個人情報保護基本方針）」を定めます。

## 1. 事業所の名称

学校法人大阪医科薬科大学

## 2. 関係法令・ガイドライン等の遵守

本法人は、「個人情報の保護に関する法律」他、関係諸法令及びガイドライン（注釈1参照）を遵守します。

また、個人番号及び特定個人情報の取扱いにおいても、ガイドライン等（注釈1及び2参照）を遵守します。

## 3. 安全管理措置に関する事項

本法人は個人情報保護に関する規則・規程類（注釈2参照）を定め、これらを遵守し、適切な方法により個人情報等の収集、利用、保管、提供、削除・廃棄を行うとともに、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止など適切な管理のために必要な措置を講じます。

また、匿名加工情報、仮名加工情報に関しても個人情報の取扱いに準じて対応いたします。

### ・個人情報の収集、利用

本法人は、個人情報の収集及び利用にあたっては、予め個人情報の利用目的を明らかにし、その目的達成のために必要な範囲で、適正かつ公正な手段により行います。

### ・個人情報の管理

本法人に集積された個人情報（以下、「保有個人データ」という。）は、常に正確な内容を保つよう努めます。また、個人情報の紛失、毀損、破壊、改ざん、漏えい等を防止するため、適正な措置を講じ厳正に管理します。

### ・保有個人データに関する業務の外部委託

本法人が、保有個人データに関する業務を外部に委託する場合には、委託業者等に対し漏えいや目的以外の利用を行わないように契約で定め、本法人の必要な監督下において、厳重な管理を行うよう指導します。

### ・保有個人データの第三者への提供

本法人の保有個人データは、あらかじめ本人の同意を得た場合や法令等により例外として取り扱われる場合、人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合を除き、原則として第三者への提供はいたしません。

なお、匿名加工情報の第三者提供に当たっては、法令及びガイドラインの定めに従い、必要な事項の公表等を適切に実施いたします。

#### 4. 質問、苦情、開示、訂正、削除及び不服申立等の窓口

本法人の保有個人データについて、本人から質問、苦情、開示、訂正、削除及び不服等の申し出があった場合には、以下の部署を窓口とし、本人であることを確認の上、必要な手続きを経て適切に対応いたします。

なお、匿名加工情報、仮名加工情報にかかる質問、苦情等に関しても窓口（付記2参照）で対応いたします。

#### 5. 個人情報に対する学内体制

本法人は、個人情報保護のために「個人情報統括管理者」を置き、かつ、「個人情報保護委員会」を設置し、管理監督のための体制を別途整備することにより、個人情報の保護に努めます。

（平成28年10月11日 一部改正）

（令和3年4月1日 一部改正）

付記)

1. 「仮名加工情報」に関しては、改正個人情報保護法（令和2年6月12日公布）の施行日である令和4年4月1日以降適用する。
2. 「4. 質問、苦情、開示、訂正、削除及び不服申立等の窓口」の対応窓口は以下の通りとする。

（対応窓口）

大阪医科薬科大学総務部総務課

住所：大阪府高槻市大学町2番7号

電話番号：072-684-6218

FAX番号：072-681-3723

e-mail:soumu@ompu.ac.jp

注釈)

1. 関係諸法令及びガイドライン・・・「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」等
2. 個人情報保護に関する規則・規程類・・・「学校法人大阪医科薬科大学個人情報保護規則」、「学校法人大阪医科薬科大学個人情報保護委員会規程」、「学校法人大阪医科薬科大学雇用に関する特定個人情報等の取扱いに関する基本方針」、「学校法人大阪医科薬科大学雇用に関する個人番号及び特定個人情報取扱規則」等

## 学校法人大阪医科薬科大学 個人情報保護規則

(令和3年4月1日施行)

(目的)

**第1条** この規則は、学校法人大阪医科薬科大学（以下、「法人」という。）における「学校法人大阪医科薬科大学プライバシー・ポリシー（個人情報保護基本方針）」（以下、「基本方針」という。）及び「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」（以下、「法」という。）及び「個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）」その他の関係法令の定めるところに基づき、法人に関わる個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めることにより、法人の業務の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

**第2条** 用語の定義は、法第2条各項に定めるところによる。

- 2 死者に関する情報であっても、生存する遺族等特定の個人を識別することができる場合には、個人情報として取り扱うものとする。
- 3 この規則における「学生等」とは、法人設置学校の学則に定められた学部学生、大学院生、生徒（保護者・保証人を含む）及びそれに準ずる者であって、現在在籍し、又は過去に在籍した者の他、学校説明会への参加者、入学試験や公開講座等に申し込みをした者、入学試験合格者等現時点で本学における教育を受けようとする者及び過去において教育を受けようとした者も含むものとする。
- 4 この規則における「職員等」とは、現在法人の業務に直接従事している役員・教職員のみならず、役員・教職員になろうとする者及びなろうとした者、又は過去に従事した者を含み、その職名、職制を問わない。

(適用除外)

**第3条** 大学病院で取り扱われる患者等の個人情報については、この規則を適用せず、国の個人情報保護委員会（以下、「国の委員会」という。）及び厚生労働省が定める「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づく、「大阪医科薬科大学病院個人情報保護の基本方針」及び「大阪医科薬科大学病院個人情報保護規程」の定めるところによる。なお、職員等、学生等が、届け出により、各診療科科長を通じ、病院長の許可を得て大学病院で医療行為に従事する場合には、その際に取り扱う個人情報の管理は、これらに従うものとする。

- 2 付設医療施設で取り扱われる患者等の個人情報については、この規則を適用せず、国の委員会及び厚生労働省が定める「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づく、各施設の基本方針、規程等の定めるところによる。
- 3 医療分野の研究に際して取り扱われる個人情報については、この規則を適用せず、国が定める医学系研究に関する指針（「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」）、「医療分野の研究開発に資するための匿名

加工医療情報に関する法律」等の定めるところによる。

- 4 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」に基づく特定個人情報等の取扱いその他特定個人情報等の保護については、「学校法人大阪医科薬科大学雇用に関する個人番号及び特定個人情報取扱規則」の定めるところによる。
- 5 法令で個人情報の提供や公表が義務付けられている場合には、この規則は適用しない。

（職員等の責務）

- 第4条** 職員等は、個人情報の保護の重要性を十分に認識し、個人情報の取扱いに伴う本人に係る権利利益の侵害の防止に関し、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 職員等は、この規則及び関係法令を遵守し、職制の指示に従い適正に個人情報を取り扱うとともに、職務上知り得た個人情報を漏えいし、又は不当な目的に利用してはならないものとし、当該職務を退いた後も同様とする。

（個人情報統括管理者及び管理者）

- 第5条** 法人は、個人情報の保護を適切かつ安全に行い、その責任の所在を明確にするため、個人情報統括管理者（以下、「統括管理者」という。）を置く。
- 2 統括管理者を次の各号のとおり定める。
    - (1) 大阪医科薬科大学の学生等に関する個人情報においては学長
    - (2) 高槻中学校・高等学校の学生等に関する個人情報においては校長
    - (3) 職員等に関する個人情報においては事務局長
  - 3 統括管理者は、個人情報保護について責任と権限を有し、個人情報の管理に関する重要な事項を決定するとともに、法人における個人情報の管理に関する事務を総括し、第6項に定める個人情報管理者に対し、必要な指示及び監督を行わなければならない。
  - 4 統括管理者は、取り扱う個人データについては職員等、学生等を特定し、その利用権限を明確化して、それ以外の者に当該個人データを取り扱わせてはならない。
  - 5 統括管理者は、法、基本方針及びこの規則に従って個人データが取り扱われていることを随時確認し、定期的に点検する。
  - 6 統括管理者は、個人情報を取り扱う各部署の管理職者から個人情報管理者（以下、「管理者」という。）を選出し、当該部署における個人情報保護に係る責任と権限を委譲する。
  - 7 管理者は、当該部署が業務上取得した個人情報について個人情報保護に関する事務を統括し、保有する個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他のこれを保護するための適切な管理措置を講じるとともに、自らの部署において個人情報を取り扱う全ての職員に対し、必要な指示及び監督を行わなければならない。

（個人情報保護委員会）

- 第6条** 法人は、個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行い、個人情報保護を確実に推進するために、学校法人大阪医科薬科大学個人情報保護委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。
- 2 その他、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(個人情報の取得の制限)

**第7条** 個人情報の適正な取得及び取得に際しての利用目的の通知等については、法第17条及び法第18条の規定による。

- 2 個人情報の取得は、思想、信条及び宗教に関する事項並びに社会的差別の原因となる事項を調査することを目的として行ってはならない。
- 3 個人情報を第三者から取得する場合においては、本人の権利利益を侵害することのないよう十分に留意しなければならない。

(個人データの適正な管理)

**第8条** 管理者は、個人データを利用目的に応じて正確かつ最新の内容に保つなど適正な状態で管理し、個人データに不当なアクセス、個人情報の紛失、不当な変更（改ざん）、破壊（滅失又は毀損）及び漏洩の防止のために必要な安全対策を講じなければならない。

- 2 管理者は、個人データが保存する必要がなくなり管理不要となった場合には、その記録を復元又は判読が不可能となるよう消去し、又はその記録媒体を漏えい防止の措置を講じた方法により速やかに廃棄又は消去しなければならない。
- 3 個人データを記録した媒体については、原則として法人外へ持ち出してはならない。ただし、管理者が必要と認めた場合については、この限りではない。
- 4 個人データをコンピュータ等によって機械処理するときは、業務上必要な範囲にその機能を限定しなければならず、その具体的な安全管理措置については、学校法人大阪医科大学情報システムに関する基本方針及びその関連規程に定める。

(法人外事業者への委託)

**第9条** 前条第3項の規定にかかわらず、管理者は、その必要な監督の下に、個人データの取り扱いを含む業務の一部、又は全部を法人外事業者へ委託することができる。

- 2 前項の場合において管理者は、法に基づき法人が果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において講じられることについて、あらかじめ確認し、個人データの保護に関して受託者が遵守すべき事項について当該委託契約書に明記するか、又は、別紙「業務委託に際しての個人情報保護に関する確認書」を取り交わすこととし、その管理状況について、定期的に確認しなければならない。なお、委託先において、再委託される場合は、委託先を通じて又は自らが確認等必要な措置を行うものとし、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 3 管理者は、個人データの取り扱いを含む業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項が明記されるよう必要な措置を講じるものとする。

(個人情報の利用)

**第10条** 個人情報は、その目的を特定して利用しなければならない。また、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

- 2 個人情報をその目的の達成に必要な範囲を超えて利用しようとする場合には、あらかじめ本人の同意を得なければならない。ただし、法第16条第3項第1号から第4号に定

める場合及び委員会が必要かつ相当の理由があると認めた場合を除く。

(第三者提供の制限)

**第11条** 個人データの第三者提供の制限については、法第23条の規定に基づいて取り扱うものとし、第三者への提供に際し、管理者は、当該個人データの提供を受ける者に対し、当該利用目的若しくは利用方法に必要な制限を付し、又は法人の個人情報保護の水準と同等の措置を講ずることを求めるものとする。

2 外国にいる第三者への提供の制限については法第24条の規定、第三者提供に係る記録の作成等については法第25条の規定、第三者提供を受ける際の確認等については法第26条の規定、個人関連情報の第三者提供の制限等については法第26条の2の規定に基づいて、それぞれ取り扱うものとする。

(保有個人データに関する事項の公表等)

**第12条** 保有個人データに関する事項の公表等については、法第27条の規定に基づいて取り扱うものとする。

(個人データの開示請求・訂正請求・利用停止の請求)

**第13条** 本人は、自己に関する法人の保有個人データの開示を請求することができる。

2 本人は、自己に関する法人の保有個人データの内容が事実と異なっている場合には、その訂正を請求することができる。

3 本人は、自己に関する法人の保有個人データが、利用目的を逸脱して利用された場合、不適正に取得された場合、又は第三者に不正に提供若しくは利用された場合には、当該情報の利用停止、又は消去（以下、「利用停止等」という。）を請求することができる。

(理由の説明と不服の申立て)

**第14条** 法人は、第13条の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

2 本人は、自身に関する法人の保有個人データの開示請求、訂正請求、利用停止等請求に対してなされた措置に対して不服があるときは、不服を申立てることができる。

(窓口の設置)

**第15条** 統括管理者は、個人情報の取り扱いに関する法人内、法人外からの質問、苦情、開示、訂正、削除、利用停止等及び不服申立並びに匿名加工情報、仮名加工情報にかかる質問、苦情等を受付けるための窓口（以下、「窓口」という。）を総務部総務課に置く。

(漏えい等の事故事案への対処)

**第16条** 個人データの漏えい、滅失若しくは毀損、不当な目的に利用されるなどその他個人情報の安全の確保にかかる事案（以下、「事故事案」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その事実を知った職員等は、直ちにその個人情報を管理する管理

者に報告しなければならない。

- 2 法人は、事件事案が発生した場合においては、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該事案に関し必要な事項を公表するものとする。また、国が規則で定める個人の権利利益を害するおそれ大きいものに当該事案が該当するときは、国の委員会に報告しなければならない。

(調 査)

**第 17 条** 統括管理者は、個人情報の取り扱いがこの規則に抵触するおそれがあると判断した場合は、その事実について速やかに調査し、委員会に報告しなければならない。

- 2 委員会は統括管理者の調査とは別に独自に調査することができる。

(仮名加工情報及び匿名加工情報)

**第 18 条** 仮名加工情報の作成等は法第 35 条の 2 の規定、第三者への提供の制限等は法第 35 条の 3 の規定に基づいて、それぞれ取り扱うものとする。

- 2 匿名加工情報の作成等は法第 36 条の規定、第三者への提供は法第 37 条の規定、識別行為の禁止は法第 38 条の規定、安全管理措置等は法第 39 条の規定に基づいて、それぞれ取り扱うものとする。

(継続的改善活動及び教育研修等)

**第 19 条** 統括管理者は、個人情報の管理と適切な利用を図るため、継続的な改善活動に努めるとともに、現に個人情報を取り扱う職員等に対し、定期的に基本方針及び個人情報関連の法規・制度等の知識を周知し、個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護と適切な管理に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行わなければならない。また、この規則を改正した場合には、速やかに公表しなければならない。

(その他)

**第 20 条** この規則に定める各種請求、申立て等の手続きの詳細は、別に規程等に定める。

- 2 この規則及び前項の規程等に定めるもののほか、法人における個人情報の保護に関し必要な事項は、委員会の議を経て、理事長が定める。

(改 廃)

**第 21 条** この規則の改廃は、理事会が行う。

## 附 則

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条第 2 項、第 15 条、第 18 条のうち仮名加工情報に関する定めについては、令和 2 年 6 月 12 日公布の「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」の施行日である令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行により、「大阪医科大学個人情報保護規程」、「大阪薬科大学個人情報保護規程」、「大阪医科大学雇用に関する個人情報管理規則」は廃止する。

## 学校法人大阪医科薬科大学 ソーシャルメディア利用規程

(平成26年10月1日施行)

(目的)

**第1条** この規程は、学校法人大阪医科薬科大学（以下、「法人」という。）が設置する学校、病院等の学生・職員がソーシャルメディアを適正に利用するために必要な事項を定める。

(定義)

**第2条** ソーシャルメディアとは、Twitter、Facebook、YouTube、Google+、ブログ、掲示板など、インターネットを利用してユーザーが相互にコミュニケーションを行うことのできる情報伝達媒体をいう。

(遵守事項)

**第3条** 利用者は、ソーシャルメディアを利用するに当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 関連する法令等を遵守すること。
- (2) 他者の基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権、商標権等を侵害しないこと。
- (3) 各人の責任を以って正確な情報を発信すること。
- (4) 情報を発信するときは、個人の見解であることを明示すること。
- (5) 学校あるいは病院等の職名などを用いる時は、それぞれの長の許可を得ること。
- (6) 発信した情報が誤っていることが明らかになったときは、誤りを認め、直ちに訂正すること。
- (7) 本法人が設置する学校や病院等あるいはその構成員である学生や職員に関して、誤った情報や誹謗中傷を発見したときは、直ちに報告すること。
- (8) 職務上知り得た情報のうち守秘義務を負う情報は、発信しないこと。ただし、「公益通報者保護法」に基づく情報発信は、この限りではない。
- (9) 本来自らが考えて行うべき学習あるいは業務をインターネットを介して他者に依頼しないこと。
- (10) その他社会的常識を尊重すること。

(違反行為に対する対応)

**第4条** 本規程に定める遵守事項を逸脱する行為が疑われる場合には、調査を行うことがある。

- 2 調査の結果、「就業規則」あるいは「学則」に違反する場合には、それぞれの規則により懲戒することがある。
- 3 調査の結果、個人の名誉を著しく棄損し、あるいは法人の業務を妨害するなど法律に違反する場合には、それぞれに該当する法的な対応をとることがある。

(改 廃)

**第5条** この規程の改廃は、情報企画管理部長が情報システム企画管理委員会に諮って起案し、理事長が決定する。

**附 則**

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

## 生成 AI の取り扱いに関する基本方針について

生成 AI は近年急速に発達し容易に利用することができる状況です。生成 AI はインターネット上に公開されている情報に加えて、利用者が入力した情報を学習し、日々成長し続けるもので、その功罪はそれぞれ極めて大きいものと考えられます。

生成 AI には様々な種類があり、それぞれに特徴があります。大学としては、自らが利用する生成 AI の仕組みを理解して、利点と欠点を研究し、「人間中心の利用」を模索しなければなりません。他方、入力情報が AI に蓄積・利用されるため、予期せぬ情報漏洩のリスクがあり、現時点では個人情報や秘密情報など機微な情報の入力は控える必要があります。

また、生成 AI が利用した情報の中には著作権を有するものや誤ったものもあり、安易な利用は控えなければなりません。

そこで、本学での利用については、学部間協議会の下で教育機構、研究機構、学生生活支援機構および各センター等にて、それぞれの利用目的を明確にして、利用基準を定め、生成 AI の成長に従って利用基準を見直すこととします。

## 学生生活における生成 AI の取り扱いについて

学生生活における、生成 AI 利用についての注意点を下記に示します。

生成 AI は急速に普及し簡単に利用できるようになってきましたが、一方で利活用へのリスクも示されています。生成 AI の出力する情報は、真偽が定かでない情報や出典が明らかでないもの、倫理的な問題のある表現などが含まれている場合があります。また、生成 AI に入力した情報は、AI が学習し他の利用者に用いられるため、意図せずに情報が流出する可能性があります。そのため、自他の個人情報やプライバシー情報、個人を特定した誹謗中傷などを入力しないように注意してください。また、創作活動等の表現結果への誤った利用については、著作権侵害となり得ることも理解しておきましょう。

生成 AI は学習したデータをもとに、新しいデータを生成する機械学習のひとつであり、生成できるものは、文章・画像・音楽など様々あります。生成 AI は、読みやすく見やすい文章を作ってはくれますが、自身の経験や気持ちを代弁してくれる事はありません。またレポート作成などでは同じような内容になりがちで、生成 AI に考えてもらったことがわかってしまいます。学ばないといけないことや伝えたいことは、自身で真摯に考え、言葉を紡いでください。

学生生活支援機構では、今後も生成 AI にまつわる社会情勢を参考にしながら、諸課題への対応について必要に応じてお知らせする予定です。

なお、教育活動並びに研究活動における生成 AI の取り扱いについては、それぞれ教育機構並び研究機構の方針に従ってください。

## 教育における生成A Iの取り扱いについて

本学の成績評価に係る試験や成果物作成過程における生成系人工知能（以下、生成A Iという）の利用については、下記の方針といたします。

本学は、生成A Iのきわめて高い有用性を尊重し、授業担当教員から使用許可がある場合などは、その指示の範囲内で利用することを認めます。  
ただし、生成A Iの利用が大学における教育・研究に与える影響も大きいことから、成績評価に係る試験や成果物作成過程において、生成A Iを用いることは禁止します。本人が作成したものではないと発覚した場合には不正行為とみなします。  
また、学位論文の作成にあたっては、生成A Iのみを用いた学位論文は許可しません。  
遵守できない場合は、大阪医科薬科大学 学生等懲戒規程第4条1項7号に基づき、処分の対象となります。

### 【背景・理由】

生成A Iは近年急速に発達し容易に利用することができる状況です。生成A Iはインターネット上に公開されている情報に加えて、利用者が入力した情報を学習し、日々成長し続けるもので、その功罪はそれぞれ極めて大きいものと考えられます。

本学での利用については、教育機構、研究機構、学生生活支援機構およびセンター等にて、それぞれの利用目的を明確にして、利用基準を定め、生成A Iの成長に従って利用基準を見直すこととします。

学生の皆さんも新しい技術に基づいて開発された様々な製品や有用なサービスを今後利用する機会が増えることになるでしょう。しかしながら、同時に

- ・生成A Iに入力した情報がA Iの学習データとして使用される可能性があること
  - ・生成A Iやインターネット上の情報には個人情報や機密情報の漏洩など様々な課題を有していること、情報も必ずしも正しいものばかりではないこと
  - ・生成A Iに入力した情報及び出力した情報が著作権に抵触する恐れがあること
- などを心にとめておかななくてはなりません。

インターネットや生成A I等を利用して知識や回答を得るだけでは、真の学びとは言えず、学力向上にもつながりません。

大学における学びでは、課題発見・設定、仮説の構築・検証、実験や調査結果の分析と言ったプロセスが重要であり、その過程では人と人との対話や交流が欠かせません。そのような一つ一つのプロセスも大切にしてほしいと考えます。このことから、教育機構では上記の方針を示すこととします。

### 【参考】 大阪医科薬科大学 学生等懲戒規程第4条

#### （対象行為）

第4条 懲戒の対象となる行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 社会的諸秩序に対する侵犯行為（犯罪行為）
- (2) 重大な交通法規違反
- (3) ハラスメント行為
- (4) 情報倫理に反する行為
- (5) 学問的倫理、研究倫理に反する行為
- (6) 学生等の学習、研究及び教職員の教育研究活動等の正当な活動を妨害する行為
- (7) 授業、試験等における不正行為
- (8) その他、公序良俗に反する行為

2 前項に掲げる対象行為の詳細及び該当する懲戒の種類は、別表1及び2に定める。



# 薬学部規程等

- 大阪医科薬科大学 薬学部規程
- 薬学部が実施する授業、試験等における不正行為に関する取扱規程
- 大阪医科薬科大学薬学部 学生生活に関わる規程一覧

## 大阪医科薬科大学 薬学部規程

(令和3年4月1日施行)

(趣 旨)

**第1条** この規程は、大阪医科薬科大学（以下、「本学」という。）に設置する薬学部薬学科について、本学学則（以下、「学則」という。）に基づく必要な事項を定める。

(目 的)

**第2条** 学則に定める本学の目的に基づき、薬学部薬学科の目的は、次の各号のとおりとする。

- (1) 生命の尊厳と人権の尊重を基本に、人々の生き方や価値観を尊重できる豊かな人間性を育成する。
- (2) 多様な人材と共同し、薬学や医療の分野で国際的に通用する新しい知識や技術を創造できる能力を育成する。
- (3) 科学的知識と倫理的判断に基づき、薬学に関する専門知識、情報や技術を効果的に活用した医療が実践できる能力を育成する。
- (4) 薬剤師として地域社会の特性を学び、多職種と連携し協働してさまざまな健康課題に取り組むことができる能力を育成する。
- (5) 薬剤師として専門能力と教育能力を自律的に探求し、継続的に発展させる基本的姿勢を育成する。

(授業科目、履修及び授業日程の公示)

**第3条** 授業科目、単位数及び配当年次は別表1のとおりとする。

- 2 授業科目は原則として、配当されている学年次において履修しなければならない。
- 3 各学年次において履修する授業科目の内容、授業時間表及び担当教員はシラバスにより公示する。
- 4 各学年次において学生が1年間に履修できる授業科目の単位数の合計は、原則として55単位を上限とする。なお、各学年次での履修単位数を算定する際、複数の学年次にわたり配当されている授業科目は、その授業科目の単位数を各学年次に按分し算定する。
- 5 学業成績が優秀な学生は、前項に定める単位数の上限を適用しないことを認める場合がある。
- 6 第1項の授業科目は、多様なメディアを利用して、当該授業を行う本学の校舎及び附属施設等以外の場所で学生に履修させることができる。また、学生に海外において履修させる場合においても同様とする。

(必修科目・選択必修科目・選択科目・自由科目)

**第4条** 授業科目は必修科目、選択必修科目、選択科目及び自由科目に分けて開講する。

- 2 選択必修科目、選択科目及び自由科目の履修届は、所定の期日までに提出しなければならない。ただし、受講希望者が少ない場合には開講しないことがある。また、各科目で履

修できる人数に制限を設けることがある。

- 3 履修届提出後の履修取消又は変更は、原則として認めない。ただし、授業科目によっては所定の期間に履修取消又は変更を認めることがある。

(授業時間・単位算定の基準)

**第5条** 学則第19条に定める1単位の授業科目に必要な45時間の学修のうち、授業時間については、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、15時間から30時間までの範囲で設定する。また授業は、原則として90分を1回とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究に係る授業科目については、それに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(授業期間)

**第6条** 学期における授業期間は、定期試験等の期間を除き、原則として15週とする。ただし、教育上特別の必要がある場合、この期間より短い特定の期間において授業を行うことがある。

(成績の評価)

**第7条** 授業科目の成績の評価は、授業科目毎に担当教員が授業内容に対する学生の学習到達度によって行い、到達目標及び成績評価方法はシラバスに示す。

- 2 前項の評価は、学則第21条の規定に基づき、秀(S) 100~90点、優(A) 89~80点、良(B) 79~70点、可(C) 69~60点、不可(D) 59点以下とする。なお、不可(D)のうち29点以下のものを特にEとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、一部の授業科目は、論文、報告書等の審査により合・否を判定する。

(単位の認定)

**第8条** 前条の成績の評価により、合格とする者に所定の単位を認定する。

- 2 実習及び実技の単位の認定には、原則として授業回数のすべてに出席することを必要とする。
- 3 前項の出席回数が不足し、所定の期日までに欠席届及び理由書を添えて願い出たときは、補充の授業を許可することがある。

(GPA)

**第9条** GPAは、各学期の履修科目によるGPA(以下、「学期GPA」という。)、各年度の履修科目によるGPA(以下、「年度GPA」という。))及び入学時からのすべての学期の履修科目によるGPA(以下、「累積GPA」という。))の三種類を算出する。

- 2 学期GPAは、当該学期に履修したすべての授業科目の、当該学期の最終の成績評定により算出する。年度GPAは、当該年度に履修したすべての授業科目の、当該年度の最終の成績評定により算出する。また、累積GPAは、GPA算出時点までに履修したすべての授業科目の、算出時点での最終の成績評定により算出する。

- 3 前項にかかわらず、次の各号に該当する授業科目はGPAの算出対象外とする。
- (1) 可否で判定し、成績の評点を表示しない授業科目
  - (2) 学則第24条により本学における履修とみなし単位を与え、成績の評点を表示しない授業科目
- 4 GPAの算出のためのGPは、授業科目履修の成績の評定ごとにSが4点、Aが3点、Bが2点、Cが1点、D及びEが0点とする。なお、試験を欠席した場合のGPは0点とする。
- 5 GPAは、次の計算式により算出する。なお、得られた数値に小数が生じた場合は、小数点以下第3位を四捨五入し、通知する。
- $$GPA = \frac{\text{「対象授業科目のGP} \times \text{当該授業科目の単位数」の合計}}{\text{「対象授業科目の単位数」の合計}}$$
- 6 各学期の成績が確定した段階で、学期GPA、年度GPA、累積GPA、あるいはこれらの組み合わせが一定の基準を下回った場合は、成業の見込みを立てるため、当該学生に対し面談等による修学指導を行う。
- 7 累積GPAが1未満の学期が3期続いた場合は、学則第29条第2項により退学を勧告する。
- 8 前項の期間には、休学した学期は含まない。
- 9 年度GPAは、指定する奨学金の選考に用いる。その他各種GPAは、学修成果の分析等に用いるものとする。

(試験の種類)

**第10条** 試験は定期試験、追試験、再試験及び特別再試験に分ける。

(定期試験)

**第11条** 定期試験を学期末に各1回行い、それぞれ前期定期試験及び後期定期試験とする。

- 2 前項のほか、定期試験について必要な事項は別に定める。

(追試験)

**第12条** 定期試験を欠席した者に対し、学期末に行う定期試験終了後に追試験を実施することがある。

- 2 前項のほか、追試験について必要な事項は別に定める。

(再試験)

**第13条** 再試験は原則として学期末に行う定期試験終了後に行う。

- 2 前項のほか、再試験について必要な事項は別に定める。

(特別再試験)

**第14条** 第4学年次の再試験終了後、別に定める進級に必要な履修授業科目のうち、単位未修得科目について第4学年次特別再試験を行う。

- 2 第6学年次の再試験終了後、別に定める卒業に必要な履修授業科目のうち、単位未修得

科目について第6学年次特別再試験を行う。

3 前2項のほか、特別再試験について必要な事項は別に定める。

(受験料)

**第15条** 再試験及び特別再試験を受験する者は、受験料を納めなければならない。

2 受験料の額は、1科目あたり1千円とする。

(試験受験の心得)

**第16条** 試験に関して不正な行為があったと認められた者については、大阪医科薬科大学学生等懲戒規程に基づき処分する。

2 試験受験に際しては、別に定める注意事項を遵守しなければならない。

(進級)

**第17条** 進級査定は、年度末に行う。

2 進級要件は、別に定める。

(卒業)

**第18条** 本学に6年以上在学し、別表2に定める履修すべき授業科目のすべての単位を修得した者については、学則第32条に基づき、薬学部教授会の議を経て、薬学部長が卒業を認定し、学長が決定する。

2 卒業の認定は、毎年度末に行う。ただし、やむを得ない理由により、この認定を受けることができなかった者については、次年度においてこれを行うことができる。

(留年)

**第19条** 進級要件又は卒業要件に抵触し、進級又は卒業できない場合は、原級に留め置く。その場合、既修得単位は認める。

2 原級に留め置かれた場合の必要な事項は、別に定める。

(再履修)

**第20条** 進級要件に基づき進級した場合、原則として進級前年次までの単位未修得のすべての必修及び選択必修科目を再履修するものとする。

2 原級に留め置かれた場合、原則として当該年次までの単位未修得のすべての必修及び選択必修科目を再履修するものとする。

(休学)

**第21条** 病気その他やむを得ない理由により、3か月以上修学することができない者は、学則第26条により休学を申請することができる。

2 休学を申請する者は、その理由を記した保証人連署の休学願を提出し、許可を得なければならない。

3 前項の休学願には、医師の診断書又は詳細な理由書を添えなければならない。

4 休学中の在籍料については、月額2万円を納付しなければならない。

(休学期間)

**第22条** 休学期間は1年以内の学期単位を原則とし、年度をまたぐことはできない。引き続き休学しようとする者は、あらかじめ願い出て許可を得なければならない。

- 2 休学期間は通算して3年を超えることができない。
- 3 休学期間は学則第7条に定める在学年限に算入しない。

(再入学)

**第23条** 本学を退学した者又は学則第30条第4号により除籍された者が、退学又は除籍の日から2年以内に再入学を願い出たときは、学力等について審議のうえ許可することがある。

- 2 再入学を願い出る者は、所定の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。
- 3 再入学を許可された者は、学則第15条の規定により入学手続きをしなければならない。ただし、学則第30条第4号により除籍された者の再入学は、滞納した納付金を納付することを条件とする。また、既に提出した書類について変更がない場合は、これを省略することができる。
- 4 再入学を許可された者が退学前又は除籍前に修得した単位は認め、退学又は除籍までの在学年数は学則第7条の在学年限に算入する。

(入学検定料)

**第24条** 入学検定料は、3万5千円、ただし大学入学共通テスト利用入学試験は2万円とする。

(学費の納入に関する取扱い)

**第25条** 薬学部の学費の納入期日、その他納入に関する取扱いは別に定める。

(研究生)

**第26条** 研究生を志願することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学又は短期大学を卒業した者
  - (2) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
  - (3) その他本学において短期大学卒業以上の学力があると認めた者
- 2 研究生の指導教員は審議のうえ定める。
  - 3 研究生は指導教員及び希望する科目の担当教員の許可を受けて講義を聴くことができる。
  - 4 研究生の研究期間は原則として1年とする。ただし、引き続き研究を必要とする場合にはさらに願い出て、その許可を得なければならない。
  - 5 研究生は、研究期間の終わりに当該研究成果について指導教員を経て、学長に提出しなければならない。
  - 6 研究生で相当の成果をおさめた者には、審議のうえ、研究証明書を交付することがある。ただし、正規の課程による在学年数又は履修単位としては認定されない。

(委託生)

**第27条** 委託生を志望する者は、委託機関長からによる所定の願、その他必要書類を添えて願い出なければならない。

2 委託生には、前条を準用する。

3 委託機関より特定事項について研究させるために受け入れる委託生を、委託研究生と称する。

(聴講生)

**第28条** 聴講生を志望する者は、所定の願、その他必要書類を添えて願い出なければならない。

2 開講する授業科目のうち1科目又は数科目を選んで聴講することができる。

3 聴講生に対しては、試験及び単位の授与を行わない。

4 他の大学又は短期大学との協議に基づき受け入れる聴講生を、特別聴講生と称する。

(単位互換履修生及び科目等履修生)

**第29条** 単位互換履修生及び科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。

2 前項の試験に合格した単位互換履修生及び科目等履修生には、所定の単位を与える。

3 単位を修得した科目等履修生には、願い出により単位修得証明書を交付する。

(入学又は受入れ時期)

**第30条** 研究生、委託生、聴講生、単位互換履修生及び科目等履修生の入学又は受入れ時期は学期の始めとする。ただし、特別の事情のあるときにはこの限りではない。

(納付金)

**第31条** 研究生、委託生、聴講生及び科目等履修生の納付金は、別表3のとおりとする。

ただし、研究生又は委託生の研究に要する特別の費用は、それぞれ研究生又は委託機関の負担とする。

(学則の準用)

**第32条** 研究生、委託研究生、特別聴講学生、単位互換履修生、聴講生、科目等履修生及び外国人留学生にはこの規程に定めるもののほか、学則を準用する。

(雑則)

**第33条** この規程の施行に際して必要な事項は、薬学部教授会の議を経て、学長が決定する。

(改廃)

**第34条** この規程の改廃は、薬学部教授会及び法人運営会議の議を経て、理事長が行う。

附 則  
(中 略)

附 則  
この改正は、令和6年4月1日から施行する。

(別表1) 授業科目及び単位年次配当表

<薬学部薬学科：令和6年度以降入学者適用>

区分	授業科目	必修	1年次		2年次		3年次		4年次		5年次		6年次	
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
基礎 教育 科目	自然科学1 ※1	▲	1											
	政治学 ※1	▲	1											
	数理論理学 ※1	▲	1											
	コミュニケーション入門 ※1	▲	1											
	医工薬連環科学 ※1	▲	1											
	文学・文化 ※1	▲		1										
	歴史学 ※1	▲		1										
	文化人類学 ※1	▲		1										
	倫理と社会 ※1	▲		1										
	自然科学2 ※1	▲		1										
	基礎心理学 ※1	▲		1										
	運動と健康 ※1	▲		1										
	情報科学	●	1											
	情報科学演習	●	1											
	アカデミックスキル	●	1											
	スポーツ・運動	●		1										
	物理学	●	1											
	物理学演習	●	1											
	化学	●	1											
化学演習	●	1												
生物学	●	1												
生物学演習	●	1												
数学1	●	1												
数学演習	●	1												
数学2	●		1											
数理統計学	●			1		1								

●：必修科目 ▲：選択必修科目

選択必修科目は、同時間に複数科目開講することがある

※1 教養科目より3科目を選択必修

区分	授業科目	必 選	1年次		2年次		3年次		4年次		5年次		6年次		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
基礎 教 育 科 目	薬学英語 1	●	1												
	薬学英語 2	●		1											
	薬学英語 3	●			1										
	薬学英語 4	●					1								
	第二外国語	ドイツ語 1 ※2	▲	1											
		ドイツ語 2 ※2	▲		1										
		中国語 1 ※2	▲	1											
		中国語 2 ※2	▲		1										
	ハンゲル1 ※2	▲	1												
	ハンゲル2 ※2	▲		1											
	インタラクティブ・イングリッシュ I ※3	△	1		1		1		1		1		1		
	インタラクティブ・イングリッシュ II ※3	△		1		1		1		1		1		1	
	アドバンス薬学英語 ※4	△						←			1			→	
	海外薬学研修 ※5	△	←						1					→	
	医療心理学	●				1									
医療コミュニケーション	●							1							
キャリアデザイン	●					1									

●：必修科目 ▲：選択必修科目 △：自由科目

選択必修科目は、同時間に複数科目開講することがある

自由科目は、卒業要件単位には含まない

※2 ドイツ語、中国語、ハンゲルより1カ国語を選択必修

※3 インタラクティブ・イングリッシュ I は1年次から6年次のいずれかの前期、インタラクティブ・イングリッシュ II は1年次から6年次のいずれかの後期で履修する

※4 アドバンス薬学英語は3年次前期から6年次前期のいずれかの期間で履修する

※5 海外薬学研修は1年次前期から6年次前期のいずれかの期間で履修する

区分	授業科目	必選	1年次		2年次		3年次		4年次		5年次		6年次	
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
基礎薬学 科目	薬学入門	●	1											
	物理化学1	●		1										
	物理化学2	●			1									
	放射化学	●					1							
	分析化学1	●		1										
	分析化学2	●			1									
	有機化学1	●	1											
	有機化学2	●		1										
	有機化学3	●			1									
	有機化学4	●				1								
	有機スペクトル解析学	●				1								
	生化学1	●		1										
	生化学2	●			1									
	微生物学	●				1								
	免疫学	●				1								
	機能形態学1	●	1											
機能形態学2	●		1											
機能形態学3	●			1										
基礎薬学導入学習	●	1												
応用薬学 科目	応用分析学	●						1						
	応用放射化学	●						1						
	薬用天然物化学	●					1							
	生薬学	●		1										
	医薬品化学1	●					1							
	医薬品化学2	●						1						
	衛生薬学1	●				1								
	衛生薬学2	●					1							
	衛生薬学3	●						1						
	分子細胞生物学1	●			1									
	分子細胞生物学2	●				1								
	病原微生物学	●						1						
	先端分子医科学 ※6	▲											1	
	基礎漢方薬学	●			1									
	物理薬剤学	●				1								
臨床統計	●							1						

●：必修科目 ▲：選択必修科目

選択必修科目は、同時に複数科目開講することがある

※6 先端分子医科学、多職種連携論4－医療安全、医療政策論、アドバンスト薬理学、現代における漢方医療より1科目を選択必修

区分	授業科目	必 選	1年次		2年次		3年次		4年次		5年次		6年次	
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
医 療 薬 学 科 目	多職種連携論 1－医療人マインド	●	1											
	多職種連携論 2－ 医療と専門職 ※7	▲				1								
	生命医療倫理 ※7	▲			1									
	多職種連携論 3－医療倫理	●					1							
	多職種連携論 4－ 医療安全 ※6	▲												1
	医療と法	●							1					
	医療政策論 ※6	▲												1
	臨床カンファレンス ※8	△									←	1	→	
	早期体験学習	●	←	1	→									
	医療薬学導入学習	●		1										
	中期体験学習 ※9	▲						←	1	→				
	薬学教育論 ※9	▲						1						
	薬学生涯学習プロ グラム演習 ※10	△	←						1					→
	基礎薬理学	●		1										
	薬理・薬物治療学 1 A	●			1									
	薬理・薬物治療学 2 A	●				1								
	薬理・薬物治療学 3 A	●					1							
	薬理・薬物治療学 4 A	●						1						
	薬理・薬物治療学 5 A	●							1					
	薬理・薬物治療学 1 B	●			1									
	薬理・薬物治療学 2 B	●				1								
	薬理・薬物治療学 3 B	●					1							
	薬理・薬物治療学 4 B	●						1						
	薬理・薬物治療学 5 B	●							1					
	アドバンスト薬理学 ※6	▲												1
	アドバンスト薬物治療学	●									1			
	生物薬剤学 1	●				1								
	生物薬剤学 2	●					1							
	薬物速度論	●						1						
	製剤設計学	●						1						
	臨床感染症学	●								1				
	現代における漢方 医療 ※6	▲												1

●：必修科目 ▲：選択必修科目 △：自由科目

選択必修科目は、同時間に複数科目開講することがある

自由科目は、卒業要件単位には含まない

※6 先端分子医科学、多職種連携論 4－医療安全、医療政策論、アドバンスト薬理学、現代における漢方医療より 1 科目を選択必修

※7 多職種連携論 2－医療と専門職、生命医療倫理から 1 科目を選択必修

※8 臨床カンファレンスは 5 年次前期から 6 年次前期の期間で行う

※9 薬学教育論、中期体験学習から 1 科目を選択必修

※10 薬学生涯学習プログラム演習は 1 年次前期から 6 年次前期のいずれかの期間で履修する

区分	授業科目	必 選	1年次		2年次		3年次		4年次		5年次		6年次	
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
医 療 薬 学 科 目	薬物治療マネジメント	●			1									
	個別化医療	●							1					
	コミュニティーファーマシー	●								1				
	ファーマシューティカルコミュニケーション演習	●								1				
	レギュトリーサイエンス	●								1				
	臨床導入学習1	●							3					
	臨床導入学習2	●								1				
	薬事関連法・制度	●							1					
	社会保障論	●							1					
総 合 演 習 科 目	薬学連携演習1	●		1										
	薬学連携演習2	●		1										
	薬学連携演習3	●		1										
	薬学連携演習4	●		1										
	薬学連携演習5	●			1									
	薬学連携演習6	●			1									
	薬学連携演習7	●			1									
	薬学連携演習8	●			1									
	薬学連携演習9	●			1									
	薬学連携演習10	●				1								
	薬学連携演習11	●				1								
	薬学連携演習12	●				1								
	薬学連携演習13	●				1								
	薬学連携演習14	●				1								
	薬学連携演習15	●					1							
	薬学連携演習16	●					1							
	薬学連携演習17	●					1							
	薬学連携演習18	●					1							
	薬学連携演習19	●					1							
	薬学連携演習20	●						1						
	薬学連携演習21	●						1						
	薬学連携演習22	●						1						
	薬学連携演習23	●						1						
	薬学連携演習24	●						1						
	薬学連携演習25	●							1					
	薬学連携演習26	●							1					
	薬学連携演習27	●							1					
	統合薬学演習1	●								1				
統合薬学演習2	●											1		
薬学総合演習1	●							←	1	→				
薬学総合演習2	●											←	7	

●：必修科目

区分	授業科目	必 選	1年次		2年次		3年次		4年次		5年次		6年次	
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
実 習 科 目	分析化学・物理化学実習	●			1									
	漢方・生薬学実習	●				1								
	有機化学実習	●					1							
	生物学実習	●		1										
	解剖見学実習 ※1 1	△		←	1	→								
	生物科学実習	●				1								
	衛生・放射化学実習	●						1						
	薬理学実習	●						1						
	薬剤学実習	●						1						
	臨床実習	●									← 20 →			
	特別演習・実習 1	●							← 5 →					
	特別演習・実習 2 ※1 2	●									← 20 →			

●：必修科目 △：自由科目

自由科目は、卒業要件単位には含まない

※1 1 解剖見学実習は1年次後期から2年次後期の期間で行う

※1 2 特別演習・実習2は4年次前期から6年次前期の期間で行う

(別表2) 卒業に必要な単位数

<薬学部薬学科：令和6年度以降入学者適用>

種 別	区分等	単位数	備 考
必修科目	基礎教育科目	21単位	
	基礎薬学科目	19単位	
	応用薬学科目	15単位	
	医療薬学科目	33単位	
	総合演習科目	37単位	
	実 習 科 目	53単位	
選択必修科目	①基礎教育科目 第二外国語 1年次配当 「ドイツ語1,2」「中国語1,2」 「ハンブル1,2」 各科目1単位	2単位	・いずれか1ヵ国語2科目を選択して履修する
	②基礎教育科目 教養科目 1年次配当 「自然科学1」「政治学」 「数理論理学」「コミュニケーション入門」 「医工薬連環科学」「文学・文化」 「歴史学」「文化人類学」 「倫理と社会」「自然科学2」 「基礎心理学」「運動と健康」 各科目1単位	3単位	・1年次前期に1科目、1年次後期に2科目選択して履修する。
	②応用薬学科目、医療薬学科目 2年次配当 「多職種連携論2－医療と専門職」 「生命医療倫理」 3年次配当 「中期体験学習」「薬学教育論」 6年次配当 「先端分子医科学」 「多職種連携論4－医療安全」 「医療政策論」 「アドバンスト薬理学」 「現代における漢方医療」 各科目1単位	3単位 (2年次配当科目からは1単位、3年次配当科目からは1単位、6年次配当科目からは1単位)	・2年次配当科目は、1科目選択して履修する。 ・3年次配当科目は、1科目選択して履修する。 ・6年次配当科目は、1科目選択して履修する。
合 計		186単位	

・各科目の配当年次学期及び単位数については本規程別表1を参照すること。

(別表3) 研究生等納付金

<薬学部薬学科>

費 目		金 額	摘 要
研究生	指導料 (月額)	10,000 円	
	研究料 (月額)	20,000 円 10,000 円	本学卒業生
委託生	指導料 (月額)	20,000 円	
	研究料 (月額)	60,000 円以上	金額は研究内容その他を考慮して定める。
聴講生	聴講料 (1科目)	10,000 円	
科目等履修生	授業料 (1科目)	20,000 円	講義・演習科目 ただし、本学大学院薬学研究科在籍学生が、薬剤師国家試験を受験するために必要な学部講義・演習科目を履修する場合は、10,000 円とする。
	授業料 (1科目)	60,000 円	実習科目 ただし、本学大学院薬学研究科在籍学生が、薬剤師国家試験を受験するために必要な学部実習科目を履修する場合は、10,000 円とする。

・ 本学卒業生には大阪薬科大学卒業生を含む。

## 薬学部が実施する授業、試験等における不正行為に関する取扱規程

(令和4年7月8日施行)

(目的)

**第1条** この規程は、大阪医科薬科大学（以下、「本学」という。）学則、本学薬学部規程、本学学生等懲戒規程（以下、「懲戒規程」という。）に基づき、薬学部が実施する授業、試験等における不正行為に関する取扱いについて必要な事項を定める。

(対象行為)

**第2条** 単位認定に係る試験時の次の行為は、不正行為とし、厳禁する。なお試験時とは、「試験監督者が問題の配布を指示した時点から、答案用紙を回収後、試験終了を宣告した時点まで」とする。

- (1) 身代わり受験をすること及び身代わり受験を依頼すること。
- (2) 試験監督者の注意又は指示に従わない場合で特に悪質と認められるもの。
- (3) 答案を交換すること。
- (4) 他の受験者の答案を見ること又は他の受験者に答案を見せること。
- (5) 使用が認められていない又は指定されていないノート又は参考書等を使用すること。
- (6) その他不正な行為と認められること（以下、例示）。
  - ・あらかじめ試験科目に関係のある事項を記入した紙片やそれに類するものを身につけたり、見たりする行為。
  - ・机、用具などにあらかじめ試験科目に関係のある事項を記入する行為。
  - ・試験科目に関係のある事項に関する情報を伝える、又は伝えさせる行為。ただし、情報を伝える方法は問わない。
  - ・携帯電話等、持ち込みを許可されていない電子機器を身につけたり、使用する行為。

2 単位認定に係るレポートにおける次の行為は、不正行為とし、厳禁する。

- (1) 他人の著作物を盗用すること。
- (2) 実験や調査結果のデータを捏造又は偽造すること。
- (3) 他人が書いたレポート並びに著作物を自分のものとして提出すること。

3 授業の実施に係る次の行為は、不正行為とし、厳禁する。

- (1) 他の学生等に成り代わり授業に出席又は代返等の行為を行うこと、並びに同行為を依頼すること。
- (2) その他不正な行為と認められること。

(事実確認)

**第3条** 試験場において単位認定に係る試験時の不正行為が行われたと試験監督者が判断した場合、試験場では、試験監督者は当該学生に退場を命じ、薬学学務部教務課及び薬学教務委員長に報告する。

2 前項の報告を受け、薬学教務委員長は試験監督者とともに当該学生に事実確認を行う。なお監督者と科目担当者が異なる場合、必要に応じ科目担当者も事実確認に同席する。また、

原則としてアドバイザー教員が事実確認に同席する。

- 3 単位認定に係るレポートの不正行為、その他授業の実施に係る不正行為が行われたと科目担当者が判断した場合、科目担当者は薬学学務部教務課及び薬学教務委員長に報告する。
- 4 前項の報告を受け、薬学教務委員長は科目担当者とともに当該学生に事実確認を行う。また、原則としてアドバイザー教員が事実確認に同席する。

(処分の検討の手続き)

**第4条** 薬学教務委員長は薬学部長に事実確認の結果を報告する。

当該学生が不正行為の事実を認めた場合、薬学部長は臨時教授会を開催し、不正行為発生の事実について学内教員に報告したうえで、当該学生の処分について意見を求める。

- 2 薬学部長は不正行為発生の事実と教授会の意見を学長に遅滞なく報告する。

(不正行為が行われた際の単位と試験の受験資格の取扱い)

**第5条** 当該学生が不正行為の事実を認めた場合、定期試験、追試験、再試験、又は特別再試験のうち、不正を行った試験期間の受験科目はすべて無効とし、不正行為を行って以後の当該学期の定期試験、追試験、再試験、又は特別再試験の受験を禁止する。

- 2 単位認定に係るレポートの不正行為を行った者、及び授業の実施に係る不正行為を行った者に対しては、当該年度は当該科目の単位を認定しない。

(自宅待機)

**第6条** 不正行為を認めた学生に対しては、薬学部長は学長の指示に基づき、必要な期間自宅待機を命じることができる。

(懲戒について)

**第7条** 第4条第2項に規定する臨時教授会での審議の結果、停学、退学等の懲戒が必要との意見となる場合は、薬学部長はその旨学長に報告し、学長の指示に基づき改めて懲戒規程第5条に規定する事情聴取その他の手続きを行うものとする。

(改 廃)

**第8条** この規程の改廃は、薬学部教授会の議を経て、薬学部長が行う。

## 附 則

この規程は、令和4年7月8日から施行する。

## 大阪医科薬科大学薬学部 学生生活に関わる規程一覧

ここでは、学生生活に関係する本学薬学部の規程の一覧を掲載していますので、詳細を確認したい場合は、UNIVERSAL PASSPORT（ユニバーサルパスポート）で規程のページを開き規程名称をクリックしてください。その際、パスワードを入力すると規程を確認することができます。パスワードは、すべて共通で Ompuy521 です。

なお、薬学部（教学）以下の規程名称は「大阪医科薬科大学」を省略しています。

区 分	規 程 名 称	施 行 日
全学共通	大阪医科薬科大学学則	2026.04.01 改正
	大阪医科薬科大学 学生等懲戒規程	2024.05.21 改正
	大阪医科薬科大学 学位規程	2022.11.30 改正
	大阪医科薬科大学 修学支援学費減免規程	2021.04.01 改正
薬学部(教学)	薬学部規程	2024.04.01 改正
	薬学部規程細則（平成 24～26 年度以前入学生適用）	2022.04.01 改正
	薬学部規程細則（平成 27～29 年度入学生適用）	2022.04.01 改正
	薬学部規程細則（平成 30～令和 2 年度入学生適用）	2022.04.01 改正
	薬学部規程細則（令和 3～5 年度入学生適用）	2024.04.01 改正
	薬学部規程細則（令和 6 年度以降入学生適用）	2024.04.01 制定
	薬学部単位互換実施に関する規程	2024.04.01 改正
	薬学部外国人留学生規程	2021.04.01 改正
	薬学部が実施する授業、試験等における不正行為に関する取扱規程	2022.07.08 制定
	薬学部 学内試験に関する注意事項	2025.11.18 改正
	薬学部 実習に関する注意事項	2021.04.01 改正
	薬学部 気象警報発令の場合の授業及び試験について、 交通機関不通の場合の授業及び試験について	2021.04.01 改正
	薬学部 成績評価及び試験実施に関する遵守事項	2021.04.01 改正
	薬学部 成績評価に関する確認について	2021.04.01 改正
	薬学部薬学実務実習災害補償規程	2021.04.01 改正
	阿武山キャンパス就職業務運営規程	2021.04.01 改正
	薬学部学内規程	2024.05.21 改正
	阿武山キャンパス健康管理支援室利用規程	2021.04.01 改正
	阿武山キャンパス学生相談室規程	2024.05.21 改正
	阿武山キャンパス遺失物・拾得物取扱規程	2024.05.21 改正
阿武山キャンパス自動車通学の規制に関する規程	2024.05.21 改正	
阿武山キャンパス単車通学の規制に関する規程	2024.05.21 改正	

区 分	規 程 名 称	施 行 日
薬学部(教学)	阿武山キャンパス自転車通学に関する規程	2021.04.01 改正
	阿武山キャンパス講義、実習、体育実技、課外活動中等の事故の処理に関する規程	2021.04.01 改正
薬学部 (学費・奨学金等)	薬学部及び大学院薬学研究科における学費納入に関する取扱規程	2024.04.01 改正
	薬学部 奨学金規程（～令和7年度入学生適用）	2024.05.21 改正
	薬学部 奨学金規程運用細則（～令和7年度入学生適用）	2024.05.21 改正
	薬学部 奨学金規程（令和8年度以降入学生適用）	2026.04.01 改正
	薬学部 奨学金規程運用細則（令和8年度以降入学生適用）	2026.04.01 改正
	薬学部国際交流基金規程	2021.04.01 改正
	薬学部国際交流基金規程実施細則	2021.08.30 改正
	薬学部教育・研究振興基金運用規程	2021.04.01 改正
	薬学部入学時特待生規程	2021.09.20 制定
薬学部(施設)	薬学部大学会館管理運営規程	2024.05.21 改正
	薬学部大学会館使用規程	2021.04.01 改正
	薬学部体育施設使用規程	2024.05.21 改正
	薬学部学生クラブハウス使用規程	2024.06.18 改正
	薬学部学生ロッカー使用規程	2021.04.01 改正
	阿武山キャンパス構内への入構及び駐車に関する規程	2021.04.01 改正
	薬学部図書館利用規程	2021.04.01 改正
	薬学部歴史資料室規程細則	2021.04.01 改正
薬学部(その他)	薬学部学友会会則	2021.04.01 改正
	薬学部 PA 会会則	2021.04.01 改正
	薬学部 PA 会奨学金規程	2024.05.21 改正
	薬学部 PA 会奨学金規程細則	2021.04.01 改正
	薬学部 PA 会学費融資規程	2024.05.21 改正
	薬学部 PA 会学費融資規程細則	2024.05.21 改正
大学院共通	大阪医科薬科大学 大学院学則	2025.04.01 改正
大学院薬学研究科	大学院薬学研究科規程	2025.04.01 改正
	大学院薬学研究科規程に基づく平成30年度以前入学生に適用する授業科目及び単位数並びに履修方法について	2021.04.01 制定

区 分	規 程 名 称	施 行 日
大学院薬学研究科	大学院薬学研究科薬学専攻博士課程がんプロフェッショナル養成コースにおける e-Learning によるがん医療関連講義科目細則	2024.08.02 改正
	大学院薬学研究科学位規程施行細則	2023.06.01 改正
	薬学研究科学位論文審査基準	2025.04.01 改正
	薬学研究科研究指導計画書の作成要領	2021.04.01 改正
	大学院薬学研究科における長期履修に関する規程	2021.04.01 改正
	大学院薬学研究科における修業年限の特例に関する規程	2021.04.01 改正
	大学院薬学研究科 奨学金規程	2023.04.01 改正
	大学院薬学研究科 奨学金規程運用細則	2021.04.01 改正

※掲載が必要な規程類がある場合には、随時掲載を追記します。

以 上







学生生活の手引き

2026



「学生生活の手引き 2026」PDF版

学務部 医学事務課

本部キャンパス 新講義実習棟 4階

薬学学務部 学生課

阿武山キャンパス C棟 1階

学務部 看護学事務課

本部北キャンパス 看護学部棟 1階